

平成28年9月定例会

# 浪江町議会会議録

平成28年9月 6日 開会

平成28年9月15日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成28年浪江町議会9月定例会会議録目次

|          |   |
|----------|---|
| 招集告示     | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

## 第 1 号（9月6日）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 3  |
| 出席議員                           | 5  |
| 欠席議員                           | 5  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 5  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 5  |
| 開会の宣告                          | 7  |
| 開議の宣告                          | 7  |
| 議事日程の報告                        | 7  |
| 会議録署名議員の指名                     | 7  |
| 会期の決定                          | 7  |
| 諸般の報告                          | 8  |
| 行政報告                           | 8  |
| 一般質問                           | 17 |
| 佐々木勇治君                         | 18 |
| 馬場 績君                          | 32 |
| 請願・陳情の付託                       | 58 |
| 認定第1号から報告第5号一括上程、説明            | 59 |
| 延会について                         | 92 |
| 延会の宣告                          | 92 |

## 第 2 号（9月14日）

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程                           | 93  |
| 出席議員                           | 94  |
| 欠席議員                           | 94  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 94  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 95  |
| 開議の宣告                          | 96  |
| 議事日程の報告                        | 96  |
| 認定第1号の質疑、討論、採決                 | 96  |
| 認定第2号の質疑、討論、採決                 | 132 |
| 議案第72号の質疑、討論、採決                | 132 |
| 議案第73号の質疑、討論、採決                | 133 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 議案第74号の質疑、討論、採決 | 1 3 3 |
| 議案第75号の質疑、討論、採決 | 1 3 4 |
| 議案第76号の質疑、討論、採決 | 1 3 4 |
| 議案第77号の質疑、討論、採決 | 1 3 5 |
| 議案第78号の質疑、討論、採決 | 1 3 5 |
| 議案第79号の質疑、討論、採決 | 1 3 6 |
| 議案第80号の質疑、討論、採決 | 1 3 6 |
| 議案第81号の質疑、討論、採決 | 1 3 6 |
| 議案第82号の質疑、討論、採決 | 1 3 7 |
| 議案第83号の質疑、討論、採決 | 1 3 7 |
| 延会について          | 1 3 8 |
| 延会の宣告           | 1 3 8 |

### 第 3 号 (9月15日)

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 議事日程                           | 1 3 9 |
| 出席議員                           | 1 4 0 |
| 欠席議員                           | 1 4 0 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 4 0 |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 1 4 1 |
| 開議の宣告                          | 1 4 2 |
| 議事日程の報告                        | 1 4 2 |
| 議案第84号の質疑、討論、採決                | 1 4 2 |
| 同意第4号の質疑、採決                    | 1 4 5 |
| 報告第4号の質疑                       | 1 4 5 |
| 報告第5号の質疑                       | 1 4 5 |
| 同意第5号の上程、説明、質疑、採決              | 1 4 6 |
| 同意第6号の上程、説明、質疑、採決              | 1 4 7 |
| 委員会の閉会中の継続審査又は調査について           | 1 4 8 |
| 町長あいさつ                         | 1 4 8 |
| 閉会の宣告                          | 1 4 9 |

浪江町告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月8日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成28年9月6日（火） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 渡邊泰彦君  | 2番  | 佐々木勇治君 |
| 3番  | 鈴木幸治君  | 4番  | 吉田数博君  |
| 5番  | 平本佳司君  | 6番  | 松田孝司君  |
| 7番  | 山崎博文君  | 8番  | 若月芳則君  |
| 9番  | 佐々木恵寿君 | 10番 | 山本幸一郎君 |
| 11番 | 泉田重章君  | 12番 | 佐藤文子君  |
| 13番 | 紺野榮重君  | 14番 | 三瓶宝次君  |
| 15番 | 馬場績君   |     |        |

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成28年浪江町議会9月定例会

議事日程(第1号)

平成28年9月6日(火曜日)午前9時開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2  | 会期の決定                                       |
| 日程第3  | 諸般の報告                                       |
| 日程第4  | 行政報告  |
| 日程第5  | 一般質問  |
| 日程第6  | 請願・陳情の付託                                    |
| 日程第7  | 認定第1号 決算の認定について                             |
| 日程第8  | 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について                    |
| 日程第9  | 議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について                |
| 日程第10 | 議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止について                    |
| 日程第11 | 議案第74号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第4号)               |
| 日程第12 | 議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)       |
| 日程第14 | 議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第78号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第16 | 議案第79号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)       |
| 日程第17 | 議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)         |
| 日程第18 | 議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第19 | 議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)        |
| 日程第20 | 議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)             |
| 日程第21 | 議案第84号 工事請負契約の締結について(福島再生賃貸                 |

|         |         |                                 |
|---------|---------|---------------------------------|
| 日程第 2 2 | 同意第 4 号 | 住宅整備工事)<br>特別功労者の決定について         |
| 日程第 2 3 | 報告第 4 号 | 浪江町一般会計継続費精算報告書について             |
| 日程第 2 4 | 報告第 5 号 | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営<br>状況報告について |



出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 邊 泰 彦 君 | 2 番  | 佐々木 勇 治 君 |
| 3 番  | 鈴 木 幸 治 君 | 4 番  | 吉 田 数 博 君 |
| 5 番  | 平 本 佳 司 君 | 6 番  | 松 田 孝 司 君 |
| 7 番  | 山 崎 博 文 君 | 8 番  | 若 月 芳 則 君 |
| 9 番  | 佐々木 恵 寿 君 | 10 番 | 山 本 幸一郎 君 |
| 11 番 | 泉 田 重 章 君 | 12 番 | 佐 藤 文 子 君 |
| 13 番 | 紺 野 榮 重 君 | 14 番 | 三 瓶 宝 次 君 |
| 15 番 | 馬 場 績 君   |      |           |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|  |           |                        |           |
|--|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長  | 馬 場 有 君   | 副 町 長                  | 宮 口 勝 美 君 |
| 副 町 長  | 本 間 茂 行 君 | 教 育 長                  | 畠 山 熙一郎 君 |
| 代表 監 査 委 員   | 山 内 清 隆 君 | 総 務 課 長                | 佐 藤 良 樹 君 |
| 復興再生事務所長<br>兼まちづくり整備課長                               | 安 倍 靖 君   | 復興推進課長                 | 山 本 邦 一 君 |
| 町 民 税 務 課 長  | 武 隈 吉 美 君 | 産 業 振 興 課 長            | 岩 野 善 一 君 |
| ふるさと再生課長   | 三 瓶 徳 久 君 | 帰 町 準 備 室 長            | 鈴 木 政 己 君 |
| 健康保険課長兼<br>仮設津島診療所<br>事務 長                           | 居 村 勲 君   | 介 護 福 祉 課 長            | 佐 藤 祐 一 君 |
| 生 活 支 援 課 長  | 清 水 中 君   | 会 計 管 理 者<br>兼 出 納 室 長 | 鈴 木 貞 孝 君 |
| 教育委員会事務局<br>教育次長兼浪江町中央公<br>民館長兼浪江町津島公民<br>館長兼浪江町図書館長 | 大 原 教 知 君 |                        |           |

職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 清 水 佳 宗 | 次 長 | 横 山 秀 樹 |
|---------|---------|-----|---------|

書

記

柴 野 早 苗

---

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年6カ月が過ぎようとしております。9月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。お直りください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解いただきたいと思います。なお、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますのでご了承ください。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、平成28年9月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、9番、佐々木恵寿君、10番、山本幸一郎君、11番、泉田重章君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から15日までの10日

間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの10日間といたします。

会期中の会議についてお諮りします。6日、14日及び15日を本会議とし、7日から13日までは委員会等のため休会といたしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成28年浪江町議会9月定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から2000日余りが経過いたしました。改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、今なお、県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、6月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

始めに、平成27年度決算についてご報告いたします。

平成27年度は、全町避難が長期化する中、避難先での行政運営の拠点である二本松事務所と、復興拠点である浪江町役場本庁舎において復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいりました。

町内での業務におきましては、これまで継続して行ってきた町道、

上下水道等のインフラ復旧に努め改善を図ったほか、デジタル防災行政無線の整備や公共施設への太陽光発電設備の設置などを実施し、町内の防犯・防火体制の更なる強化を図りました。

また、復興実現期への足がかりとして、浪江町地域スポーツセンターの復旧を完了させたほか、災害公営住宅、交流・情報発信拠点施設、認定こども園、浪江東中学校、診療所、産業団地等の整備に向けて、調査・計画・測量・設計等を実施いたしました。

このような中、町内では平成27年度末で20事業者、24事業所が事業再開を果たすとともに、農業再生に向けた復興組合が組織され、農地の保全活動や水稻の実証栽培などが行われております。町といたしましても、財政的な支援のほか、担い手の方々のニーズにきめ細やかに対応いたしました。

また、全国各地で避難生活を送られている町民同士の絆を維持していくため、町民ニーズに即したタブレット端末機を活用した情報発信を進めるとともに、県内3カ所の交流館運営への財政措置や、1府9県に配置した復興支援による個別訪問や交流会への開催等を行いました。

このような状況のなか、一般会計の決算は、歳入総額140億5482万1000円、前年比で8.8%減、歳出総額133億8900万8000円、前年度比7.9%減となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財産を差し引いた実質収支は、4億3912万7000円の黒字となりました。

決算状況を歳入歳出別にみますと、歳入については、東日本大震災復興交付金をはじめとする復興関連の基金繰入金や震災復興特別交付税などを中心に13億5455万8000円の減額となっております。

歳出では、防災集団移転促進事業における公有財産購入や災害弔慰金の減などにより、11億5572万5000円の減額となりました。財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましても、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も基金の繰入れや地方債の借入れに留意をし、健全財政を維持してまいります。また、特別会計についても全てにおいて黒字決算となっております。

震災から5年が経ち、本格的に復旧・復興を実現していく段階となってまいりました。引き続き広域分散避難する町民の皆様の生活再建とふるさと浪江の再生に向けて、復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、第24回参議院議員通常選挙についてご報告いたします。

6月22日公示、7月10日投開票で行われました当選挙におきましては、期日前投票・郵便による不在者投票や投・開票日当日まで適

正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙でも、選挙のお知らせを全有権者に配布し投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、9日、10日は仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行させるなどして、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上に努めてまいりました。

選挙区選出議員選挙の結果でございますが、当日有権者は1万6072名であり、投票者数は7912名で投票率は49.23%、前回の投票率48.42%に比べ0.81ポイント上回りました。

次に、賠償支援の取り組みについてご報告いたします。

75歳以上の単身等世帯の訪問支援事業につきましては、7月末現在で109名に延べ255回の訪問を実施し、請求書作成等の支援を進めました。また、事業の対象者のうち、支援の要否について未回答の方につきましては、訪問等により意向の確認を進めております。

浪江町ADR集団申立てに関しましては、仲介委員が東京電力に対し和解案の受諾を求め、和解仲介手続きが継続中であり、一日も早い解決を見出すために弁護団との協議を重ねつつ、今後の方針について検討をしております。

また、東京電力に対しては、和解案の早期全部受諾をはじめ、賠償に係る重要事項について要求書を提出し、速やかな対応を求めたところであります。

次に、住民懇談会についてご報告をいたします。

6月23日から7月5日まで、県内外で全8回開催し1215名の町民の皆様の参加をいただきました。町からは、避難指示解除に関する有識者検証委員会報告書について説明し、国からは、避難指示解除に関する考え方、除染の進捗状況について説明がありました。その後、放射線に関することや避難指示解除に関する考え方等について、様々なご質問・ご意見をいただき、町民の皆様と意見交換をさせていただきました。

次に、復興計画第二次についてご報告いたします。

今年度、復興計画の見直しを予定しており、8月10日に21人の方を策定委員として委嘱いたしました。今後、6回程度の策定委員会を開催し、年度末に復興計画案をご提言いただくこととなっております。

次に、農業者の例外的夜間滞在についてご報告いたします。

かねてから要望がございました農業者の町内での夜間滞在については7月25日付で滞在を認めることが出来ることとなりました。これを受けて8月2日には8つの復興組合から共同作業者を含む73名の申請が、8月5日には2つの復興組合から共同作業者を含む26名

の申請があり、8月5日より夜間滞在が開始されております。

次に、特例宿泊についてご報告いたします。

9月1日から26日の期間で実施している特例宿泊については8月末現在で申込者が307人、126世帯となっております。

また、帰還支援一時宿泊所として9月1日にオープンしたホテルなみえについては40人の申し込みとなっております。

次に、浪江町内の防犯体制についてご報告いたします。

町民の皆様の財産を守るために防犯カメラの追加措置や、パトロール強化といった追加防犯対策も実施するなか、7月27日には現在町内でパトロールをしている警察、消防、除染事業者などの関係機関、町が主体となる見守り隊や消防団、警備会社や行政区長会を構成員とする第2回の浪江町防犯防火対策連絡協議会を開催いたしました。お互いの活動報告から有意義な情報交換の場となりました。

また、今回の協議会においては特例宿泊への対策を中心に意見交換を実施しました。引き続き回を重ね更なる連携強化を図ってまいります。なお、7月までの刑法犯認知件数は16件であり昨年比では7件の増となっております。

次に、消防団活動についてご報告いたします。

浪江町消防団においては、現在全国に分散避難しているなか、献身的に町内でのパトロールを実施していただいているところであります。そういったなか、帰町後には町内での消防活動を再開すべく6月26日には第2回、8月28日は第3回の浪江町消防団将来像内部検討会を開催いたしました。年度内に5回の開催を予定しており、帰町する町民の皆様を安心して迎えられるよう検討を進めてまいります。

次に、地域防災計画の改訂状況についてご報告いたします。

帰町後の町民の皆様のお安全や安心のため、昨年度より地域防災計画の改訂作業に着手してまいりました。素案として取りまとめた計画について、その実効性を確認するための防災訓練を10月に実施する予定であります。

また、議会をはじめ、関係機関に協力要請や意見聴視をし、更にはパブリックコメントも実施し今年度中の改訂を目指して検討を進めてまいります。

次に、東京電力ホールディングス株式会社との安全確保協定の締結についてご報告いたします。

9月1日に福島県庁において、福島県、東京電力、そして私自らも立会いのもと、「福島第一原子力発電所の廃炉等に係る周辺市町村の安全確保に関する協定」を締結いたしました。今回、締結いた

しました安全確保協定は施設の新增設に伴う事前説明、現地確認、立入調査、適切な措置要求など、立地町が締結している協定と同等のものとなっております。この協定が住民の皆様の安心・安全に寄与出来るよう県、周辺市町村一丸となって今後の福島第一原子力発電所の廃炉に対し取り組んでまいります。

また、協定締結以前に7月の廃炉安全監視協議会において、炉心溶融隠ぺい問題について東京電力から説明がありました。当町だけではなく、県や周辺市町村と連携しながら東京電力の体質改善や情報公開の透明性確保について、継続して求めてまいりたいと考えております。

なお、廃炉安全監視協議会だけではなく、炉心溶融隠ぺい問題が明るみになった際に町として東京電力に対し、謝罪の言葉だけではなく、事故の究明、復興への取り組み、賠償への対応について今後の具体的な行動で示すよう強く申し入れております。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業についてご報告をいたします。

施設整備に係る基本計画に基づき、造成・建築基本設計並びに地質調査に着手しております。

また、9月5日には磐城国道事務所と事業の推進に向け「道の駅の設置に関する協定」を締結したところでございます。

次に、町内の公営住宅整備についてご報告をいたします。

幾世橋地区に災害公営住宅85戸の整備を進めておりますが、現在1工区22戸の造成工事を行うとともに、建築事業者の公募をしております。

また、2工区63戸につきましては、工事の発注準備をしているところであります。旧雇用促進住宅2棟、80戸の改修工事につきましては8月25日に工事入札を行ったところであり、来年7月の完成を予定しております。

次に、津波被災地の復興事業についてご報告いたします。

津波被災地における防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りにつきましては、現在まで契約手続き中を含め約560件、面積にして約86%の契約となっております。

また、移転先住宅団地の整備につきましては、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸の整備を計画しており、幾世橋地区については造成工事、請戸地区については埋蔵文化財の調査を行っているところであります。

次に、浪江町内での事業再開・新規事業の状況・支援についてご報告いたします。



8月末現在、再開・新規をあわせて22事業者、26事業所となっております。町としては、町内での事業を再開した事業所に対し電気料金を補助する等、引き続き町内事業再開への支援を実施するとともに、官民合同チームと連携を図り更なる事業再開に繋げてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

雇用の場の創出のため、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地の整備に伴う用地測量並びに地質調査事業を進めております。更には、早期に進出を希望される企業へ提供する用地として、7月には浪江日本ブレーキ株式会社の用地等を取得したところであり、今後は既存施設の解体や敷地整備を進め、進出希望の企業が早期に操業出来るよう調整を図ってまいります。

次に、町内仮設商業施設整備についてご報告いたします。

一時帰宅する町民や、今後の避難指示解除に伴う帰還町民の生活環境整備のため、仮設商業施設整備を進めております。飲食業や小売業など10店舗の出店が決まり、去る8月27日に協定式を執り行いました。

また、施設の愛称について町民の皆様に広く募ったところ、23件の応募があり、タブレットによる人気投票を経て8月27日の愛称審査会での審議により、権現堂地区の遠藤順子さんが応募された「まち・なみ・まるしえ」に決定いたしました。町復興のシンボリック存在として皆様に親しまれる施設になるよう期待をしているところであります。

次に、観光、産品振興についてご報告いたします。

相馬野馬追が7月23日から25日の3日間開催され、各郷から約440騎、そのうち標葉郷からは38騎が出陣し、勇壮な姿に全国から集まった皆さんから惜しみない拍手が送られました。

また、浪江ブランド品の風評被害払拭のため、各事業所が浪江町ブランド・イメージ回復支援事業を活用し、全国各所において物産展や復興イベントに参加しております。今後も産品のPRとともに、浪江町の情報発信を継続的に実施してまいります。

次に、農地保全の取り組みについてご報告いたします。

除染後の農地を地域で保存していくための復興組合については、8月末までに累計で18行政区12組合が設立されたところであります。更には、水路の泥上げや農道の管理等、農業・農村の有する多面的機能の維持を図る共同活動のための、多面的機能支払組合の酒田地区・立野地区・藤橋地区・西台地区の4団体6行政区において

設立されたところであります。今後も、復興組合や多面的支払組合の設立を支援してまいります。

次に、水産業の復旧・復興についての取り組みについてご報告をいたします。

請戸漁港の水産業共同利用施設整備につきましては、平成25年度から昨年度までの3カ年、関係者による議論がなされた新しい水産業デザイン実現化事業の成果をもとに、衛生管理型の施設整備に向け、管理運営体制整備事業、更には施設整備に係る実施設計の業務委託を発注したところであります。

また、水産業の加工団地整備計画の作成にも着手するなど、町の基幹産業の一つであった水産業の復旧・復興を着実に進めてまいります。

次に、上下水道の復旧状況についてご報告いたします。

高瀬地区の農業集落排水復旧工事が6月30日に竣工し、7月から供用を開始したところであります。

また、上水道は7月より高瀬地区、8月より権現堂・樋渡・牛渡・川添地区に供給を開始いたしました。これで避難指示解除準備区域と居住制限区域全域に水道が供給されます。上水道の開栓状況ですが、8月25日現在、395件を開栓しております。

次に、町民の健康管理についてご報告いたします。

震災後、避難生活が長期化するにつれて、運動不足、食生活の変化、ストレスの増大等により、生活習慣病の増加が懸念されております。町の総合健診や県民健康管理調査の分析結果においても、震災前との比較で肥満・高血圧・脂質代謝異常等の割合が高い傾向を示しております。今後とも、適度な運動、規則正しい食生活などの健康指導や啓発活動により、町民の生活不活発病の予防に努めてまいります。

次に、現在行っております健康診査や検査の状況についてご報告いたします。

町の総合健診については、受診機会の確保のため前年度より日数を増やし8月26日から11月17日までの延べ21日間とし、県内各会場で実施しております。

町の総合健診を受診できない方については、相馬市、南相馬市及び福島市内の医療機関で個別に受診出来るよう対策を講じるとともに、郡山市、いわき市の医療機関では、がん検診のみとなりますが、個別に受診出来るよう対策を講じております。

また、県外に避難している方の総合健診については町が公益財団法人結核予防会に委託して実施します。これは県民健康調査を兼ね

ているため、福島県立医科大学から別にご案内をしておりますが今年度からは国保の特定健診及び、後期高齢者医療の健診については町からご案内をしております。

次に、町内での内部被ばく検査についてご報告いたします。

町内での内部被ばく検査体制については、県の協力により9月から第2・第4金曜日に役場本庁舎敷地内駐車場に車載型バスが設置され検査体制が整います。

なお、原則として予約制となりますので、ご利用の際は事前に電話予約をお願いいたします。

次に、放射線相談員の配置についてご報告いたします。

原子力安全研究協会より、放射線相談員として1名の方の派遣をいただき9月1日から役場本庁舎、帰町準備室内に配置いたしました。

主な業務内容としましては、Dシャトルの窓口での配布・使用説明・回収・データの説明及び放射線に関する相談等を行うこととなっております。町民の放射線に対する不安が解消出来るよう丁寧に対応してまいります。

次に、浪江診療所新築工事及び仮設津島診療所新築工事の進捗状況についてご報告をいたします。

浪江診療所につきましては、現在、鉄筋及び型枠組立てを施工中で8月末現在の進捗率は16%となっております。

また、仮設津島診療所につきましては、現在、基礎配筋工を施工中で8月末現在の進捗率は建築工事5%、電気工事5%、機械工事3%となっております。いずれも、来年の1月の完成に向け工事が進められております。

次に、災害関連死についてご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、8月末現在、申出受理件数が474件、うち審査済件数が450件、うち認定済件数が391件であります。

次に、高齢者向け臨時福祉給付金についてご報告いたします。

5月から受付を開始し、8月中旬に終了した当該事業は8月末日現在、3543世帯4987人に総額1億4961万円を支給いたしました。

次に、町民交流事業についてご報告いたします。

みんなの連絡帳を作成するため、8月1日発行の町広報誌で周知をし掲載希望者の承諾書を8月末締め切りで回収をいたしました。この連絡帳については、今年度中に町民の皆様に配布出来るよう作成を進めております。

また、仮設住宅座談会を8月19日の南相馬市八方内仮設住宅を皮切りに6カ所の仮設住宅で行い、入居者の皆様と意見交換をいたしました。

次に、応急仮設住宅についてご報告をいたします。

8月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2763戸に対して入居戸数が1589戸、入居者数は2846人、入居率は57.5%となっております。

次に、町外の復興公営住宅についてご報告いたします。

8月末で、締め切りをした第5期募集の応募状況は募集戸数229戸に対し応募戸数は61戸となっております。その他の応募状況は募集戸数258戸に対し、応募戸数59戸となっております。

また、入居状況につきましては、8月末現在1423世帯の入居が決定し、そのうち357世帯で入居が開始されております。

なお、今後の募集につきましても広報ホームページ等を利用し周知を図ってまいります。

次に、教育行政についてご報告いたします。

学校教育関連では、7月14日に文部科学大臣が浪江中学校を視察訪問しました。学習環境を視察したのち、職員室で代表生徒や教職員と意見交換等を行いました。

生涯学習関連では、双葉郡スポーツ交流大会が7月18日に広野町で開催され、浪江町からは野球と剣道の2種目に出場し、野球が3年ぶりに優勝いたしました。

県総体県民スポーツ大会相双地域大会が8月7日に南相馬市で開催され、浪江町からは壮年ソフトボールと9人制バレーボールに出場し、壮年ソフトボールが8年ぶりに優勝をいたしました。

子育て支援関連では、福島市の「アオウゼ」で未就学児の保護者を対象に子育てサロン「ぽかぽかテラス」を開催いたしました。母4名、子ども4名の参加があり、サロンでは親子一緒に「触育」による遊びを楽しみました。今後も継続して開催してまいります。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告をいたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の一部改正案件が1件、町道路線の認定及び廃止案件が1件、平成28年度の補正予算案件が10件、工事請負契約の締結案件が1件、特別功労者の同意を求める案件が1件、継続費精算報告案件が1件、経営状況報告案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます行政報告とさせ

ていただきます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。  
(午前 9時33分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前 9時36分)

---

○議長（吉田数博君） 町長より発言の訂正を求められておりますのでこれを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 行政報告の中で訂正がございますので、訂正をお願いしたいと存じます。

まず行政報告の1ページであります。中頃より若干下で後ろから14行目のところで「上下水道等のインフラ復旧に努め、改善を図ったほか、デジタル防災行政無線」と申し上げましたが、「移動系」の文言が抜けてましたので、追加をお願いしたいと思います。

それから、2ページの7行目、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき「財源」のところを「財産」と申し上げましたので、正しくは「財源」でありますので、ご訂正をお願いいたします。

続きまして、8ページです。数字の訂正で「8月末現在411件」と申し上げました。「8月25日現在395件」と申し上げましたが、「8月末現在で411件」と訂正をお願いします。

さらに、11ページです。3行目から4行目にかけてまして、募集戸数229戸に対し、応募戸数は「61」と申し上げましたが、「112戸」となっております。数字の訂正をお願いいたします。

それから、下段に応募戸数「69戸」と申し上げましたが、正しくは「114戸」となっておりますので、訂正いたします。

なお、訂正した数字については、原稿ができた後に最新の情報をということで訂正をいたしましたので、よろしくをお願いしたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告は終わりました。

---

### ◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通

告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項については議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件に関して撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

---

◇ 佐々木 勇 治 君

○議長（吉田数博君） 2番、佐々木勇治君の質問を許可いたします。

2番、佐々木君。

[2番 佐々木勇治君登壇]

○2番（佐々木勇治君） おはようございます。2番、佐々木勇治と言います。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問方法は、一括質問方式をお願いいたします。

今回の質問ですが、一つ目に東京電力賠償について。二つ目に帰町について。三つ目に生活支援について。四つ目に墓地について。五つ目に放射線についての5項目を質問させていただきます。

最初の質問に入りますが、原発事故発生後7年目となる平成29年6月以降の精神的損害賠償として東電が帰還困難区域に700万円を追加し、一括で支払われました。

長年住み慣れた住居や地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償するということです。いわゆるふるさと喪失の損害賠償です。

この賠償金で町民の間にいまだに軋轢があります。理由としては、避難指示解除準備区域や居住制限区域の方は、同じ浪江町民なのに帰還困難区域ばかり優遇されている賠償格差だと言う方。

また、双葉町は帰還困難区域96%、避難指示解除準備区域4%で一律賠償。大熊町は帰還困難区域96%、居住制限区域4%で一律賠償。

帰還困難区域だけなら納得もできるが、なぜ双葉町と大熊町だけ一律賠償という方。

いずれにせよ軋轢が無くならないのですが、避難指示解除準備区域や居住制限区域と帰還困難区域の精神的損害賠償格差をどうやって埋めていく考えかお伺いします。

次の質問ですが、避難指示解除準備区域や居住制限区域で財物賠償6分の5は支払いを受けていますが、6年目も帰還できません。

ですので、6年目に入った時点で東京電力から勝手に合意書が送られてくると考えている町民もおります。財物賠償の残り1年分を追加で支払う予定ですが、支払い時期についてはいつ頃ですか。

また、一般家財の賠償について東京電力に確認したところ、避難指示解除準備区域と居住制限区域の方の追加支払いはありません。との答弁でしたが、避難指示解除準備区域と居住制限区域について6年目も帰還できないので、帰還困難区域と同等の基礎額を支払われるのが当然のことだと思います。差額はそのまま、埋まらない現状をどう考えていますか、お伺いします。

次の質問ですが、平成27年2月で個別のやむを得ない事情を除いて就労不能損害賠償が終了しました。町民にとっては本当に死活問題ですが、終了したのは事実です。ですが、町が避難指示を解除し、1年間は平成23年3月11日時点の給与との差額が賠償されます。現段階では、平成30年3月31日までに帰町しないと賠償が受け取れない状態となっております。

例を挙げると平成29年3月に解除するとします。平成29年9月に帰る方もいれば、1年後の平成30年3月に帰る方もいます。東京電力の言い分では、平成30年3月31日までに帰れば、そこから1年間は震災時との給与差額をお支払いします。しかし、平成30年3月31日より1日でも遅い平成30年4月1日に帰町すればお支払いしません。となっております。こんな話はおかしくないですか。早く浪江町に帰った方のみお金を支払うこの体制。帰らない方に対しては支払いのないこの体制。居住していることを何で確認するんですかと聞いたら、解除後の住民票やアパートの契約書、または公共料金の明細書と言っておりました。

何年の就労損害賠償が良いかはわかりませんが、1年とかではなく、元の状態を取り戻すまでなのははっきりしていると思います。

死活問題の方もいますので、そんな東京電力の賠償制度もあるということをご全町民に周知徹底してはいかがでしょうか。お伺いします。

次の質問ですが、平成27年6月12日に政府が閣議決定した原子力災害からの福島復興の加速に向けてで、早期に避難指示が解除された場合においても、解除の時期にかかわらず、原子力発電所の事故から6年後に解除される場合と同等の精神的損害賠償が支払われました。

早期に避難指示が解除された場合におきましても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域、居住制限区域全体としての環境整備が必要とされていることを踏まえています。

帰還しても故郷の機能が回復していなければ、生活も元に戻ったとは言えないので、その損害は続いていると一定程度認めたと考えられます。

わかりやすく言えば、平成27年9月5日に解除した檜葉町です。

帰還しても故郷の機能が回復していなければ、生活も元に戻ったとはいえないのであれば、浪江町も同じ状態なので避難指示解除後相当期間、つまり1年間ではなく檜葉町のように解除後、2年半の精神的損害賠償を東京電力に請求していかないと町民も納得しないのではないのでしょうか。お伺いします。

次に帰町について伺います。避難指示解除をすれば土地家屋の固定資産税金はどうなるの、とみんな心配しております。

帰町する方にとっては家に住むから税金を支払っても当たり前か、となりますが、もう町には帰らないと決めた方にとっては何で住まないのに固定資産税金を払わないといけないんだ、となるわけです。勝手に町から追い出して、勝手に解除したから税金支払え。となれば町民が怒るのも理解できます。

土地家屋とも鑑定評価を行ってからの話だと思いますが、避難指示解除後、土地家屋の固定資産税の免除と減免の期間をどう考えているのかお伺いします。

次の質問ですが、町に住民票を置いておくと、何のメリットがあるの。逆にデメリットは、と聞かれますが、正直私にはメリットもデメリットもよく説明できませんでした。

調べてみると、メリットは一つだけ、面倒くさい手続きをしなくて良い。逆にデメリットには、免許証の更新が引っ越し先でできない。印鑑の登録が引っ越し先でできない。本人確認郵便で一部受け取りができない。引っ越し先で選挙に参加できない。移す義務がある人が移さないと罰金がある、とありました。

避難指示解除後は町以外に住んでいても、浪江町に住民票を何年間ぐらい置いておけるのかお伺いします。

次の質問ですが、帰町後、高齢者が多くなると予想します。だからと言って災害がなくなるはずでもありません。福島第一原子力発電所事故、地震津波のほか、風水害等の何が起こるかわかりません。災害を想定した定期的な訓練や実践的な訓練も必要になると考えます。中でも高齢者の命を守るのに、誰と誰はAさんを助け、誰と誰はBさんを助けるという訓練が大事になると考えます。

これからは町民同士の自主防災が大事だと思いますが、避難解除後は災害に対し町全体での防災訓練は考えているのかお伺いします。



次の質問ですが、福島第一原子力発電所では毎日作業員が収束に向け頑張っていますが、これから絶対に何もないという保証はどこにもありません。

原子力災害時広域避難へ備え、ヨウ素剤の配布は誰がいつ行い、どんな方法で指示が出て、医師はどんなタイミングで飲ませるのでしょうか。また、町民にその対策は徹底しているのでしょうか。お伺いします。

次の質問ですが、平成29年3月の避難指示解除には災害公営住宅整備事業も福島再生賃貸住宅整備事業も間に合いません。半壊以上の方は家に住むことも難しい状態だと思います。災害公営住宅整備事業の第一工区22戸が平成29年9月の入居開始を目指しているものの、最終的に災害公営住宅整備事業も福島再生賃貸住宅整備事業も終了するのは、平成29年度末との話も聞きます。

本当に避難指示解除するつもりなら、町内に造る災害公営住宅や旧雇用促進住宅が完成してからと考えるのが妥当ではないですか、お伺いします。

次に、生活支援について伺います。一つ例を出せば、谷津田行政区のように帰還困難区域に囲まれている、居住制限区域が解除されて帰町したものの、行政区に1世帯や2世帯しか戻らない場合、公共料金が変わるのか、変わらないのかわかりませんが、もし震災前より高くなった場合は助成の考えはあるのかお伺いします。

次の質問ですが、避難先で家を購入した方、再就職した方、子供の入学や卒業。理由は様々ですが、もう町には戻らないと決心し、土地や家屋もこれから必要ない方がいますが、そんな売却したい方々への不動産紹介等のサポートは何か考えているのか、お伺いします。

次の質問ですが、復興推進本部会議で、東京電力福島第一原子力事故の避難者が住む仮設住宅と借り上げ住宅について、来年3月までとっていた無償入居の期間を1年間延長し、平成30年3月末までとなったのは本当ですか。また、県外の方についても同じと理解して良いのかお伺いいたします。

次に墓地について伺います。町民の減少が続いている状態です。そんな中、墓地を移動させる方もいれば、現状のままの方もいます。

町内に新たに大平山以外に墓地を購入したという方の話は私は耳にしません。しかし、大平山にある墓地を是非購入したいとの話を耳にします。こんな時だからこそ、町民の心をつなぎとめるためにも前向きに考えるべきだと思います。

大平山にある墓地400区画の内383区画が売却されており、2件は

申請中ですので、半年以上売れていない。正確には霊園が完成後以来残っている墓地が15基あります。買いたい町民が多ければ当然抽選になるとと思いますが、町民なら誰でも買えるようにする時期ではないでしょうか。お伺いします。

次に、放射線について伺います。大柿ダムは、河川流用が乏しく農業用水が不足していた福島県南相馬市小高区、双葉郡浪江町及び双葉町の水田約3500haへ灌漑用水を供給するために、浪江町に国営請戸川農業水利事業で昭和50年度から昭和63年度にかけて造られました。

東北地方太平洋沖地震によるダムの被害は、堤体の上部に深さ7mの亀裂の発生などの被害がありました。堤体の亀裂は遮水するゾーンの中まで達していたので、貯水位を最低水位まで低下させていましたが、国による直轄災害復旧工事によって、亀裂の入った堤体は平成28年1月に復旧されました。

大柿ダムの底質の放射性セシウム濃度は、取水口付近の湖底において、2012年2月から月1回継続して底質を調査しています。毎回20万Bq/kg前後の放射性セシウムが検出されています。

また、ダム湖全域の底質の調査結果では、放射性セシウム濃度は約3千から32万Bq/kgで、ダム湖の下流側に高い濃度で分布していることがわかりました。簡単に言うと、大柿ダムの底には放射性物質がたくさんあるということです。

では、大雨や台風で増水している時の放射性濃度はとなると、現在までの調査結果で、流入水の放射性セシウム濃度が最も高かったのは2013年9月の台風18号の時の810Bq/Lでした。しかしながら、この時の放射性セシウムは最大18Bq/Lにとどまり、しかも作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムは、セシウム134、137ともに1Bq/L未満でした。溶存態放射性セシウム濃度は、多くの場所で0.2Bq/L以下と非常に低濃度であり、ゲルマニウム半導体検出機では約6時間から13時間かけても定量ができないとも言われています。

なお、流入水の放射性セシウムは、大雨で増水すれば必ず検出されるわけではなく、検出される頻度は年に数回で、台風等の激しい増水時に限られています。

簡単に言うと、飲料水基準が10Bq/kgですが、放流水の放射性セシウムは最大18Bq/L検出されたんです。やはり、大柿ダムに放射性物質があるのは、疑問を感じますので除染を行うべきではないでしょうか。お伺いします。

次の質問ですが、除染作業の進捗状況をよく目にします。その内

容は、その1、その2、その3が終了。その4が施工中と目にしますが、その1からその3まで終了と記載されていると100%除染が終了したと皆さんが勘違いしますので、一部を残し終了などと書き方には十分注意するべきではないでしょうか。お伺いします。

次の質問ですが、放射線の低減は帰還判断でも間違いなく最重要です。

環境省が行っている本格除染では、一度除染をすれば放射線量があろうが、なかろうが関係なく終了します。年間線量等量率1 mSvを目指しているものの、厳しいのが現実だと思います。

再除染は、本格除染後のモニタリングで、敷地内の空間線量率の平均が毎時1  $\mu$ Svを超える場合、重点的に線量調査をし除染するとなっております。

しかしながら、再除染の基準となる数値がない状態なので、町民も何がなんだかさっぱりわかりません。そんな、誰をどう信用したらよいかわからないのが現実です。

町当局では、長期目標で年間1 mSvを目指し、出来る限り線量を下げると毎回聞きますが、本当に可能だと思っている方が何人いるか確認していただきたいくらいです。

セシウム137で例を挙げますと、半減期が30年、つまり放射能が半分になるまで30年です。除染後にセシウム137が10 $\mu$ Sv残ったとします。30年後に5  $\mu$ Sv、60年後に2.5 $\mu$ Sv、算出していくと150年後に0.3125 $\mu$ Svです。結論は、150年長生きしても年間1 mSvとの基準値としている毎時0.23 $\mu$ Svにはなりません。

そんな放射線量の中でも帰町したい方もいます。そんな町に戻りたい方のためにも、再除染の数値を徹底し町民の不安を少しでも解消してはどうですか。お伺いします。

次の質問ですが、菊池製作所さんにガンマカメラ測定業務を委託しております。測定対象は除染が終了した酒田、立野下、高瀬、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、北棚塩、藤橋、西台の1420件です。当然カメラ測定が終了すれば、結果が出てきます。しかしその結果を町民に渡したところでどんな意味があるでしょうか。放射線量だけなら除染終了時にでもわかります。

私がガンマカメラを必要とした理由は、町民が土地、家屋の放射線量を測定して毎時10 $\mu$ Svですと言ってきても、誰がどんな測定器で測定したの。と申告を受けた方は信憑性に欠けると考えたからです。

しかし、ガンマカメラでの結果なら一目でわかるし、信頼性が高いのでフォローアップ除染にも使用できると思ったからです。

しかし、町には残念ながら、線量基準もなければ、マニュアルもありません。何の目的で契約金約8000万円もかけてまで、ガンカメラで住宅を撮影するのをお聞かせください。

以上ですが、再質問は必要に応じて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私から順序が逆になりますけれども、2番の帰町についての（5）についてお答えをいたします。

議員お質しのとおり、入札不落あるいは用地取得が難航いたしまして、町内に整備計画中の災害公営住宅、あるいは福島再生賃貸住宅については、平成28年度末の完成は難しい状況となっております。しかしながら一方で、昨年度の住民意向調査から見ますと、帰還を希望する方の多くは、元の持ち家、自宅を希望している状況があります。また一刻も早く帰町したいという住民の皆様には、既に自宅の後片付け、あるいは修繕など自宅に住めるような準備を進めているという状況にあります。このような住民の方々の思いに応える為にも町といたしましては、避難指示解除に関する有識者検証委員会から提言がありました平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題についての課題をできるだけ早く解決をして、そして避難指示解除ができるような状態にすることが重要であると考えております。解除につきましては、住民懇談会で出される町民の皆様のご意見、さらには議会の皆様のご意見などを総合的に整理をしたうえで、国において判断されるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、大きな1番、東京電力賠償についてお答え申し上げます。（1）避難指示解除準備区域、居住制限区域と帰還困難区域の精神的損害の賠償格差につきましては、再編された区域及び自治体間における賠償の差により、被災者間で軋轢が生じ、より一層避難生活を過酷なものにしておりまして、区域に関わらず避難の状況は同等であることから、これまで全員一律賠償を継続的に求めてまいりました。当町の避難指示解除準備区域、居住制限区域においては、除染等の解除に向けた準備が進められておりますが、既に解除された地域とは違い長期避難がもたらす様々な影響があり得ることから、帰還するためには相応の準備期間が必要になります。

今後、現状を踏まえまして、適切な時期に避難指示が解除され、適正な相当期間が設定されることを今後も強く求めてまいります。

次に、（2）財物賠償の支払いについてでございますが、東京電

力は当町における財物賠償の残り6分の1につきましては、震災から6年経過後の平成29年3月以降に賠償するとしております。しかしながら、当町の避難指示解除は、除染の進捗等を踏まえれば発災から6年を経過し、全損扱いが明らかなため、東京電力に対し早急な支払いを要求しているところでございます。

東京電力からは避難指示解除時期の決定を踏まえ、できるだけ早急に対応するとの回答を得ておりますが、然るべき時期の到来後、速やかに支払いが出されるよう、現段階から手続きを進めることを重ねて求めてまいります。

また、家財につきましては、賠償の枠組みが示された当初におきましては、避難生活の状況は区域による差異はなく、同等の賠償であるべきことを訴えましたが、帰還困難区域は立ち入り制限があり、持ち出しできる家財が限定的になるとの考えに基づく賠償がなされているところでございます。

区域の差を埋める賠償にはなり得ませんが、特に購入金額30万円以上の高額家財と定型の賠償額を超える個別家財についての請求に資する取り組みを進めまして、今後も損害に対する適正な賠償を求めてまいりたいと考えております。

次に、(3) 帰還後の就労不能損害につきましては、避難指示解除の相当期間内に帰還された方に対して、12カ月を上限に賠償されるものであり、議員お質しのとおり、町民の皆様への賠償請求の案内については、避難指示解除の時期及び相当期間が明確になった時点で広報紙等を通じ周知徹底を図ってまいります。

次に、(4) 避難指示解除後の相当期間につきましては、中間指針において避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断していくことが適当とされております。

長期避難がもたらします様々な影響を踏まえまして、適正な相当期間が設定されることを強く求めるとともに、避難を強いられた期間に応じた適正な賠償を今後も引き続き求めてまいります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） 2番の帰町についての(1) 避難指示解除後の土地・家屋の固定資産の免除と減免の期間をどう考えているのかですが、税法上、現在は町全体が避難指示解除となっているため非課税となっておりますが、避難解除後の土地家屋の固定資産税については、解除となった次の年度より3年間2分の1減免されることとなっております。また、滅失・損壊した家屋の敷地については、平成33年度まで住宅用地とみなすということになっておりま

す。

本年度の予算は稀にみる規模となっているものの、町の財政等を考えたときには、自主財源というものも考える時期であると思われるのですが、一方では、避難者の方の経済的な問題や賠償問題等もありますので、それらを総合的に考えてまいりたいと思います。

続きまして、2番、解除後は町外に住んでいても住民票を何年間置いておけますかということですが、住所はその者の生活の本拠ということになっております。当町の場合避難指示が解除されてもすぐには生活環境が完全に整わず、避難生活を継続しなければならない状況が続くことも考えられますので、それらが整うまでの間は、現在の状況が継続されるべきであり、今後町としても継続を求めていくものでございます。

○議長（吉田敦博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） （3）避難指示解除後は災害に対し町全体での防災訓練は考えていますか、のご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、避難指示解除におきまして風水害、地震・津波、原発災害等に対する防災訓練は必要と考えております。

あわせて、町民の皆様には災害を理解していただく取り組みも重要と考えておりまして、防災教育に取り組みながら実践的な防災訓練を実施していきたいと考えております。

また、災害時におきまして、高齢者や避難に手助けが必要な方に対するサポートは、非常に重要だと考えておりまして、町民の皆様の居住場所、周辺環境等を踏まえまして、災害弱者と言われます避難行動要支援者の個別計画を作成してまいりたいと考えております。

次に、（4）原子力災害時広域避難を備え、ヨウ素剤の配布のご質問にお答えいたします。

現時点で国では、福島第一原子力発電所の放射性ヨウ素の残存量はわずかであり、全量が敷地外に放出となった場合でも、安定ヨウ素剤の服用には、至らないとの考えでございます。

しかし、町では、放射性ヨウ素がゼロではないリスクに備えまして、町民の皆様の人口分の安定ヨウ素剤は備蓄してございます。服用につきましては、安定ヨウ素剤は、副作用の可能性もありますことから、原則としまして原子力規制委員会が、服用の必要性を判断しましたら、原子力災害対策本部又は医師と相談のうえ、避難所や人が集まる場所で町が服用の指示を出すこととなります。

今後、町民の皆様には、地域防災計画改定後にパンフレットを作成しまして、しっかりとお知らせをしてまいりたいと考えていると

ころでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 大きい3番の生活支援についての（1）公共料金に対する助成の考えはのご質問にお答えいたします。上下水道料金等のことと思いますが、上水道事業や公共下水道事業等の地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う料金収入を充てる独立採算制が原則とされております。

そのため、地方公営企業に対して一般会計が負担する経費については、総務省が繰出基準を定め、その基準に基づく負担に対しては地方交付税の財源措置がなされているところでございます。

議員お質しのとおり、避難指示解除直後は利用者が少なく、料金収入が見込めないため、独立採算を成り立たせることが困難であるとも考えられます。

一方で、地方公営企業は、現在、営業収益の減少分を東京電力の営業損害賠償により補填している現状にあります。避難指示解除後の帰還により損害が継続する場合は、賠償の対象になると考えておりますので、しっかり請求手続きを行い、利用者にとって過度な負担とならないよう対応してまいります。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、土地建物の不動産紹介等のサポートについてご質問にお答えいたします。

空き家・空き地の売買につきましては、不動産会社の仲介により行われるのが一般的でございますが、定住促進のため空き家バンクに取り組んでいる自治体もございます。

当町におきましても、東日本大震災により自宅が倒壊した方や、町内へ移住する方の住宅確保等のため、空き家バンクの開設を検討してございます。

しかしながら、東京電力による宅地・建物賠償におきまして、避難指示解除まで第三者への譲渡が制限されていることから、売買に関する対応は未定でございますが、賃貸物件を先行し開設することについて検討している状況でございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 仮設住宅と借り上げ住宅の無償入居期間の延長についてお答え申し上げます。

平成28年7月15日付けで、福島県より平成30年3月末まで応急仮設住宅等の供与期間を延長することが通知されました。

また、県外のみなし仮設住宅等につきましては、福島県が供与期

間の延長を各都道府県に要請しております。当然当町といたしましても要請してまいります。残念ながら延長の判断は、避難先の各自治体が行うこととなっております。

また、このことを町では、広報なみえ 8 月 15 日付けお知らせ版、ホームページの 7 月 22 日付け、8 月 17 日付け等で周知しております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、4 番の墓地についてのご質問にお答えいたします。

町営大平山霊園につきましては、津波被災地において実施しております防災集団移転促進事業の一環として、当地区にあった共同墓地の代替施設として整備したものであります。

議員お質しのとおり、現在、空き区画が十数区画ありますが、墓地移転を保留されている方もいらっしゃることから、集団移転促進事業の進捗にあわせ、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 大きな 5 番の放射線について。

（1）大柿ダムに放射性物質があるのは疑問を感じますので除染すべきではについてお答えいたします。

大柿ダムにつきましては、国に対しダム底の放射性物質を含んだ底質土の除去を実施し、その後も定期的に行うことと要望しております。

これに対し、東北農政局からはダム底の堆積土はデッドスペースにあり、貯水により抑えてられており流出はしにくいと報告を受けておりますが、ダムの底には高濃度の放射性物質があり、町民の不安材料となっておりますので、引き続き国に除去を求めてまいります。

続きまして、（2）除染作業の進捗状況でその 1、その 2、その 3 が終了との質問にお答えいたします。

浪江町除染等工事その 1 からその 3、対象地域内におきましては、除染未同意の方がおり除染作業が出来ていない箇所があるのが事実でございます。今後未同意者からの同意取得に努めてまいりますとともに、表現につきましては工夫をしてまいります。

（3）放射線の低減は帰還判断でも最重要で年間線量等率 1 mSv を目指していますかについてお答えいたします。

環境省における本格除染後のフォローアップ除染につきましては、除染後に事後モニタリングを行い、面的除染の効果が維持されているかの調査を行います。その調査結果を踏まえ、現場に応じた



フォローアップ除染を行うこととしております。また、事後モニタリングにおきましては、1回のみでは終わりとはせず継続的にを行い、長期的な状況の確認を行い、空間線量低減へ努めることとしております。

フォローアップ除染の基準値に関しましては、現在明確化されておられませんので、町といたしましては、環境省へきちんと数値基準を示すことを要望してまいります。

(4) 町には線量基準もなければ、マニュアルもないのに住宅をガンマカメラで撮影する意味はについてにお答えいたします。

ガンマカメラにつきましては、除染後の家屋等の線量分布等について面でとらえたものを画像で表し可視化することで、除染効果の確認や除染の理解促進及び安心確保を図ることを目的として事業を進めております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

始めに東京電力の精神的損害賠償格差について再質問いたします。一律賠償を求めているのはわかりました。では放射性物質の影響で長年住み慣れた住居や地域が長期間に渡って帰還不能となり、そこでの生活断念を余儀なくされた帰還困難区域の精神的苦痛と、避難指示解除準備区域や居住制限区域であろうと、放射性物質を危惧し、子供や孫のために長年住み慣れた住居や地域で生活断念するしかなかった方とのどちらもふるさと喪失という辛さは同じだと思えます。何が違くて賠償格差がついていると思えますか、お伺いします。

次に、避難指示解除後相当期間の精神的損害賠償について再質問します。柔軟な対応とか言っている時期ではないんです。子育て世代は認定子ども園や小中学校関連施設が再開されていなければ、帰町の選択すらもない状態です。学校が再開されてから初めてどうするか選択肢ができるので、そこから相当期間の精神的損害賠償が妥当ではないでしょうか。関連して帰町にも関わってきますが、町では平成29年3月に避難指示解除を目指していますが、認定子ども園や小中学校関連施設が再開されるまでの期間、来年の4月からはどこに生徒を通わせるつもりで考えているのかお伺いいたします。

次に、帰町についてヨウ素剤の配布について再質問します。今の答弁ではよくわからなかったのですが、配るのか、配らないのかよくわからない。3歳以下に液体のヨウ素。いや、これは止めます。

次に、放射線についての大柿ダムについて再質問します。放射性物質は、流出はどのぐらいとか言っていますが、流出するというこ

とわかっているんですよね。そんな話では話にもなりません。町当局ではそんな話で納得しているんですか。上水を使うみたいな話で納得しているんですか。また、そんな話を避難解除の町民説明会で話をして町民が疑問に思わず、納得すると思っと思っていますかお伺いします。

以上で再質問終わります。

○議長（吉田数博君） 2番、佐々木君。今通告になかった認定子ども園及び小中学校の再開については通告がなかったのですが。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時26分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時26分）

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 賠償格差についてでございますが、議員お質しのおおりに、例えば避難指示解除準備区域、さらには居住制限区域の中にも帰還不能、さらには帰還を断念せざるをえない方がいらっしゃるかと確かに思っております。現状賠償格差があるのが現状でございます。繰り返しになりますが、町としましては先ほど申し上げたとおり、避難指示解除後の賠償の相当期間、そういう中で中間指針においてもありますとおりに、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当と明記されてございます。

先ほども申し上げましたとおりに、適正な相当期間が設定されることを強く求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは先ほどのご質問ですが、議員のご質問の趣旨を私こんなふう理解しましたので、まずそこを確認をさせていただきます。帰町判断がなされて、その帰還者の中に子供さんがいられると。その時点で私どもが準備している子ども園とか、学校の再開の準備が追いつかないときにはどうするんだと、こういう意味でよろしゅうございますか。

私達は、いろんなことを想定して準備しているわけでございます。期間の判断の時期もその一つの大きなポイントになるわけですが、もし今お話のことが想定された場合に、とりわけ義務教育については必ず就学の機会を確保しなくてははいけませんので、隣接の自治体、こちらと事前にそういう場合があった場合のことを想定したものを

お話といきましょうか協議をしておきまして、勿論ご本人あるいは保護者の方のご理解をいただいた上ということになりますが、そういうことが一つの選択肢と選ばれた場合には、そのため例えば通学の便宜であるとか、そういったことを十分考えながら対応したいと思っております。

認定子ども園の場合には年齢的にも小さいですし、また事情が違いかと思いますが、基本的には同じようなことで対応できればと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁が終わりました。

〔「もう一つ」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 大変失礼しました。

答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。先ほどの認定子ども園の関係でございますが、中間指針の中にそういう内容については盛り込まれていないというのが現状でございます。その件に関しましては先ほど申し上げたとおり、相当期間等々の解釈と言いますか、そういう中で町が今後も強く求めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 大柿ダムについてでございます。大柿ダムは農業再生にとって非常に重要なものであります。

ですから、当然底質の状況というのは、底土の状況というのは求めてまいりますが、やはりそれだけでは不安なのでしっかり流出と流入のモニタリングをしっかりとしていくところ、あとは濁度のモニタリング、それが混ざってしまうと濃くなって出てしまうので、そこがそういう混ざりが起きない。起きた場合には出るのを止めるということを徹底して、モニタリングと取水の基準の徹底もしていただきたいと思っておりますし、そういう取り組みもしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、2番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時31分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時40分）

---

○議長（吉田数博君） 町民税務課長から発言を求めていますので、これを許可いたします。

○町民税務課長（武隈吉美君） 文言の修正をお願いいたします。2の帰町についてのうち（1）の答弁に対しまして、冒頭で税法上現在は町全体が避難指示解除となっているためと申し上げましたが、税法上現在は町全体が避難指示となっているためでございます。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。15番、馬場績君の質問を許可いたします。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。質問に入る前に質問通告事項の訂正をさせていただきます。質問事項2の1についての年度。質問通告事項4の②の1の年度について訂正をして質問しますので、これをご了解ください。なお、議長には了解をいただいております。

質問の第一は6月、7月にかけて開催された住民懇談会についてであります。

私も東京、福島、南相馬、二本松会場の懇談会会場に参加し、メモを取りながら質問・答弁を聞いてまいりました。

除染の現状と、町や政府が避難解除要件にしている「年間積算線量20mSv以下」という方針に対する不安、賠償打ち切りや賠償格差に対する不満と怒りなど各会場とも意見沸騰。さらには見えない復興の将来と奪われたふるさと、原発避難に耐えきれず「友人の女性が安心できるお墓に避難します」といって首つり自殺したという発言に涙し、改めて怒りを憶えた懇談会でもありました。町民それぞれが悩みながらも必死に頑張っている姿を改めて実感しました。問題を絞って質問いたします。

有識者検証委員会の報告についてであります。

居住エリアの空間線量「年間20mSv以下」の問題であります。これは去る3月、有識者検証委員会が町長に提出された避難解除に関する16の課題の一つ、除染の検証から引き出した「避難指示解除基準」であり、町はこれを是認する立場で説明されましたが、町長

はこれが町民の理解を得られたとお考えでしょうか、お答えください。

会場での住民の発言を若干掘り下げて質問したいと思います。

一つは、避難解除と住民の安全・安心の問題です。町は居住エリアを一通り除染し、「長期的には、年間被ばく線量 1 mSv以下を求めている」とはいうものの、長期的とはいつまでなのか。具体的な時間軸は一切示されませんでした。「20mSv以下で避難解除」ということは「日常的にそこでの生活を我慢しなさい」ということになり、人権の問題であるという認識はおありでしょうか。そもそも放射性物質が限りなくゼロに近い生活空間がある日突然、放射性物質に汚染されたこと自体異常なことであるわけです。町は「線量は限りなく低く抑えることが望ましい」と説明会で答えました。今ほどの質問でもそう答えました。それは内部、外部被ばくから「生命と人々の健康と安全を守る」ためには行政が立つべき当然の立場であると思います。従って「帰りたい人がいる」から「20mSv以下で避難解除」という輪切りの方針では大多数の町民は安心した生活はできないでしょう、納得できないでしょう。確かに20mSvは I C R P（国際放射線防護委員会）が緊急時における被ばくの下限として2007年に勧告した数値です。政府はこれを持ち込み、我々原発避難者に押し付けようとしているわけであります。しかし考えてみてください。緊急時における「避難解除」などあり得るでしょうか。事態はまさしく、いくら I C R P の数字を持ち出そうとも容認できない話であります。

今一つは、「放射線管理区域」の正しい理解が必要であるということですが。

そもそも労働安全衛生法の電離放射線障害防止法規則第3条第1項第1号には、「外部放射線と空気中の実効線量の合計が3カ月につき1.3mSvを超えるおそれのある区域」と規定されております。二本松会場で次のやり取りがありました。広報なみえ9月号にも住民懇談会の質問として一部掲載されております。「放射能管理区域は年間5mSvと法令で定められているのはなぜですか」という質問に対し、内閣府の職員は「放射線管理区域は、放射性物質を利用する上で、注意深く労働者の実効線量基準を管理するためのもので、事業者に課したものです。年間20mSv、年間5mSvのいずれも被ばくの安全と危険の境界を表すものではありません」と答えました。果たしてそうでしょうか。二つの事例を示し、反論しておきたいと思えます。

一つは「自由と正義」2015年12月号、自由法曹団発行で井戸謙一

弁護士が2011年5月26日の読売新聞を引用紹介しているとおり、「国（原子力安全・保安院）は東電を嚴重注意処分にした。理由は放射線業務従事者でない女子社員を年1 mSvを超えて被ばくさせた」ことによるものであることが明らかにされております。ご存知の通りICRPは1990年勧告で一般公衆の被ばく限度を実効線量年間1 mSvと定め、これが国内法に取り入れたのが例えば実用炉規則であり、放射線障害防止法規則施行であります。

懇談会で内閣府が答えたように、「区域内を管理する事業者に課したもの」であり、放射線管理区域の外であれば「年間被ばく線量が基準値を超えても安全である」などという解釈は屁理屈そのもの、私から言わせれば屁理屈にもならないと言いたいです。そもそも放射線管理区域とは平方メートル当たり4万Bq、年間被ばく1 mSvの放射線被ばくが避けられない区域であり、18歳未満の者は立ち入ることができない地域であることはご承知のとおりであります。だから、一般社会では「安全と危険の境界を表したモノサシ」として認知されているものであります。それを内閣府が「管理区域内のことである」とか、「20mSv以下は安全」などというのは、町長がいつもいう基本人権、平穩生活圏をないがしろにしたものであることは誰にでも分かることではないでしょうか。

二つは、丸川珠代環境相（当時）が福島原発事故後に国が定めた「年間1 mSv以下」という除染の長期目標には「根拠がない」と発言したことについて今年の2月12日に発言を撤回しました。すなわち環境大臣が「年間1 mSv以下」に根拠があることを認めたということでしょう。後でもお質しいたしますが「除染の検証・徹底除染」を求めるゆえんであります。

次は、住民懇談会の位置づけについてであります。町長は「避難解除に向けた説明会ではない」と議会でも会場でもあいさつされました。確かに町からは有識者検証委員会の提言に対する取り組みの現状と課題について説明されました。しかしながら内閣府は、浪江町としては平成29年3月解除を目標として云々、国としても平成29年3月までに解除できるよう平成29年年明けまでには、避難指示解除時期を明示できるように取り組みを加速していきます。と懇談会で資料を配布、内閣府が説明していたではありませんか。参加した多くの町民はこうした状況を踏まえ「避難解除の説明会」であったと受け止めております。それでも町は「避難解除に向けた説明会ではない」という認識でしょうか。今回のような進め方は、私は二律背反ではないかと考えております。なぜこういうことになってしまったのか議会の場で率直にお答えください。

住民懇談会の総括と今後の開催についてであります。

その上で、住民懇談会をどう総括されたかについてお伺いいたします。私は今回の総括の視点は三つあると考えております。

第1は、有識者検証委員会の報告が原発事故による汚染という異質な「災害」に対し、第一義的に住民の安全を確保するという立場での検証と報告・提言であったのかどうかという視点での総括。

第2は、除染や賠償の現状、長期避難による健康障害など町民から出された意見や要望に対し、国・東電への申し入れと町民の生活再建をどう支援していくのかという視点での総括。

第3は、意見やアンケート結果を分析し、あるべき姿の避難解除に向けての町民の総意をどう汲み上げていくのかという今後の方針を明らかにするという視点での総括であります。お答えください。

また、町長は議会でも「今回で終わりではなく、これからも何回か開催します」と答えてきました。「復興再生の準備期間」として立ち入りや暫定宿泊を認めつつ、生活再建や事業再開の準備を官民一体で進めるという安全の側に立った柔軟な対応、すなわち結論ありきでない避難解除、復興・再生の道が求められるのではないのでしょうか。今回参加できなかった町民もおります。県内外での今後の開催計画についてお示しください。

「平成29年3月問題」と町の対応について質問いたします。

私は、昨年9月議会で町長にこう質問しました。「5月末、政府与党が出した五次提言、続けて6月12日、安倍政権は「原子力災害から福島復興の加速に向けて（改定）」の閣議決定をしました。それは避難指示解除や賠償に期限を切り終期を持ち込むなど、東京電力には免罪符を与え、支援すべき被災者と福島を突き離すものであり、無責任を極める政府方針であり容認できるものではありません。改めてその基本的問題について町長の認識を質すものであります。

閣議決定はどこから見ても「福島と避難者切捨て」と言わざるを得ません。町長は閣議決定の基本的問題をどのようにし、見直しをどのように求め、町の復興・再生をどのように進めていくのか、お答えくださいと質問しました。町長は次のように答弁されました。

「閣議決定であります。市町村一律に、遅くとも事故から6年後までに解除ということは解除ありき、不適切であると考えております。」続けてこうも答えております。「時期はあくまでも目標であって、自治体それぞれの事情を勘案し、十分に協議した上で解除時期を設定すべきものであると考えております。高木現地対策本部長にも理解をいただいているところであります。」

先ほど2番議員の質問にもありましたけれども、災害公営住宅の完成さえままならない状況での一律解除は改めて不適切であると思います。町長の現状認識をお示してください。

二つは、問題は除染の結果と検証であります。去る7月4日付で環境省福島環境再生事務所が公表している資料によれば、浪江町の宅地の測定個所2万5880、除染後の平均値 $1.44 \mu\text{Sv/h}$ 、これを屋内線量3分の1で計算した場合、年間積算量は $7.12\text{mSv}$ 、低いところで $0.27 \mu\text{Sv}$ 、同じ方式で年間積算量に換算した場合 $3.7\text{mSv}$ になります。問題はあくまでも平均値であり個別の実態が不明であることです。

先日、除染が終わったという西台の方から「嫁いだ娘が実家の屋敷周りを計ったら今でも4以上あった。いわゆる $4 \mu\text{Sv/h}$ ということです。帰ることにしていたがしばらくは帰れない」という話を聞きました。帰るとすれば、さらに農地や森林、道路など生活被ばくが自動的に加算されるということになるわけであります。汚染された生活環境は、コミュニティの形成にも重大な障害になることは言うまでもありません。今後とも被ばく障害を避け、農業を再開し、生活の安全を守るためには、地域ごとの宅地や農地などガンマカメラの測定値の情報を共有し、環境省、復興庁、町、住民が対等の立場で除染結果を検証し、再除染など避難解除前に問題解決をする新たな取り組みを進めることが求められていると思います。ご存知のとおり、川俣町は国と町、地元代表による除染対策会議を求め徹底除染を進めるとしております。こうした除染対策会議を設置する必要があると考えますが、お答えをください。

次は、里山再生モデル事業についてお質しをいたします。

農村部においては、里山は生活圏そのものです。除染及び森林再生事業を組み合わせた3省庁連携のモデル事業は3年程度の計画であることも示されておりましたが、浪江町のモデル事業の現状はどうなっているのか、また3年後の具体的な計画についてお答えください。

今日の新聞で、4町村で実施されるという報道もありましたけれども、残念ながら浪江町はこの計画に入っておりません。そのことにも触れてお答えいただきたい。

営農再開支援事業と農民の被ばく管理についてであります。

このほど政府の第2次補正予算の概要が示されました。関係12市町村が対象で、営農個別支援事業は強い要望が出されていたものです。私も浪江町の実証栽培事業の継続発展の立場からたびたび提案、要望をさせていただきました。



この事業はグループではなく、個別でも利用できるものなのかどうか、事業概要をお示しください。また先の補正予算の質疑で町長は「町独自の支援事業についても検討したい」と答弁をされましたが具体的に検討されているのかお答えください。

営農再開支援事業は当然必要事業であります。十分条件として求められるのが農民の被ばく管理と再生産の取り組みであると考えます。各地で多様な栽培が行われるであろう作物の線量検査、農地除染と土壌の検査、水路の除染と線量測定、農産品開発と価格補償などなど国の責任で農業再生の継続的支援が求められております。

また、除染後の地力回復対策など、町は県・国にそれらの施策を12市町村と連携し求めていくべきと考えます。

以上、3点についてお答えください。

大きな3番目であります。「帰還困難区域の避難解除」、六次提言の諸問題と町の対応についてであります。

政府は与党の六次提言を受け8月31日、帰還困難区域に関する方針を打ち出しました。あれから間もなく5年と6カ月、長い時間が過ぎました。これからどんな時間が過ぎていくか、いつまで続くのか、正直誰もが不安です。私は今回の方針には根本的に重大な二つの問題があると思います。

一つは、拠点構想は示されましたけれども、帰還困難区域全体をどうするのか、地域全体が今後どうなるのか不明確なことであります。六次提言と政府方針は集中除染やインフラ整備をする「復興拠点づくり」が目玉として打ち出されました。果たしてそれで良いのでしょうか。私たちは、これまで交流の場でもあり、生活の拠点でもある集落の保全管理を強く求めてきましたが、今現在それが行われておりません。すなわち、今後5年間でやるという「拠点構想」も、これまで進めてこなかった政府の怠慢であると言わなければなりません。津島の場合生活圏は一つです。ほかの困難区域も同じだと思います。特定の場所に限られる「復興拠点構想」は地域の新たな分断であり、不安と混乱を持ち込むものでしかありません。誰が、そんなことを望んでいるのでしょうか。住民不在の方針と言わなければなりません。全域帰還困難区域は津島地区だけです。これまで、区長会のたびに議論してきたといっても過言ではありません。このことに関して、政策提言を求めた資料、再質問冒頭にお配りを願いたいと思います。

では、何を求めているのか。帰還困難区域の森林を含む除染・復興計画及び実施計画をまずつくることです。農地も屋敷も荒れ放題。帰還困難区域の今の姿を見れば最低限地域・集落全体の保全管理は

緊急の課題です。しかしながら政府方針では何と言っているか。「長い年月がかかっても、将来的に帰還困難区域のすべてを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組む」とあります。要するに復興拠点以外は放置する、しばらくはそれを認めてくれ、その後の避難指示は解除する避難指示解除の予告であります。一方で地域分断、一方で誇張した政府の決意表明だけでは放射能高濃度汚染地区の帰還困難区域の復興は不可能でしょう。声高な決意表明で思い出すのはかつて安倍総理が福島で、東京でなんと言っていたか思い出してみてください。「福島の復興なくして日本の復興なし」。この宣言と現実とがあまりにもかい離していることは私がいちいち指摘するまでもないことでしょう。

欠落している第2の問題は、生活の再建と賠償継続、医療・介護無料など今とこれからの安心を担保する具体策が一言も示されていないことです。六次提言と政府方針では「復興拠点の整備にあたっては、公共事業的観点からインフラ整備と除染を一体的に進める」とあります。一体これは何を意味するのでしょうか。私はこう理解をします。「費用がかさむので国が負担をします」という宣言であります。東電を強力に救済しているではありませんか。誰のための、なんのための復興拠点づくりなのか、力点があべこべでしょう。結論すれば、今年の五次提言と閣議決定同様今回もその延長にあると言わざるを得ません。

原発避難の根本問題として繰り返し明らかにしなければならないことは「国策として推進してきた原発事業。国、東電の原発の安全神話の思想は、科学と真理を追究する科学の冒涇そのものでしょう。結果、人災ともいえる原発事故を起こし、市民の日常生活を破壊し、人生を狂わせたのが国と東京電力であります。とするならば、加害者として最後まで地域の復興・再生、被災者の生活再建に責任を負わなければならないことは言うまでもありません。

帰還困難区域を含む被災地域の復興・再生で改めてなにが求められているのか。県民や原発避難者との公約を明確にすることです。「金は一代、土地は末代」、専業農家のある男性の一言です。再取得と事業再開の見通しは限りなくゼロという状況にあることはお分かりでしょう。原発の再稼働ではなく5年5カ月の総括と反省であり、それを今後に生かすことが六次提言であり、政府の方針でなければならないと私は考えます。

その上で、私は次のことを質問をいたします。

帰還困難区域の根本問題について今後どのように見直しを求め、要望をされていくのかお答えください。

二つ、復興拠点以外の保安全管理、除染とインフラ整備をどのように進めるのか。さらに政府方針に対して町は今後どのように要望をされるのか、お答えください。

三つ、生活再建と賠償の継続であります。原賠審は賠償継続についてどのような方針を示しているのか明らかにしてください。

また、町は今後、避難解除がさらに長引くことによる生活再建の施策と賠償について国・東電にその継続を求めるのか、お答えをいただきたいと思います。

根本的な問題です。以上3点について町長の答弁を求めます。

復興公営住宅及び家賃賠償、住宅相談についてであります。

8月22日の全員協議会で復興公営住宅の入居状況の報告がありました。募集戸数2545戸、入居決定が1404戸、募集に対して55%です。これは募集に大幅な余裕があるということなのか、それとも希望する住宅に入れないということなのか。

入居希望（申し込み）戸数と未決定件数の現状、入居済み戸数の実態についてお答えください。また募集戸数と2545戸の完成状況についてもお示してください。

「第5期募集で受付締切り」との以前の方針の変更について、分からないまま一部混乱が起きております。再度の訂正通知、また新たな介護認定者に「優先入居」のお知らせなど仮設、借り上げ住宅自治会などを通じて周知されてはいかがでしょうか。対応についてお答えください。

家賃の賠償についてであります。町を通じて県が配布した復興公営住宅の第四期案内パンフには、帰還困難区域の家賃賠償について「平成30年3月31日までを目安」と書かれております。それ以外の区域では「避難指示解除後、相当期間（事故後6年以内に解除された場合は平成30年3月31日）まで」と書かれております。

避難解除はまだ確定しておりません。避難元の住宅解体を余儀なくされた人もおります。自力再建できない人は相当数おり、家賃賠償打ち切りなど追い出しそのものです。家賃賠償継続についてお答えください。

家賃の減免について質問いたします。復興・災害公営住宅の家賃は収入分位によって徴収されます。私の知人で通院加療を続けているため仕事に就くこともできず、復興公営住宅に入居し、家賃、駐車料、共益費など1カ月1万3000円ほどの負担をしている人がいます。わずかな年金収入はありますが、住宅の自力再建は不可能な方です。今は家賃賠償があるので、自己負担は数千円で済んでおりますが、家賃負担が重くのしかかってくるのではないかとというのが共

通した問題になってきます。いわき市で実施しているような本来家賃から一定期間50%減免、25%減免など、帰町・帰還を視野に家賃減免制度の具体的検討を進めるべきではないでしょうか、お答えください。

住宅相談窓口と町の対応についてであります。借り上げ住宅や仮設住宅の立ち退きがあわただしく進んでおります。一方で異常ともいえる修繕費立退料の請求が問題になっております。去る8月19日付県建築指導課長名で宅建取引協会長、不動産協会県本部長、賃貸経営者協会県支部長宛に指導文書が発出されたことはご存知だと思います。

物件のこうした問題に対処するために、町は物件の現地調査など相談案件に対する物件の現地調査など、合理的解決のためにどのように対応されているのか、お答えください。

避難元の売り手、買い手の相談が私にも数件寄せられております。町復興事業協同組合に住宅相談窓口を設置したとのことですが、空き家特措法に基づく調査、空き家バンク的な相談など、有資格者など公平で多様な住宅相談に対応できる体制づくりが求められていると思います。先ほどの答弁で第三者の評価は現時点ではできないという答えでしたけれども評価の問題とは別に多様な住宅相談にのるという行政の対応は可能だと思います。今後の方針についてお示しください。

○議長（吉田数博君） 15番、あと1分です。

○15番（馬場 績君） ありがとうございます。

最後に、原発事故と住民の安全についてであります。

新安全協定については、先ほどの行政報告で町長から報告がなされました。了解いたします。ただ、一つだけ確認をしておきます。質問通告にもしておきましたけれども、この会議の冒頭「炉心溶融隠ぺい」の問題は未解明であるということから、改めて新協定締結の場で事実解明を提起することを求めておりましたが、町長はどのようにその場で対応されたかお答えをください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） それでは、お答えをいたします。

まず、住民懇談会の総括についての一つ目の「有識者検証委員会」の報告についての①についてお答えをいたします。

議員お質しのとおり、20mSv以下という国の解除基準については、放射線に関する有識者の中でも意見が相当分かれているということでありまして、町民の受け止め方も千差万別であったと考えております。

これは、住民懇談会での町民からの質問、あるいは会場で実施したアンケート調査にも意見として出されておりました、重要な課題であるということも認識をしているところであります。私の考えとしては、やはり線量については限りなく元に戻してもらいたいということが当然の考え方ではないでしょうか。

それから、②のご質問についてお答えをいたします。

今回の住民懇談会は、避難指示に関する説明会ではなくて、避難指示解除に関する有識者検証委員会から提出された報告書の概要について説明していると。それとともに、特に「平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題」について、各項目の現状報告と見通しについて町から説明をし、検証項目の妥当性や評価について、町民の方から広く意見を求める懇談会を開催したということで認識をしております。併せて、現状を踏まえて避難指示解除に関する国の考え方等についても説明を受けたところであります。国の説明の中で、特例宿泊あるいは準備宿泊の実施時期について提案がありまして、加えて、避難指示解除時期については、平成29年の年明けまでには時期を明示できるよう環境整備を加速するという説明があったところでありますので、解除時期についての説明会は町と協議をしながら別途計画されるものと考えております。

それから、大きな2番の住民懇談会の総括と今後の開催。①のご質問にお答えをいたします。

まず、住民の安全を確保するという点では、検証委員会からまさに「原子力災害に対応した安全確保体制の整備」について提言を受けているところであります。解除に向けては、国及び東京電力に対して廃炉・汚染水処理の着実な推進を求めるとともに、町においてはしっかりとした防災体制を構築する必要があると考えております。

次に、町民の生活再建に対する支援でありますけれども、今般の第六次与党提言において、「住民の自立的な生活再建が可能となるよう、きめ細やかな生活支援やなりわい・事業再開支援を強化する」としておりますので、町民の声も踏まえて、町としても具体策について今後提案していきたいと考えております。

懇談会では、解除基準あるいは除染、賠償、廃炉、インフラ整備、健康管理、帰還困難区域の取り扱いなど様々な観点からご質問を受けたところであります、会場で実施したアンケートにおいても多様な課題についてご意見をいただいたところであります。特に「平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題」については、現在大半が進行中の取り組みであります。避難指示解除に向けては、

今後その進捗状況をしっかり管理しなければならないと考えております。

限られた時間で出席した皆様全てのご意見をお伺いすることはできませんでしたが、会場で実施したアンケート結果によりますと、回収率は71%で、864人の方々からご回答をいただき、「避難指示解除後、すぐ帰りたい」という方が、10.6%、「避難指示解除後、数年で帰りたい。」という方が、7.2%、「当分帰ることができないが、いずれ帰りたい」という方が、13.4%、「しばらく避難先と浪江町での二重の生活を考えている。」という方が、19.6%、「他市町村に移住を考えている。または、他市町村に移住を決めた。」という方が、27.4%、「現在のところ、決まっていない。」が、16.3%となったところであります。従って、町民の皆様お一人おひとりの解除に対する意見・考え方は、色々でありますけれども、皆様のお考えを大切にしながら、避難指示の解除に向けて今申し上げた課題となっている項目を、一つずつ解決していきたいと考えております。

それから、②住民懇談会開催の具体的計画についてのご質問にお答えをいたします。

住民懇談会に出席できなかった方もおりますので、現在、仮設住宅等を中心に、町との座談会を開催しているところであります。このような取り組みは、町民の皆様の避難指示解除に関するお考えを直接拝聴する機会ともなりますので、自治会等から要請があればぜひ意見交換の場を持ちたいと考えております。

また、避難指示解除に関する直接的な説明会についてでありますけれども、前回の懇談会においては、国は「平成29年年明けまでに避難指示解除時期を明示できるよう、さらに取り組みを加速する。」と説明しておりましたので、その動向を注視しながら、適切な時期に開催できるよう国と調整してまいりたいと思います。

それから、大きな二つ目の問題として、「平成29年3月問題」と町の対応についての1番目のことについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、政府は平成27年6月の閣議決定で、「避難指示の解除について、各市町村一律に遅くとも事故から6年後までに解除」としておりました。昨年9月議会で「解除ありきで議論するのは不適切である」と私が答弁しておりますが、現在もこの認識は変わっておりません。解除ありきではなく、帰還できる環境が整っているか、安全・安心が十分検証された上で決定すべきものと考えております。

浪江町が目標としております平成29年3月の避難指示解除に向け

ては、「避難指示解除に関する有識者検証委員会」から「平成29年3月までに最優先に取り組むべき16の課題」の提言を受けておりますので、現在これらの課題をできるだけ早く解決するため、鋭意取り組んでいるところでございます。

国においては、これらの状況を踏まえた上で、町、議会または住民の皆様との十分な協議を経て、避難指示の解除について決定していくものと考えております。

それから、最後の大きな質問の原発事故と住民の安全についての、安全協定の場の中で「炉心溶融隠ぺい」のことについて町長としてそれを前提にしながら協定に臨んだのかというご質問でありましたけれども、これはあくまでも福島第一原子力発電所の廃炉等に係る周辺市町村の安全確保に関する協定というタイトルがありましたので、これについては鋭意事務方で色々つめてまいりました。つめてまいりましたところ、私どもは原発立地の周辺町村でありながら、立地と同じ協定書が結ばれたということで大変この協定には評価をしております。しかしながら、私が釘を刺したのは、平成8年に私ども東京電力と安全通報連絡協定を結んでいましたけれども、これが履行されなかったということがありますので、いくら協定を結んだとしても履行する気がなかったらこれは全く、何て言いますか、絵に描いた餅なのかどうか分かりませんが、そういうことになりますので、是非この協定には完全履行をしていただきたいということを釘刺したことはございます。そういうことでご理解を賜りたいと存じます。

以下の質問については、課長から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 質問2-2、除染問題を解決するために町の新たな取り組みについてにお答えいたします。

現在、浪江町では、除染検証委員会を設立しており、その中では、除染や放射能等の問題について、行政区役員より意見・疑問を提出していただき、このことに対して有識者、環境省、復興庁、福島県、町担当者が現場の状況や除染結果の資料等を確認し問題解決に向け検証を行っております。現時点におきまして、幾世橋地区で10名、6地区で9名の町民の方に参加いただき検証を実施しております。今後も他の地区の検証を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に、3番の里山再生モデル事業の取り組みの現状と森林除染の継続について伺いたいのご質問にお答え

いたします。

浪江町全体のうち、森林は約7割を占めており、これらは住民にとって重要な生活圏の一部であります。これを踏まえ、森林の放射線量低減に向け、除染を含めた対策を進めていくよう、与党、原子力災害対策本部、環境大臣等に対し、これまで累次にわたって要望をし、その結果里山再生モデル事業など森林除染の一定の前進につながっているところです。その中の里山再生モデル事業は、森林の線量低減と再生に向けて、効果的な方策を総合的に組み合わせた一つのモデルとして、まずは、居住制限区域または避難指示解除準備区域のうち一部の区域を特定して実施するものです。現在、本モデル事業の場所、手法等について、国の関係部局と調整を進めており、できるだけ早期に実施することができるよう、作業を加速しております。

また、本モデル事業について、8月24日に出されたいわゆる第六次与党提言では、「将来的には復興拠点等整備の進捗状況等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に検討すること」とされており、これは浪江町の要望したことが反映されたものであると認識しております。

従って、現在調整を進めている里山再生モデル事業を早期に実施した上で、帰還困難区域にも展開できるように国等に強く要望し、しっかり協議してまいりたいと考えております。

続きまして、4番の営農再開支援事業と農民の被ばく管理についての①個人でも利用できるものになっているのか伺いたい。また町独自の支援施策はのご質問にお答えいたします。

営農再開支援事業については、市町村、農業協同組合、農業者で組織する団体での実施が要件であります。当該事業で認められない、避難生活に伴う特別な事業に対する掛かり増し経費などについては、町独自の支援として実施しております。また、園芸等で個人が営農再開する場合には、これまでも県の園芸産地等復興支援事業や福島園芸産地復興申請などを活用いただきながら再開をいただいております。それぞれの再開の仕方によって適切な支援制度が活用できるように今後も具体的な相談に対応してまいります。

さらに、現在浪江町農業再生協議会の中で営農再開に向けた農業再生プログラムの策定をしております。町としましても来年度以降このプログラムに沿った支援ができるよう営農計画の策定や営農再開についての具体的な支援施策について町独自も含め検討しているところでもあります。

次に、②国の責任による農民の被ばく管理のア) 作物線量検査、



土壌、水路の線量測定と調査情報の公開と問題解決の取り組みはについて、ご質問にお答えいたします

作物線量検査については、農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針に基づき実施しており、福島県が公開しております。

なお、農業者の被ばく管理につきましては、積算線量計の貸し出しにより、個人での管理をお願いしているところです。さらに、Dシャトルについても配布して具体的な農作業時の被ばくについても管理してまいります。

また、農地については除染後において空間線量の測定を行っており、その結果を所有者へ報告しており、事後モニタリングにおいてもその結果を所有者に報告しております。幹線水路につきましては、除染前後に線量測定を行っており、結果につきましてはその4工事までの除染が完了し環境省より一括して土地改良区及び町へ報告いただく予定となっております。

さらには、実証栽培を実施する圃場については、実施前に土壌の汚染状況を測定してから実証を行っているところであります。今後も被ばく管理やモニタリング、追加的な除染は必要でありますので、国の継続支援について求めてまいります。

③地力回復の具体的な取り組みについて伺いたいのご質問にお答えいたします。

表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策については、営農再開支援事業の特認事業により堆肥の施用ができます。また、農地保全においても地力増進作物の栽培による取り組みの経費が認められているところでありますが、これについても継続的な取り組みが重要です。様々な農業再開に向けた各種施策とともに町として国、県に積極的な支援について求めてまいります。

**○議長（吉田敦博君）** 復興推進課長。

**○復興推進課長（山本邦一君）** それでは、大きい3番目の「帰還困難区域の解除」いわゆる六次提言の諸問題と町の対応についての1番、何が問題か。①帰還困難区域全体をどうするのか、明確にされていない。町の考えと、今後の要望はのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、8月24日に出された自由民主党、公明党による「東日本大震災復興加速化のための第六次提言」を受けて、原子力災害対策本部から8月31日、今後の帰還困難区域の取り扱いに関する考え方が示されました。帰還困難区域の今後の方向性については、これまで町の考え方を整理いたしまして、与党及び政府に対して、幾度となく具体的な要望を行ってきたところでございます。今般の

決定は、当町から独自に要望した点も踏まえ、方針に盛り込んでいただいたものと考えております。

特に、政府として復興拠点にとどまらず、帰還困難区域全域を避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むと明言していることの意味は大きいものと考えております。

町といたしましては、これらを実現するためには、多種多様な施策を関係機関が一体となって着実に推進していくことが必要と考えておまして、帰還困難区域全体の復興再生に関し、国の強いリーダーシップを求めてまいります。

さらに、2点目の復興拠点以外の維持管理、除染インフラ整備をどのように進めるのか明確にされていない。町の考えと今後の要望はのご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、今般示された原子力災害対策本部の考え方は、復興拠点以外の地区の維持管理、除染、インフラ整備等については、具体的には触れられておりません。また、町が独自に要望した除染計画の策定や森林除染、農地保全等についての考え方も、具体的に反映していただいたものではございませんので、それらを引き続き要望するとともに、国、県に必要な支援を求めながら、復興拠点以外の地区も含めて帰還困難区域全体の整備方針を定めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 続きまして、③生活再建と賠償の継続についてお答え申し上げます。

生活再建と賠償の継続についての原子力損害賠償紛争審査会の方針につきましては、平成25年12月に策定されました中間指針の四次追補「避難指示の長期化等に係る損害について」の指針以降、明確な指針は示されてございません。今年6月に開かれました審査会においては、「今後も必要に応じ審査会を開催する」とされたことから、今後の動きを注視しているところでございます。

次に、町は賠償継続を求めるかにつきましては、六次提言における「帰還困難区域の取り扱い」では、「必要な賠償制度が措置されている」と示されておりますが、今後の帰還困難区域の復興状況等を踏まえまして、適切に判断、対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 大きな4番、復興公営住宅及び家賃賠償、住宅相談についての1番、復興公営住宅の現状について。応募と入居決定、入居済みの実態についてお答え申し上げます。

8月末日現在の応募状況につきまして申し上げますと、第5期募集につきましては、募集戸数229戸に対し、応募戸数112戸で、倍率は0.49倍、その時同時に募集された4期からの継続募集につきまして申し上げますと、募集戸数258戸に対し、応募戸数114戸で、倍率が0.44倍となっています。

また、浪江町民全体での入居決定について申し上げますと、1418世帯2481名が決定、入居済につきましては384世帯680名となっております。

先ほど申しました入居決定の月につきましては、第5期募集等につきまして、募集締め切りの2カ月後に抽選の上決定通知されておりますので、8月末現在の締め切りの募集については、入居決定通知10月にならないと明確にならないため現在申込者のすべてが未決定となっております。

それから住宅の全体の県全体での完成戸数576戸、建設中が1868戸、設計中等が101戸となっております。

続きまして、②「第5期募集」で受付締切問題、町民の啓蒙についてのご質問にお答え申し上げます。

第5期募集は、新規団地の募集としては最終の応募ということでありまして、これ以降全ての入居申込みの受け付けが締め切られるということではございません。今後は、これらについて空き部屋があれば、再募集、再々募集そして定期募集へと移行してまいります。

なお、そのことについては、広報なみえ同封のチラシ7月1日付、8月1日付で周知しております。また、ホームページ6月28日付でも周知しております。

これらの町民への啓蒙活動についても日々全力で取り組んでおりますが、個人情報保護という観点にも考慮しながら、それらを行ってまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 続きまして2番、家賃賠償についての賠償継続についてお答え申し上げます。

現在、東京電力では、区域に拘らず先ほどお質しのとおり平成30年3月まで賠償すると公表しております。しかし、中間指針においては避難指示解除後相当期間までが賠償対象とされております。先ほど2番議員にも申し上げましたが、その相当期間につきましては、避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断していくことが適当とされておりますので、適当な相当期間が設定されることを今後も強く求めてまいります。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（安倍 靖君）** 続きまして、災害公営住宅の家賃減免についてお答えいたします。

災害公営住宅の家賃につきましては、福島再生加速化交付金による家賃低廉化事業によりまして、近傍同種家賃より低く設定されております。

しかしながら、低所得者の方にとっては、家賃が低く設定されると言っても負担にはなることから、町としまして、町内に整備する災害公営住宅について、低所得者を対象に、管理開始から10年間、段階的に家賃を減免したいと考えております。

また、災害公営住宅につきましては、町営住宅として管理いたしますので、町営住宅等条例第15条の家賃減免規定についても該当させていきたいと考えております。

**○議長（吉田数博君）** 生活支援課長。

**○生活支援課長（清水 中君）** 住宅相談窓口と町の対応についての中の①借り上げ、仮設住宅の異常な修繕費問題の件についてお答え申し上げます。

過日、借り上げ住宅で、退去時に高額な原状回復費用を請求されたという相談があり、福島県にも確認したところ、福島県消費生活センターへの相談を薦められましたので、相談された方には、そちらをご案内しております。

今後も、このような事態があれば、国土交通省のガイドライン等も参考にしながら、随時相談にのって対処してまいりたいと思っております。

**○議長（吉田数博君）** まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（安倍 靖君）** 続きまして、空き家バンクの取り組みを急ぐべきではないのかというご質問にお答えいたします。

現在、当町におきましては、町内での自宅改修などの相談窓口を設置し、自宅リフォーム等の相談に対応するとともに、震災により自宅が倒壊した方や町内へ移住する方の住宅確保等のため空き家バンクの開設を検討しております。

しかしながら、空き家バンクの開設につきましては、現在東京電力による宅地・建物賠償におきまして、避難指示解除まで第三者への譲渡が制限されていることから、売買に関する対応は未定でございますが、賃貸物件を先行して開設することについて検討しているところでございます。

**○議長（吉田数博君）** 15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 配付します。

○議長（吉田数博君） 暫時休議し、資料配付を行います。  
(午前11時41分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前11時42分)

---

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 順番で再質問をしていきたいと思えます。

まず、20mSvの問題についてですけれども、懇談会を通じて除染の問題、線量の問題極めて大きな不安、不満の声がだされました。町長は、有識者委員会でも意見が分かれていると、私は元に戻すことを求めているという話ですけれども、有識者委員会の第一の課題で提起した20mSv以下長期的に1mSvと入っていますけど、これは町民に理解されたとお考えですか。このことについては、元に戻すことということだから、素直に解釈すれば理解されていないと受け止めるんですけど、もし理解されていないとすれば有識者委員会の16の課題で提起をして懇談会をすると、町民に説明をするということでは問題が出てくると思うんです。はっきりそれは理解されていないので、町としても改めて避難解除の線量基準については検討するという事なのかどうなのか、お答えをいただきたい。

それから、実態は避難解除の説明会ではなかったという質問をしましたけれども、町は町でやっただと、国の考えで平成29年年明けまでには避難解除時期について明示をしたいと言っていると。だから、町と国は違うんだという町長の答弁だけれども、実態は住民懇談会ということで開催しながら避難解除の説明会でなかったかというその問題ですよ。だから、そういう中身に重大な食い違いがある、誤解を招くというやり方は改めていく必要があるという行政に対する改善の要望です。ここは指摘に留めておきます。

それから、総括の問題については、総括の視点を挙げましたけれども、総括の視点に噛み合った答弁はありませんでした。もし、整理できていないということであれば、お昼時間でもあるし答弁調整ということで、改めて私の総括の視点の立場からお答えをいただければと思います。

議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それから、今後の住民懇談会の開催計画についてということについては、町長の答弁からすると今仮設住宅でも開催しているので、同様の計画はないという意味だと思うんですけど、1700人そこそこしか参加していないと。県内もそうだけれども、県外からもぜひ開

催して欲しいという意見もきております、実は。従って、第1回の懇談会で終わることなく懇談会開催の計画があるかどうかお答えをいただきたい。

それから、「平成29年3月問題」についてですけど、一律6年解除は不適切だと。去年の9月議会の答弁と現在認識も変わっていないと言われたわけですがけれども、避難解除について町長は安全・安心が大事だと言われました。そうすると、一律解除は適切でないという考えの下で、あくまでも避難解除は安全・安心が担保されたものでなければならないということになると、現時点の判断では町としては平成29年3月避難解除は極めて困難だと。平成29年3月解除というそういう国の目標はあっても、町としては、そこに向けて強引に進めるというものではないと理解してよろしいのか。私は、そう理解した。それならば、町長が言う安全・安心が担保というならば、さっきの住宅の問題等も含めてあるいは再除染の基準も含めてどういう安心・安全の判断材料が必要なのかと。そのほかインフラ整備やなにかも16の中にはありますけれども、具体的に焦眉の課題になっている線量の問題とか、除染の問題とか、住宅の問題とかそういうことでどういう具体的な条件がそろわなければ解除できないと考えているのかお答えをいただきたい。

それから、再除染については、これも次の質問があるから詳しくは省略しますが、これは検証委員会の議事録です。ここに、委員長がこういう質問をしている。フォローアップ除染について基準を示してもらいたいという意見ですがけれども、環境省はここで回答できますかということを知っているんです。環境省の狩俣支所長は平均値をフォローアップの標準値として進めておりますが、具体的な数値は示しておりません。要するにフォローアップをするとは言っているけれども、具体的な数値は示していないと。これでは、平均値を基に、平均値を基準にして高い低いということでフォローアップすると、全く靴の上から足を搔くようなもの。線量の問題、除染の問題で一番大きな不安があったわけでしょう。やっぱり、先ほど言ったように安心・安全の担保のある意味では最優先すべき課題だと。検証委員会の委員長もそれは示すべきではないかという立場で環境省に求めている。環境省はあくまでも逃げの答弁しかしていない。ここは、町長ははっきりさせないとだめですよ。それをどうするか。フォローアップの基準についてお答えをいただきたい。

それから、帰還困難区域の問題についてでありますけれども、先ほど資料として配布させていただきました。帰還困難区域の問題で言うと、山本課長は、町が要望したいいくつかの意見についても反映

されたと。特に、帰還困難区域全域避難指示を解除すると決意が表明され、それが書き込まれたことは大変大きな意味があると大変な評価をしていましたけど、私は逆だと。もう時間がないから言いませんけれども、帰還困難区域の費用自体も公共事業的観点からやるということで東電に費用負担をさせないで国がやると。国がやるということでも良いけれども、片方では、帰還困難区域の解除時期を限りなく不透明なものにしておいて、復興拠点の事業費については国が負担すると。私はあべこべでしょうと。そこで、帰還困難区域の復興再生に何が求められているのかということで、区長会等でも議論をして政策要求としてまとめたのが、裏表の印刷物です。一つは完全賠償をあくまでも求めていくということです。それから、二つは地区全体の除染、復興計画をつくることです。こうなっていないわけでしょう。しかも、ここで1から裏のページ11まで具体項目挙げております。例えば、もう5年、6年にわたって帰っていないので、雨のたびに門口が流されて車で上がれないと、そういうところも直してもらいたいとこういう細かなことが要求されております。復興拠点についても①に書かれてありますけど、例えば津島の場合は交流と救急医療体制の整備機能を備えたものとしてやりなさいということなどを求めています。そういうことから、帰還困難区域の問題については、見直しが必要だということです。お答えください。

○議長（吉田数博君） 時間です。

答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、再質問の住民懇談会の総括についての町民の理解は得られたと思うかという質問でありますけれども、やはり放射線に関する考え方としては、お医者さんであるとか科学者であるとか、あるいはもちろん町民の方々それぞれ考え方が違うということは、これは言えると思います。そこで、やはり政府がだしてきた議員お質しのとおり1980年のICRPで出した1mSvというのが理想だと思いますので、私は限りなく1mSv、元に戻すというのは事故前に戻していただくということが私は前提ではないかということだと思います。従って、限りなくそのような状況に近づけるということで考え方を述べたわけですがけれども、この中で町民の方が理解したのかということでもありますけれども、私が説明会の中で知っている範囲のところではだいぶ中途に退席された町民の方がいらっしゃいました。その中で私が町民の方から電話いただいたのは、大きな声で質問する方々に嫌悪を抱いたと。なんでそんな懇談会になるんだと、私らはそういうことを聞きにきたんではないんだと。

町から言われている有識者の16の課題についてお聞きしたかったんだという話が私にも連絡がありました。そのように色々様々な取り方をなさっていると思います。

従って、今回は20mSv以下について町民の理解は得られたのかという質問でありますけれども、今申し上げたように様々な捉え方だということで理解はされた方もいらっしゃるし、されない方もいらっしゃるということで、総括して得られたのかということは、はっきり申し上げられないということだと思います。

それから、どのように懇談会の総括をされたのかということの再質問でありますけれども、やはり懇談会で出ていること、除染、賠償、それから廃炉、インフラ整備、健康管理、それから帰還困難区域の取扱いなど色々町民の方がその立場で考えていらっしゃいましたので、私どもはそれについて16項目、有識者検討会の16項目に当てはまることばかりですので、それは検証して進捗をしっかりと把握した上で解除に向けては皆さん方のご意見をもう一度受けながら判断してまいりたいと。総合的に考えながら判断をしていきたいとそのように考えております。

それから、平成29年3月の解除に向けては、非常に困難ではないかという再々質問でありましたけれども、今申し上げましたように、大きな16項目の政策課題提言もありますので、それは一つ一つ解決されるのか、それを見ながら判断をしていきたい。それから、町民の方のこの間のような懇談会そういうものを重ねて、そしてそういうものを総合的に判断しながら解除していきたいということでもあります。平成29年3月までとにかくインフラの復旧、生活環境の整備、それだけとはとにかくやっていかななくてはならないということで今促進をしているわけでありますので、その辺ひとつご理解いただきたいと思っております。

帰還困難区域の政策要求については、今ちょっとまだ読んでいる途中でありました。私ども帰還困難区域の代表者の方とこれまで3回お話ししています。ようやく政府の考え方が出ましたので、これから整備計画に入ってきます。整備計画をする場合には、予算が伴ってまいりますので、安倍総理が言っているように12月までには予算付けしていきたいということでもありますので、私ども今馬場議員から出された要求項目がございましてけれども、それを精査して整備計画に載せられるのかどうかそれをやっていきたいと思っております。あまり時間がないんです。従って、皆さん方と帰還困難区域の代表者の方々ともう一度話し合いをしながら整備計画に載せていきたい。今は、事項要求ちょっと官の言葉でありますけど、そういう



要望事項の形になっていきますので、今後は具体的に整備計画の予算付けになっていくと考えております。

そのあとについては、担当からお答えさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁、本間副町長。

○副町長（本間茂行君） フォローアップについての基準ですが、確かに今環境省では基準は明記しておりません。そういう中でありますが、我々としてはやはりそれぞれ個別で検証して行って、個別やはり少しでも1 mSvに近づけていくという意味で周りより高いところがあったということが基準抜きにして少しでもそういうところがあれば、追加除染を継続的に実施して1回、2回で終わるのではなく継続的に実施して線量を下げていきたいということで、追加除染についてフォローアップについてはずっとやっていただきたいということを要望してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 私が質問した懇談会の3つの総括の視点でのご回答いただきたいと申し上げましたけれども、回答がなされていないと私が判断します。議長のそのところは町当局と調整してください。

それから、住民懇談会の問題で避難解除の問題に当然絡んでくるわけけれども、総合的に判断すると。これはやっぱり町長の立場、行政の立場だから総合的に判断するという表現をするしかないと思うんですけれども、例えば今の線量の問題だって再除染について継続除染を求めると、その基準は求めないということでしょう。

それから、住宅整備についてはどうなんですかと、これも16の課題の進行状況を見ながらと。しかし、町民の不安があるとすれば、完成しなければ解除はできないと、その中身が総合的判断の中身になってくると思うんです。総合的判断という一言でくくられたんでは我々としては町民には説明できないと。具体的な問題で何を基準に総合的に判断するのかということをお示しいただきたいと思いません。

それから、最後までいくつか再質問したいんですが、里山除染については浪江町でも該当するかのような答弁でした。森林は生活だと、従って里山森林除染モデル事業については、前進していると。二つの区域、準備区域、居住制限区域での里山モデル事業をできるかのような説明がありましたけれども、少なくとも今朝の時点で浪江町は該当していませんし、今後3年間の中に入るのかどうか。入るとすれば、さらに3年後計画についてどうなのかということについてもお答えをいただきたい。

それから、帰還困難区域の問題についてです。帰還困難区域の問題については、これからも議会としても大きな問題として取り組んでいく必要がある。勉強会も開いていく必要があると思いますけど、基本的な問題は今回の政府方針六次提言は復興拠点整備ということだから。もちろん、住民の意見を聞いてどこを拠点にするかということを決めていくんでしょうけど、限りなく拠点に限定されると。それでは、我々のふるさとが奪われてしまうと。そうではないんだと森林も含めた地域全体の除染計画、復興計画をつくる必要があると。地域住民は新たな分断を持ち込むようなそういう方針を進められては困るということですから、改めてその立場で国に折衝していくのかどうか。先ほど町長は、予算付けの問題もあるということだけど、これはたぶん復興拠点の問題に絞られてくると思うです。そうではないんだとやっぱり、町の8割が帰還困難区域ですから、そのうちの7割が森林ですから、森林について手をつけないような帰還困難区域の復興再生対策では、本来の復興再生の施策にはならない。しばらくは帰れなくても、我々はふるさとを捨てたり、なくなったりすることはできないわけです。三瓶議員ともよく話すわけだけれども、地域は一つなんだと。ふるさとの消滅が目前で起こるようなことを漠然と見過ごすわけにはいかないんだと。何をするんだということできっきの4項目の中に大きな二つの柱に11項目の細目入れておきましたけども、具体項目で帰還困難区域の保全も含めた対策に取り組んでいく必要があると、そういう立場で進められるかどうか。

それから、あとは農業の問題で、一つは個人でも利用できるものになっているかと。課長の答弁はそうっていないということですよ、JAだとか復興組合ということで。それはそれで良いと思うんだけど、営農再開の支援事業は個人でも利用できるものにしていく必要があると。

さらに、先の臨時議会で町長が答えたように個別支援についても農機具等の支援も町で検討すると答えたわけ。それを質問したんだけど、答弁がありません。個別利用できるような、個別支援できるようなそういう国の制度、それから町独自の支援策について具体的にお答えいただきたい。

それから、農民の被ばく管理の問題。放射線管理区域は4万Bqだから、私は農民の被ばくを避けるというのであれば、農地の調査をやる必要があると思います、課長これね。

それから、地力の回復についても具体的に5cm剥いで5cmの山砂を敷いただけだから、元の地力なんかに戻らないですよ。地力回復

しなければ農業再生はできない。どうするんだと、それは浪江町の問題だけではないと思います。地力回復のために具体的な策を継続してでもやらせていく必要がある。そういう取り組みについてどうするかお答えをいただきたいと思います。

それから、家賃の減免について検討すると。町内分については10年間減免を考えていると。そうすると具体的に検討していると考えられますけれども、時期としては避難解除になって災害公営住宅を利用すると、その時点から利用できるようにするということが良いのかどうか。

それから、復興公営住宅の現状についてだけでも、応募件数は何件なのかということの答弁はありませんでした。答えてください。

それから、家賃賠償についても総務課長答えました。相当期間賠償すべきだということをもとに求めるということだけれども、相当期間ではなくて私は先ほどの町長の答弁ではないけれども、元の生活に戻る、元の線量に戻るという立場で相当期間について一定長期の家賃賠償をすべきだと。あるいはその他の賠償も生活再建ができるまで一定長期の賠償は継続すべきだと、ここまで踏み込む必要がある。それから、原賠審の賠償に対する考え方はどうだと。四次追補以降だされていない、実はそのとおりなんです。それだけではなくて、実は先々月原賠審の鈴木会長が川内村と葛尾村とどこかの町村長と会ったんだ。これは、新聞報道でしか見ていないんだけど。

○議長（吉田数博君） 15番、あと40秒です。

○15番（馬場 績君） はい。賠償の計画については、すでに一定の措置がなされているから、継続賠償については検討していないということなんです。町長、そういう現状にあるということ踏まえた上で賠償の継続についてどうされるかお答えをいただきたいと思いません。

あと、空き家バンクについては、私がもっと専門家を交えて広い相談にのれるような体制をつくる必要があるということなんです。そういう具体的な対策窓口をつくるかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の第1点目の住民懇談会の総括の中で三つの視点があるというご質問でございました。検証報告提言があったのかと、これは検証委員会から色々検証委員会の皆さんも現地入り調査をしながらやってきました。そして、その報告を受けてこういう方法があるよという提言があったということでもあります。

○15番（馬場 績君） 第一義的に住民の安全を確保するという立場での報告提言であったかどうかという総括が必要だったというのが大

事ですよ。

○町長（馬場 有君） 有識者検証委員会の報告についてはそのように検証をして、そしてこういう提言をなされたということで、私は総括はあったと思っています。

それから、2点目の、除染、賠償の現状で、そういう要望がありました。先ほど申し上げた除染、賠償、廃炉、インフラ整備、健康管理とかという意見がありました。それについては、国の内閣府あるいは復興庁、環境省そういう方々、あと県も入っていますので、そういう意見等については直に聞いていますので、その意見についてはしっかりやれよということは分かっていると思います。

従って、国と東電についても町民の生活再建のためにはそれは今までやってきたとおりに要求要請はしていきたいということです。

それから、三つ目の避難解除に向けての町民の総意をどう汲み上げていくのか。これは、やはり先日の有識者懇談会の概要説明の中の懇談会がああいうふうにやりました。これから、特例宿泊今やっています。特例宿泊の課題とか色々出てきます。そういうものを踏まえて今度政府から先ほど申し上げたように12月とか、あるいは年明けに避難指示の解除のことが出ると思いますけども、それまでに有識者の16の提言、課題そういうものを一つ一つ解決をしていく。その段取りとしては、皆さん議会と、それから町民の方と懇談会を重ねて、そして先ほどご指摘あった総合的に判断をしていくという考え方でいきたいと思っています。

ですから、今後の方針としては、今までの検証をしっかりやっていくということが必要だと思っています。

それから、帰還困難区域の地域再生についての政策要求がありました。今読ませていただいて、非常にこれは再生するために必要なインフラといいますか、最低条件のものだと思いますので、ぜひこれを私どもも考えていることがあり、それと整合性がありますので、そういうことを要求しながら地域再生に向かってまいりたいと思っています。

ただ、問題は帰還困難区域の拠点づくりです。まず、それを点としてやっていかないと、点が線になり、線が面になっていくというそういうものが見えない。最初から面的なものからやっていくと先ほど言った整備計画の中で予算漏れが出てくるような状況にもなると思いますので、是非この中で出されている要求項目を一つ一つ検証しながら、それを整備計画に入れて第二次、第三次というステップバイステップでいくような形でいかないとまずいのかなと今感じがしております。

それから、賠償の継続については、これは当然これまでの賠償の考え方について私どもの町としての考え方は統一していますので、いっそう要請要求各当局に、もちろんこれは支払うのは東京電力です。東京電力を中心とした当局等に強く要請要求してまいりたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 里山再生モデル事業の関係についてご答弁申し上げます。

本日、新聞等で発表になりました4地区には入っておりませんが、鋭意関係機関との打ち合わせは進めております。先日も予定されるといいますか、町として申し込みしたいというところの現場も視察をして、その中で色々と協議もしてきております。馬場議員お質しの里山再生モデルにつきましては手法も含めて今検討中ということでもまだ確定はしておりませんが、これを進めていくということになっています。それと併せて、申し上げましたのは、町の場合森林が多い、それだけではなくて国有林が多いということがございますので、林野庁の担当の方にも林野庁が進める様々な施策、この里山モデルだけではなくて林野庁でできる施策についても浪江町での実施をお願いしたいということで加えてお願いをしてきておりますので、その辺もできるだけ具体化をして、特に帰還困難区域においては営林署といいますか、国有林に囲まれているところがほとんどでありますから、そういったところも含めて事業展開できるような形で進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 町独自の営農に対する、農業に対する支援策でございますが、先ほどもご答弁しましたように浪江町農業再生協議会等の中でも今後どういうふうにして具体的な支援策をするかということで、検討していくようになります。そこで、町独自でどういう方ができるかということもさらに検討してまいりたいと思います。

それから、営農再開に必要な個人の支援ということで、まだはっきりしていませんが、国も我々色々な地元の意見を聞いて国の予算に補正予算という形で反映するような形で予定を組んでいるところでございます。詳細については、今後発表される見込みでございます。

それから、農業者の被ばく管理については、先ほども答弁したように積算線量計の貸出し、それからDシャトル等で具体的な農作業時の被ばく管理をしていただくという形で町もそれに対して管理し

てまいりたいという形でございます。

それから、地力回復の関係でございますが、これも農地保全の上で大変重要なことでございます。この地力増進作物というのも営農再開事業の中の経費として認められております。さらに、景観作物という形で、色々砂ぼこり対策等にも効果がございますので、引き続き地力回復については国・県に求めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、まず災害公営住宅の家賃減免についてでございますが、町の災害公営住宅は完成し、入居開始時点より減免制度については適用させていきたいと考えております。

続きまして、空き家バンクにつきましては、ただいま専門業者といますか、県の宅建協会さんと色々協議を重ねているところでございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 公営住宅の応募件数につきましてお答えいたします。議員ご存知のとおり、応募や抽選につきましては福島県でやっております、こちらの応募に関しましては一人につきまして、数件以上応募している関係もあり、その集計を今やっているとございまして、それがまとまらずこちらに報告ができない状況でありました。今後この集計について、報告できるまでやっただくように要望してまいります。

○議長（吉田数博君） 以上で、15番、馬場績君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで、昼食休憩のために午後1時40分まで休憩をいたします。

（午後 0時21分）

---

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 1時40分）

---

### ◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第6、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛報告をお願いします。

---

### ◎認定第1号から報告第5号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第7、認定第1号 決算の認定についてから日程第24、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、認定第1号から日程第24、報告第5号までを一括議題といたします。

日程第7、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町一般会計を始め、9の特別会計の予算執行結果を報告し認定を求めるものであります。

平成27年度は全町避難が長期化する中、避難先での行政運営の拠点である二本松事務所とふるさと再生に向けた拠点である浪江町役場本庁舎において復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいりました。町内での業務につきましても、町道や上下水道等のインフラ復旧をさらに進展させたほか、復興実現期への足がかりとして浪江町地域スポーツセンターの復旧完了を始め、災害公営住宅、交流情報発信拠点施設、認定こども園、浪江東中学校、診療所、産業団地等整備に向けた調査・計画・測量・設計等を実施いたしました。

また全国各地で避難生活を送られている町民同士の絆を維持していくために、タブレット端末を活用した情報発信を進めるとともに、県内3カ所の交流館設置、県外1府9県へ復興支援員の配置等を行いました。

このような中、一般会計においては歳入歳出決算額ともに前年比で減額となったものの、復興実現期に向けた足がかりを確実に築いた決算となりました。また、実質収支については黒字、実質単年度収支については適切な予算計上に努めた結果赤字となっております。

決算に関連して、財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきまし

ては、昨年度同様すべてにおいて早期健全化基準未満となりました。その他の9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を合わせて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明は、会計ごとに行います。

平成27年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

復興推進課長。

**○復興推進課長（山本邦一君）** それでは、平成27年度主要な施策の成果でご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。一般会計決算の状況でございます。

第1表をご覧ください。決算の概要ですが、歳入総額が140億5482万1000円、対前年度比増減率は8.8%の減であります。対しまして歳出総額は133億8900万8000円でありまして、増減率が7.9%の減であります。歳入歳出差引額は6億6581万3000円でありまして、翌年度に繰り越すべき財源2億2668万6000円を差し引いた実質収支は4億3912万7000円の黒字となっております。

また、今年度実質収支から前年度実質収支を差し引きました単年度収支が3億3051万8000円の赤字となり、それに基金積み立て及び取り崩しを増減した実質単年度収支は2億3004万3000円の赤字となったところでございます。

次に、3ページをお開き下さい。第2表歳入の状況であります。主なものを申し上げますと、まず町税であります。決算額が7億6094万6000円、構成比5.4%、対前年度比が増減率46.4%の増でございます。これは町民税申告による税収増が主なものでございます。

次に、その五つ下、地方消費税交付金が3億6419万8000円、構成比2.6%、増減率が66.4%の増でございます。これは平成26年度の消費税の税率改正による影響が主な要因と考えております。

次に、その三つ下、地方交付税54億1406万7000円、構成比38.5%、増減率が10.8%の減でございます。これは主に震災復興特別交付税の減で防災集団移転促進事業等補助事業の地方負担分の減が要因でございます。

次に、国庫支出金33億2775万円、構成比23.7%、増減率が3%の増でございます。

次に、県支出金10億3856万8000円、構成比7.4%、増減率が12.2%の増でございます。主に福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金の増によるものでございます。



次に、繰入金19億3828万4000円、構成比13.8%、増減率が39.8%の減でございます。これは防災集団移転促進事業等東日本大震災復興交付金基金等からの繰り入れで事業実施していることから、事業費の減額により繰入金が減となっているものでございます。

次に、町債は臨時財政対策債で記載がありませんが、これについては現状復旧・復興に係る財源につきましても、交付金及び震災復興特別交付税等を最大限活用していることから、不要な起債を控えたためでございます。

次に、4ページ、第3表の財源の構成でございます。まず、(ア)の一般財源と特定財源でございますが、一般財源につきましても、小計で決算額が81億2126万1000円、構成比57.7%、増減率が1.2%の減でございます。

一方、特定財源の計でございますが、決算額が59億3356万円、構成比42.3%、増減率が17.5%の減であります。主なものは第2表で説明したとおり、防災集団移転促進事業費等の減により、地方交付税及び繰入金が減額となっており、全体として8.8%の減となったところでございます。

次に、自主財源と国県依存財源であります。自主財源の決算額が37億6242万5000円、構成比が26.8%、増減率が22%の減でございます。これは防災集団移転促進事業費等の減により、繰入金が大きく減額となっていることから自主財源全体も減額となり、国、県等に大きく依存した財源構成となっております。国県依存財源につきましても、決算額が102億9239万6000円、構成比73.2%、増減率が2.8%の減であります。これにつきましても前段説明したとおりでございますが、主に震災復興特別交付税の減で防災集団移転促進事業等補助事業の地方負担分の減が主な要因でございます。

次に、6ページをお開き下さい。第4表の町税の状況でございます。町民税につきましても、個人町民税が4億3937万5000円、増減率が85.3%の増。法人町民税が2億1051万円、19.1%の増でございます。これは町民税申告期限の延長措置等が終了したことにより、申告者及び納税額が増えたものが主な要因となっております。その他の税も含めまして平成27年度町税の合計額は7億6094万6000円、増減率が46.4%の増となっております。

次に、7ページをお開き下さい。第5表目的別歳出の状況でございます。主なものを申し上げますと総務費が39億5810万6000円、構成比29.6%、増減率2.9%の減であります。

次に、民生費が27億6254万2000円、構成20.6%、増減率が23.3%の減であります。これは主に地域振興基金、地域福祉基金積立金の

減及び津波被災者見舞金、災害弔慰金等の減によるものでございます。

次に、衛生費が6億6477万3000円、構成比5%、増減率34.8%の減でございます。これは主に双葉地方広域市町村圏組合負担金の減によるものでございまして、北部衛生センター及び汚泥再生処理センター等の復旧工事完了によるものでございます。

次に、土木費が20億6564万円、構成比15.4%、増減率が36.0%の減でございます。これは前段説明のとおり防災集団移転促進事業費の減によるものでございます。

次に、消防費が19億5243万9000円、構成比14.6%、増減率が77.1%の増でございます。これは町内の防犯防火体制強化関連事業の実施等によるものでございます。

次に、教育費が5億7477万7000円、構成比4.3%、増減率が118.7%の増でございます。これは浪江町地域スポーツセンター改修工事等による増でございます。

次に、9ページをお開き下さい。第6表の性質別歳出の状況その1でございます。義務的経費につきましては、計で27億3049万3000円、構成比20.5%、増減率が10.5%の減でございます。主なものは災害弔慰金等扶助費の減によるものでございます。

次に、投資的経費計で27億4081万6000円、構成比20.5%、増減率が4.9%の減でございます。主なものは防災集団移転促進事業の公有財産購入費の減等によりまして、普通建設事業費が減になったものでございます。

次に、その他の経費が79億1769万9000円、構成比59%、増減率が8%の減でございます。主なものは双葉地方広域市町村圏組合負担金の減等補助費の減及び東日本大震災復興交付金、基金積立金の減による積立金の減等でございます。

なお、性質別歳出の詳細につきましては、次の10ページに記載してありますのでよろしくお願いいたします。

次に、12ページをお開き下さい。第8の1表、財政構造に係る指数等でございます。

まず、経常収支比率であります95.5%でございます。震災以降、町税等経常一般財源確保できない状況が続き、依然高いところでの推移となっております。

次に、標準財政規模でございますが、52億4008万1000円でございます。

次に、財政力指数でございますが0.39で前年度より0.01ポイントの増となっております。

次に、財政調整基金の現在高でございますが、現在高が14億5109万6000円でございます。

次に、翌年度以降財政負担額であります。まず地方債現在高が42億4220万9000円で、新規の借入れがなかったことから前年度より5億3893万2000円の減であります。これにより地方債と債務負担行為を合わせた翌年度以降財政負担額が45億110万9000円で前年度と比較して5億7714万9000円の減額となったところでございます。

一番下段、実質公債費比率であります。10.1%、前年度より1.9ポイントの減となっております。18%を下回っておりますので平成28年度も引き続き地方債発行に許可が必要とならない状況となっております。

次に、13ページをお開き下さい。健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますが、これは昨年度に続き赤字が出ておりませんので記載されておられません。また実質公債費比率は先ほど説明のとおりでございます。

四つ目の将来負担比率につきましては、前年度に引き続き地方債の現在高等の将来負担額から差し引かれる充当可能財源が将来負担額を上回る状況にあるため算出されません。

なお、公営企業資金不足比率については、資金不足が発生していないため、全ての会計において算出されませんでした。

次に、第9表につきましては、事業別の地方債現在高の状況でございます。

次のページ15ページ、第10表は地方債の借入先別及び利率別現在高の状況となっておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

次のページ16ページ、第11表債務負担行為の状況です。記載のとおり主に請戸川土地改良事業に伴うものでございます。合計で平成27年度決算額が3822万円でありまして、平成28年度以降支出予定額が2億5890万円となっております。また下段の11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございますが、平成27年度決算額が合計で4億2021万1000円でございます。負担額が前年度に比べ半減しておりますが、先に述べました北部衛生センター等の復旧工事完了等によるものでございます。

次に、18ページをお開き下さい。第12表基金の状況でございます。積立基金は一般会計で浪江町消防団基金、帰還環境整備交付金基金及び森林環境交付金基金を新設いたしまして、13基金。特別会計が5基金。計18基金が設置されております。基金の状況につきましては、記載のとおりでありまして、平成27年度末積立基金の現在高の

合計は153億5365万8000円で、前年度末の現在高に比べ5億5755万8000円の増となりました。

主な要因は、前年度の繰越金を浪江町復旧・復興基金に積み立てたことや、福島再生加速化交付金の基金事業分を帰還環境整備交付金基金に積み立てたことによるものでございます。

なお、各基金の現在高につきましては、表のとおりでございます。

以上で一般会計の決算についてのご説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（吉田数博君）** 次に、平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

**○教育次長（大原教知君）** 平成27年度主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

文化及びスポーツ振興育成事業特別会計、始めの2ページ目でお願いたします。1ページの前です。平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算ということで、普通会計の文化及びスポーツ振興育成事業特別会計でございます。歳入が259万3000円、歳出が220万3000円。歳入歳出差引残高が39万円でございます。

**○議長（吉田数博君）** 次に、平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

**○健康保険課長（居村 勲君）** それでは、主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

85ページをお開き下さい。平成27年度の国保事業につきましては、長期避難に伴い、心身ともに疲弊している避難町民の医療の確保、さらには健康管理、健康維持の徹底を図ってまいりました。また、原発災害の特例措置により、国保税の全額減免及び医療費の一部負担金免除を実施してきたところでございます。国保の加入状況でございますが、加入世帯、加入者とも平成26年度と比較しますと転出等による世帯数の減少に伴い、ともに微減となっております。

次に、86ページをお開き下さい。平成27年度国民健康保険事業特別会計決算額は歳入総額が58億4125万3644円、歳出総額が50億6608万828円でございます。前年度と比較いたしまして歳入が7億8331万803円、15.5%の増。歳出が6億4583万3542円、14.6%の増となっております。大幅な増額となりましたが主な理由といたしましては、福島県国民健康保険団体連合会が実施しております保険財政共同安定化事業の事業規模の拡大によるものでございます。

また、一人当たりの保険給付額につきましては、39万916円でご

ざいまして、前年度と比較しますと3万2450円の増となります。

87ページをご覧ください。次に、医療費適正化事業についてご説明いたします。事業費543万9619円はレセプト再審査申し立て委託料276万1219円、疾病予防を図るための調査委託料267万8400円でございます。

事業の内容につきましては、レセプト再審査請求により309万9940円の医療費削減に努めるとともに、レセプトデータを元に疾病状況調査分析、疾病予防など健康管理の徹底を図ってまいりました。

88ページをお開き下さい。医療給付の状況についてご説明いたします。

医療給付の状況の一般被保険者医療給付は過酷な長期避難により精神的、肉体的に疲弊しており、入院及び外来ともに増加しており、入院においては8億3236万923円、また外来においては10億4596万5080円の給付額となっております。退職被保険者においては、退職者医療制度が平成27年3月末に廃止され、これ以降新規の退職被保険者が増えることがなくなったため給付額が減少しております。

89ページをご覧ください。高額療養費の給付状況でございますが、対象が3件でございますして12万7099円の給付を行いました。

続きまして、出産育児一時金でございますが、42名の子供さんがお生まれになり、出産1件につき42万円の現金給付を行いました。

次に、葬祭費でございますが、42名の方がお亡くなりになり葬祭を行う方に対し1件につき5万円の現金給付を行いました。

次に、90ページをお開き下さい。後期高齢者支援金介護納付金につきましては、それぞれの事業を円滑に運営していただくため社会保険診療報酬支払基金に対し、拠出したものでございます。

91ページをご覧ください。高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、高額な医療費の対応並びに県全体の国保税の平準化を図り、国保財政運営の安定に資するため福島県国民健康保険団体連合会に拠出したものでございます。

次に、特定健康診査等事業の実施状況でございますが、40歳から74歳までの対象者5483人に対しまして2475人の検診者数でございます。受診率が45.1%となっております。事業費につきましては、1453万1940円で生活習慣病予防のための健康診査費用でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 次に、平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

仮設津島診療所事務長。

○**仮設津島診療所事務長（居村 勲君）** それでは、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

92ページをお開き下さい。仮設津島診療所は関根所長を中心に浪江町において開業されていた医師4名及び常勤医1名と非常勤医3名の協力のもと、かかりつけ医による継続した診療と町民に根ざした診療を行いました。

また、福島県立医科大学整形外科及び独立行政法人地域医療機能推進機構により、週1回医師の派遣をいただき診療を行ってきたところでございます。また、浪江町内での医療の確保に向け、診療所整備のための基本実施設計を行い、解除に向けての医療体制整備の促進を図るとともに、避難先で開所している仮設津島診療所においても二本松市内の復興公営住宅整備に伴い、同敷地内に移設するため基本実施設計を行い、避難先での医療体制整備の促進を図りました。

次に、歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が2億8691万3178円でございます。増減率は6.5%の減でございます。

93ページをご覧下さい。歳出総額は2億5172万4075円でありまして、増減率6.3%の増でございます。

次に、診療状況でございますが、患者数は1万76人で、前年度と比較しますと1311人、11.5%減少しております。これは入院患者の増加により外来が減ったほか、避難先を中通りの二本松市等から浜通りのいわき市や南相馬市等へ避難先を移られたために減少したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 次に、平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

ふるさと再生課長。

○**ふるさと再生課長（三瓶徳久君）** 主要な施策の成果94ページをお開き願います。決算額が歳入合計8億9681万円で対前年比3億3842万3000円、60.6%の増でございます。

歳出合計は8億5845万1000円、対前年比3億5066万2000円、69.1%の増でございます。増の主な理由は浪江浄化センター及び幾世橋地区管渠災害復旧工事によるものです。

続きまして、95ページをお開き下さい。委託料4億3622万5000円で浪江浄化センター及び管渠の災害復旧の4件となっております。

次に、工事請負費1531万円で管渠の修繕工事1件となっております。

次に、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。

財務省から借入残高が15億1994万7000円、日本郵政が1億6618万9000円、地方公共団体金融機構が9億7191万8000円、市中銀行が3億778万3000円で合計29億6583万7000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 平成27年度主要な成果でご説明いたします。

ページはふっておりませんが、始めの次のページの工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算であります。予算現額が603万9000円、歳入総額が603万9000円、歳出総額は0円でございます。歳入歳出差引残額603万9000円でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 主要な施策の成果97ページをお開き願ひます。決算額が歳入合計1億4657万2000円で対前年比7151万4000円、95.3%の増でございます。歳出合計は1億1161万3000円、対前年比3915万2000円、54%の増でございます。増の主な理由は高瀬地区の管渠災害復旧工事によるものです。

続いて、98ページをお開き願ひます。管渠の災害復旧工事費として6436万円でございます。

次は、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省が1億472万6000円、地方公共団体金融機構が540万6000円、市中銀行が4177万6000円、合計で1億5190万8000円となっております。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成27年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

99ページをお開き下さい。平成27年度介護保険事業特別会計決算額は歳入総額が27億3202万3565円。歳出総額が25億7215万6419円でございます。前年度と比較いたしまして歳入が5559万211円、2.0%の減。歳出が8239万5709円、3.1%の減となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金12億5376万4932円で前年度と比較いたしまして6.1%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億2538万9180円で前年度と比較いたしまして3.7%の増となっております。

100ページをお開き下さい。介護保険審査会の状況をご説明いたします。事業費は1424万7950円でございます。介護認定審査業務につきましては、双葉地方広域市町村圏組合において郡内8町村の審査判定業務を行っております。平成27年度は新規認定及び更新認定審査会を103回開催し、3918件の審査判定を行いました。そのうち浪江分は989件となっております。県外等の避難者については原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行っていただいております。

次に、認定者の状況でございますが、平成27年度の要介護要支援認定者数が1438人、前年度と比較いたしまして43名の増、3.1%の増となっております。

101ページをお開き下さい。介護保険給付事業については事業費が21億2538万9180円で財源内訳は国庫支出金が18億5971万5533円、一般財源が2億6567万3647円となっております。

被保険者の状況でございますが、平成27年度の第1号被保険者が5732人で1.8%の増となっております。これは高齢者人口の増加によるものであります。

次に、受給者の状況でございますが平成27年度の要介護要支援サービス受給者が1214人で3.8%の増となっており、うち居宅サービスについても992人で7.3%の増となっております。これは避難の長期化による健康の悪化を防ぐため居宅サービスの利用が増加しているものと思われまます。

102ページをお開き下さい。介護サービス別保険給付の状況でございますが、居宅介護、施設介護といった介護サービス等諸費は19億839万7825円で5.4%の増、介護予防サービス等諸費は1億2154万7227円で6.3%の減となっております。

次に、特定入所者介護サービス等費は9333万1086円で12.9%の減となっております。

103ページをお開き下さい。地域支援事業でございますが、事業費が2368万4029円で財源内訳は国県支出金が163万8750円、特定財源が278万6000円、一般財源が458万9279円となっております。

高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため適切な介護医療福祉サービスが提供されるよう包括的に支援した事業になります。主な事業については記載のとおりとなっております。



説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、成果の前に戻っていただきまして表紙から3枚目、一般会計及び特別会計歳入歳出決算。一番下になります。その他会計、財産区特別会計でございます。歳入決算額が514万3000円、主なものは繰越金でございます。歳出決算額が22万6000円、主なものは委員の報酬等でございます。歳入歳出差引額は、491万7000円でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。104ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に保険料、医療費個人負担分が全額減免となっております。

歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が1億1297万6174円でございます。増減率は3.9%の増でございます。主なものは、繰入金と繰越金でございます。歳出総額は、1億740万4579円でありまして、増減率は73.9%の増でございます。歳出の主なものは、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金と諸支出金でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成27年度浪江町水道事業会計で収益勘定では総収益、2億7808万9000円、総費用2億6439万7000円となり、損益計算の当年度純利益では1369万2000円となりました。

次に、資本勘定では収入総額4337万6000円、支出総額1億7122万9000円で、1億2785万2000円の不足額が生じましたが、内部留保資金により補填したところであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 浪江町水道事業会計決算書により、ご説明いたします。3ページをお開き願います。

（1）総括事項、（ア）給水状況であります。住民避難により給水人口はゼロですが給水戸数は町内再開事業者等11戸、除染業者4戸の合計15戸となりました。

有収水量は7581m<sup>3</sup>で、町内再開事業者に3619m<sup>3</sup>、除染用水として3962m<sup>3</sup>を供給しました。

（イ）工事状況につきましては、地震により被災した送配給水管の漏水修繕等を57件実施いたしました。修繕工事の概況につきましては5ページをご覧ください。

次に、財政状況でございますが6ページをお開き願います。事業収入に関する事項では、決算額2億7808万9770円で対前年比マイナス1147万6916円、4%の減となったところでございます。

今年度は営業外収益として、東京電力から平成26年度の逸失利益として2億3327万5101円の支払いがありました。

次に、7ページの事業費に関する事項であります。決算額2億6429万7217円。対前年比289万8703円、1.1%の増でございます。

次に、10ページをお開き願います。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。内容につきましてはただいま報告したとおりでございます。

次に、11ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書です。収入決算額として4337万6828円です。支出決算額としては1億7122万9808円となり、主なものは末端水質管理機器設置工事や石綿管布設替え工事及び企業債償還金であります。不足する1億2785万2980円につきましては、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金より補填したところでございます。

次に、12ページをお開き願います。損益計算書でございますが、当年度の純利益につきましては1369万2553円となったところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。資本合計の前年度末残高は、33億3989万5629円でございます。当年度変動額は、地方公営企業法の改正に伴う借入資本金の表示区分の変更による移行処理でマイナス9億7863万1109円と当年度純利益1369万2553円でございます。以上のことから、当年度末の資金資本合計残高は23億7495万7073円でございます。

次に、13ページ下段の表であります。剰余金処分計算書でございます。未処分利益譲与金2646万2054円につきましては、減債積立金

への繰入れを承認願います。

次に移りまして、14、15ページは貸借対照表でございます。資産の状況及び負債資本の状況が記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

17ページ以降につきましては、参考資料でございます。17ページが平成27年度水道事業会計キャッシュフロー計算書、19、20、21ページが収益費用明細書、22ページが固定資産明細書、23ページが企業債明細書、24ページが資本的収支明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

企業債につきましては23ページに記載してありますが、平成27年度末の未償還残高は8億8379万8341円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** ここで、浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

**○代表監査委員（山内清隆君）** 平成27年度浪江町一般会計・特別会計水道事業会計決算審査等意見書をお願いします。

次のページをお開きください。28浪監第9号 平成28年度8月15日、浪江町監査委員山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛、平成27年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について提出しております。

内容ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度浪江町歳入歳出決算、証書類、その他政令で定める書類同法第241条第5項の規定により、平成27年度基金運用状況地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類同法第22条第1項の規定により、平成27年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出いたします。

1 ページをご覧ください。平成27年度浪江町歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象。浪江町歳入歳出決算書ほか9会計を審査いたしました。その附属書類としまして、浪江町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を提出していただきました。

2、審査の期間。平成28年7月20日から平成28年7月27日まで。

審査の方法、審査に付された決算書等に基づき各課により整理された関係書類の提出・閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として、計数の確認照

合を行い、且つ予算の執行状況について審査を行いました。

4、審査の結果。一般会計を始め、特別会計の審査に付された決算書等による決算は関係法令に概ね準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符号し、正確なことが認められた。

次に、決算から見た予算の執行状況について以下会計ごとにその意見を記述することにします。

次のページをお開きください。総括になります。(1)になりますが、財政収支の状況であります。一般会計と特別会計を合わせた決算額は歳入総額240億8514万3000円。前年比99%。歳出総額223億5886万4000円。前年比99.4%で形式収支は17億2627万9000の黒字決算となりました。各会計の形式収支は一般会計では6億6581万3000円。特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか、8会計の合計は10億6046万6000円となり、各会計とも黒字決算となりました。

また、一般会計では形式収支から翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支4億3912万7000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金、積立金を加えて積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は2億3004万3000円の赤字決算となりました。

一方、特別会計全体では実質収支10億2454万8000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、1億564万6000円の黒字となりました。その内訳は、次表に書いてありますのでご覧いただきたいと思えます。

次に、4ページ、5ページは一般会計、特別会計の決算執行状況が記載されてあります。ご覧いただきたいと思えます。

次に、6ページをお開きください。一般会計の総括を申し上げます。最終予算現額は当初予算137億7000万円に補正予算額、5億9220万5000円を増額し、前年度からの繰越明許費1億885万円を合わせた、144億7105万5000円となります。

決算収支は歳入歳出差引額が6億6581万3000円となりましたが、翌年度へ繰越すべき財源2億2668万6000円を差し引いた実質収支は4億3912万7000円となっております。第1表のとおりであります。

次に、財政構造を分析した指数等は次のとおりであります。表の説明を下に記載しておりますのでご覧いただきたいと思えます。

次のページをお開きください。歳入になります。一般会計の歳入決算は140億5482万507円であり、前年度決算額に比較して13億5455万784円、8.8%減少しております。主なものは以下のとおりでありますのでご覧ください。

(2) 調定額に対する収入率は97.0%で2.6ポイントの減少となりました。3番になります。収入未済額は4億2920万693円で前年度収支未済額4559万1235円と比較して3億8361万458円、841.4%増加しております。その主な理由として、前年度未収であった滞納分の町税、町営住宅使用料等は一部収入され減少したが、震災アーカイブス事業をはじめとする、翌年度繰越事業の特定財源が未収になったことによります。

次に、収入未済額の内訳でございますが、以下の繰入金でありますのでご覧いただきたいと思えます。

次に4番になります。不納欠損額1140万1080円で前年度不納欠損額1024万6342円に比較して115万738円、11.3%増加しております。不納欠損額の内訳は以下のとおりであります。よろしく申し上げます。

以上が歳入の概況であります。以下8ページから21ページまで款別にその状況を記述してありますのでご覧いただきたいと思えます。

22ページになります。お聞きください。歳出になります。一般会計の歳出決算額は133億8900万8183円であり、前年度決算額に比較して11億5572万169円、7.9%の減少となりました。増加率の高いもの、減少率の高いものは以下のとおりでありますのでよろしく願いしたいと思えます。

次に、目的別歳出決算額の構成費で高いものは以下のとおりであります。なお、総務費では浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金積立てを行い、その総務費に占める割合が50.6%となっており、今後の復旧・復興に向けた業務の財源として確保されております。

(3) 本年度決算における翌年度繰越額は6億2903万円となっております。これは震災アーカイブス事業、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金給付事業、認定こども園建設事業、町道上柳線道路改良事業、道路事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業(幾世橋地区)になります。浪江東中学校整備事業及び浪江共同調理場建設事業が繰越明許事業として翌年度へ繰越したことによるものであります。

4番になります。不用額であります。4億5301万6817円で予算額に対する割合は3.1%と前年度2.6ポイント下回りました。これは災害対応にかかる予算整理未了によるものと思われま。

なお、予算執行率は92.5%と前年度を1.1ポイント下回っております。

以上が、歳出の概況であります。以下23ページから31ページまで款別にその状況を記述しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

32ページになります。特別会計になりますが、文化及びスポーツ振興育成事業ほか8会計について32ページから36ページに各会計ごとに意見を付してありますのでご覧いただきたいと思っております。

37ページをお開きください。平成27年度基金運用状況審査意見書、審査の対象は財政調整基金ほか、19基金であります。

審査の方法、一般会計・特別会計審査と同時に且つ同様な方法で実施いたしました。

審査の結果、基金運用状況報告書に掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。

次に、報告書により審査した基金の状況並びにその意見については38ページから42ページに各基金ごとに意見を付してありますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、43ページになります。平成27年度健全化判断比率等審査意見書についてご説明を申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見としまして審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

次に、下記表については個別意見を付してありますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、水道事業会計をお開きください。青い紙の次のページになります。28浪監第10号平成28年8月15日浪江町監査委員、山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛に平成27年度水道事業会計決算審査意見書及び資金不足比率審査意見について。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年度浪江町水道事業会計決算、証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次に、44ページをお開きください。裏の裏のページになります。平成27年度浪江町水道事業会計決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

審査の対象、浪江町水道事業会計決算。

審査の期間、平成28年度 7月25日。

審査の方法、ふるさと再生課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。平成27年度の決算は原発事故により全町民避難が強いられ、営業収益は震災前より大幅な減収となっております。

一方、営業外収益は大幅な増加となっている。主なものとして、東京電力との損害賠償に合意し、平成26年4月から2月分の逸失利益分として2億3327万5101円が支払われたことによるものであります。資本的収入及び支出において収入総額4337万6828円。支出総額1億7122万9808円で差引き1億2785万2980円の不足を生じましたが、その全額を当年度損益勘定留保資金（減価償却費8197万7692円と資算減耗費8477万63円及び減債積立金3739万8225円）で補填されております。営業収益の損失分については引き続き東京電力と損害賠償追加費用等請求についての協議が進められ、合意後は減収分が補填される予定であります。

次のページをお開きください。事業の概要であります。給水状況、原発事故により全町民避難が強いられ本年度も給水人口はなかった。ただし、酒田、それから立野下行政区の開栓を行い、給水戸数が43戸、事業用として公共機関及び町内再開事業者への給水戸数は15戸。この中には除染業者4戸を含みます。となり、有収水量7581立方メートルうち、除染用は3962立方メートルを供給しております。

工事状況、本年度は北幾世橋の石綿管布設替工事をはじめ震災により被災した送配給水管の漏水修繕工事等57件を実施しております。

収納状況、本年度の給水収益は283万1747円で全額収納されております。執行状況について46ページから47ページに記載されておりますのでご覧ください。

48ページをお開きください。平成27年度水道事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見、審査に付された資金不足比率その算定の

基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見になりますが、資金不足比率については平成27年度の資金不足は生じませんでした。是正改善を要する事項、特に指摘する事項はございませんでした。

以上を持ちまして、平成27年度一般特別会計基金運用状況、健全化判断比率及び平成27年度水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

続いて総合意見になりますが、一番最後のページをお開き願いたいと思います。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から5年を迎えた平成27年度は、災害復旧・復興に係る業務に時間を費やし、通常業務との両立が困難な状態の中で、町内の復興拠点を足がかりに、復旧実現期へ移行した重要な時期でありました。

こうした中、町の財政状況では四つの健全化判断比率及び公営金を会計における資金不足比率がいずれの数値も国が定める早期健全化基準または経営健全化基準を下回り、終始均衡のとれた財政運営が図られているものと評価するが、依然として震災による特殊な状況が続いております。

次に、決算状況を見ると一般会計と特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ歳入が1.0%の減、歳出が0.6%の減少となっており執行率は91.9%。前年に比べ1.0ポイントの減少となり実質収支は黒字でありました。

歳入面では、国県依存財源である東日本大震災復興交付金等を積立てている基金からの繰入れが自主財源の大部分を占め、依然として自主的な自主財源の確保は厳しく震災復興に関連する震災復興特別交付税や国庫補助金への依存が高い状況にあります。

歳出では、町内における本格除染が進む中、町道、上下水道のインフラ復旧、復興組合による農地保全や水稻実証栽培、町内の防犯、防火体制の強化、デジタル防災無線の整備や公共施設への太陽光発電設備の設置、タブレット端末を使った情報発信や絆の維持、県内3カ所の交流館運営、浪江町地域交通スポーツセンターの復旧等、町民の生活再建支援とふるさと再生に向けた事業が実施された。また災害公営住宅、交流情報発信拠点施設、認定こども園、浪江東中学校、診療所、産業団地等の整備に向けて調査・測量・設計にも着手しております。

決算審査ではやむを得ない予算流用、予備費充当も見られたが、財政関係法令を遵守し、安易な予算流用や未執行の不用額は最小限



にすべきであります。

今後は、事業進捗の状況を常に把握しながら予算の有効活用に努め財政担当主管課においては、進捗状況を万全に行うことが必要であり、また、必要な経費であれば事業の基準・算定に従って、適切な予算措置をすることや事業が確定した予算については3月までに補正し、専決処分は緊急なものに止めることを指摘いたしました。

最後に、平成27年度は復旧・復興に向けた具体的な取り組みがなされ、平成28年度からは本格的に復旧・復興を実現する段階となり、それに伴い復旧・復興関連費用はますます増加し、事務事業の更なる加速化、更には避難指示解除後見据えた財政運営を念頭に、引き続き財源の確保に努め限られた財源の重点配分と効果的・効率的な財政運営により事業の執行を図ることを期待するものであります。

---

○議長（吉田数博君） ここで3時15分まで休憩をいたします。  
(午後 2時57分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 3時15分)

---

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） 本案は、平成28年度の地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたこと等により、浪江町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第72号資料2ページ、新旧対照表に沿ってご説明いたします。第2条2項は国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、第3項は後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に引き上げる改正でございます。23条、3ページになりますが第2号は5割軽減の対象となる世帯の

軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行26万円から26万5000円に、第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行47万円から48万円に引き上げる改正でございます。附則第10項及び4ページの第11項は、特例適用利子及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるといふものでございます。12号、13号は条文のずれでございます。

議案に戻りまして2ページお願いいたします。附則第1条は交付の日から施行するといふものでございます。附則第2条は第2条及び第23条の規定については改正後の規定は平成28年度以降について適用し、平成27年度分までについては従前の例によるいふものです。また附則第10項及び第11項については平成30年度から適用するものです。なお、資料の1ページに改正内容をまとめておりますのでご覧下さい。

以上よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第10、議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、常磐自動車道の整備に伴い、浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（安倍 靖君）** それではご説明いたします。議案書をご覧いただきたいと思っております。まず新たに認定する町道は路線番号102出口根岸線から2ページ後ろになりますが、路線番号7247田子平線の39路線。廃止する町道は路線番号102出口赤坂線から1ページ後ろになりますが路線番号7223沢田子平線の18路線であります。内訳といたしまして、新規路線が23路線、起点または終点の変更による認定替えが16路線、廃止が2路線となっております。参考資料路線位置図をご覧いただきたいと思っておりますが、いずれの路線も常磐自動車道の整備に伴いNEXCO東日本による補償工事として整備した路線について新たに認定及び廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第74号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第4号）ついてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第74号、平成28年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29億3839万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を289億6020万6000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き下さい。歳入の款1町税、項1町民税でございますが、個人町民税6500万円、法人町民税1000万円をそれぞれ増額しておりますが、課税実績により計上しております。続いて項2の固定資産税999万9000円の増でございますが、これも課税実績により償却資産分を計上しております。

続いて、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税6億6319万9000円の増額であります。まず普通地方交付税が本算定の確定により3億2041万9000円。また特別地方交付税が再生加速化交付金の事業増に伴い3億4278万円を増額しております。

11ページに入りまして、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金8億7451万円の増は、福島再生加速化交付金が浪江町小中学校整備事業ほか5事業分で8億6616万4000円の増。東日本大震災復興交付金が請戸小学校の保全工事分で560万円。あと消防施設設備の災害復旧のため消防防災施設災害復旧費補助金を160万円。消防防災設備災害復旧費補助金を114万6000円それぞれ増額しております。

次に、目2民生費国庫補助金1119万2000円の減額でございますが、臨時福祉給付金給付事務費補助金を157万円増額。ほか事業への財源組み替え等により、被災者支援総合交付金が1276万2000円の減額となっております。

次に、目3災害復旧費国庫補助金が133万5000円の増でございますが、これは光ケーブル復旧のための情報通信基盤災害復旧費国庫補助金となっております。

次に、目8消防費国庫補助金2000万円の増は、防災事業のあり方及び官民連携事業手法の導入可能性調査事業を実施するための補助金でございます。

12ページをお開き下さい。款13国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金4551万6000円の増でございますが、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金がタブレット事業ほか4事業で2897万1000円の増。節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が防犯灯等LED化事業ほか1事業で1654万5000円の増でございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金が1億1650万8000円の増で、住宅改修相談窓口事業分等として福島県地域創生総合支援事業補助金が873万円。認定こども園の県補助金分として福島再生加速化交付金が1億777万8000円の増となっております。

次に、目2民生費県補助金が3838万9000円の増で、主なものはグループホームの施設整備事業として福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金3758万9000円を計上しております。

次に、目5農林水産業費県補助金1280万2000円の増は、農業費県補助金の増で、営農再開支援事業補助金を計上しております。

次に、目11商工費県補助金5522万8000円の増は町内で集客イベントや割引事業等を実施するための財源として福島県事業再開帰還促進事業補助金を計上しております。

13ページに入りまして款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1国民健康保険事業特別会計繰入金542万5000円、さらに目3介護保険事業特別会計繰入金2587万2000円の増は、それぞれ前年度の一般会計からの繰入金の精算によるものでございます。

次に、項2基金繰入金、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金580万4000円の増は、請戸小学校保全工事ほか1事業に係る事業費を本基金から繰り入れするものでございます。

14ページをお開き下さい。目9浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金7億272万9000円の増は、小中学校整備事業ほか2事業分を本基金から繰り入れするものでございます。

次に、款18繰越金3億1912万7000円の増は、前年度歳計剰余金の確定によるものでございます。

次に、款20町債、目1臨時財政対策債2215万5000円の減は交付税本算定確定により減額となったものでございます。

次に、15ページをお開き下さい。ここからは歳出の説明でございます。款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費3325万2000円の増の主なものは、節13委託料3347万2000円の増で、タブレットのアプリを改修するきずな再生支援システム委託料ほか3委託業務を計上しております。目5財産管理費、節13委託料1388万9000円の増

は、公会計導入に伴い町が所有する固定資産台帳を整備する費用でございます。目6本庁舎管理費244万5000円の増の主なものは、節11需用費215万7000円の増で、本庁舎機能回復に向けた什器修繕費用でございます。目8企画費8億8125万8000円の増の主なものは、節7賃金の臨時事務補助員の雇用実績による334万円の減。

16ページに入りまして、節25積立金8億8269万1000円の増は、東日本大震災復興交付金基金積み立てが560万円及び福島再生加速化交付金事業のうち認定こども園整備事業や浪江町小中学校整備事業等複数年度にわたる事業分について浪江町帰還環境整備交付金基金へ8億7709万1000円積み立てするものでございます。目9情報管理費4962万1000円の主なものは、節13委託料4962万8000円の増で、情報セキュリティ強化に係る委託料及び請戸漁港への光ケーブル復旧に係る設計業務委託料等を計上しております。目11財政調整基金費4億円の増は、前年度歳計剰余金の一部を財政調整基金に積み立てするものでございます。目18合併60周年記念事業費の612万4000円の増の主なものは、節8報償費608万3000円の増。表彰者並びに町民への記念品購入費として603万3000円を計上しております。

17ページをお開き下さい。款3になります。款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費3838万9000円の増の主なものは18ページをご覧ください。節19負担金補助及び交付金の3758万9000円の増で、浪江町の事業者による高齢者グループホーム建築に係る福島県補助金が町を経由して交付されるものでございます。目7臨時福祉給付金事業費157万1000円の増の主なものは、節7賃金の109万1000円で当該給付事務に係る臨時事務補助員賃金を計上しております。

続いて、項2児童福祉費、目5認定こども園費の3億2537万3000円の増は、認定こども園整備に係る経費で、節13委託料で932万円、節15工事請負費で3億1605万3000円を計上しております。

19ページをお開き下さい。項3災害救助費、目3住家被害等認定調査費の648万円の増は、住家被害等認定調査件数の増加に伴う委託料の増でございます。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目9放射線健康管理対策費51万5000円の増の主なものは、節11需用費を減額して、節13放射線相談業務委託料に予算を組み替えしたものでございます。

続いて、20ページをお開き下さい。款5労働費、項1労働諸費、目2勤労者総合福祉センター管理費の250万円の増は、サンシャイン浪江の一部解体に伴い必要となった雨水排水等の修繕工事費用でございます。

次に、目3労働諸費の918万円の増は、いこいの村なみえの本館

部分の耐震補強に必要な実施設計業務委託料でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 7 地域農業活力再生支援事業の1288万4000円の増の主なもの、節13委託料として町内 2 地区での営農再開ビジョン策定支援業務委託料として591万9000円。節19負担金補助及び交付金で営農再開支援補助金として花卉栽培等に係る設備費等の補助金688万4000円を計上しております。

21ページをお開き下さい。款 7 商工費、項 1 商工費、目 8 事業再開帰還促進事業費の5522万8000円の増は、事業者が帰還を決断しやすい環境を整備するため需要喚起することを目的に実施するもので、主なものは事業実施に係る臨時事務補助員賃金として、節 7 賃金で104万円。事業実施に係る消耗品やポスター・チラシ等の印刷費として、節11需用費で405万円。帰還時に必要となる物品等の割引実施事業補助金として、節19負担金補助及び交付金で4794万円を計上しております。

22ページをお開き下さい。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費1504万5000円の増は、防犯灯LED化の現状調査等に要する委託料となっております。

次に、目 3 道路新設改良費1198万円の増は、町道川原沢田線の道路改良工事請負費を計上しております。項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費822万9000円の増の主なものは職員の時間外手当て565万円。節13委託料で町内 2 項道路の調査測量設計委託料150万円を計上しております。

次に、目 3 公園費の150万円の増は、町内 3 カ所の公衆トイレ修繕工事費となっております。

次に、目 5 防災集団移転促進事業費の2651万7000円の増は、道路事業に係る調査測量設計委託料や埋蔵文化財本格調査に係る報告書作成業務委託料など 6 委託事業を計上しております。

23ページをお開き下さい。項 5 住宅費、目 2 復興公営住宅費の9956万円の増は、福島再生賃貸住宅整備事業に係る工事費の増によるものでございます。

続いて、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費412万円の増の内訳は消防ポンプ車等の修繕料として172万円。消火栓 3 カ所の修繕工事に係る負担金240万円でございます。

次に、目 4 防災対策費の4830万円の増の主なものは、節13委託料として防犯カメラシステムの改修業務、防災事業のあり方及び官民連携事業手法の導入可能性調査業務、防災行政無線中継局周辺的环境整備業務等 4 委託業務で2640万8000円及び、節14使用料及び賃借料として防災行政無線戸別受信機賃借料2160万円となっております。

す。

24ページをお開き下さい。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費700万円の増は、請戸小学校にフェンスを設置するための工事費を計上しております。

25ページでございますが、項3中学校費、目1学校管理費7億2178万円の増の主なものは、浪江町小中学校整備事業として実施する浪江東中学校の改修工事に伴うもので、節13委託料で工事監理業務を920万2000円、節15工事請負費では改修工事費として7億1243万1000円を計上しております。

次に、項5社会教育費、目4文化財保護費の1683万8000円の増は、町内の文化財の状況把握並びに活用方針管理体制等を調査検討する文化財基本方針策定業務委託料となっております。

26ページをお開き下さい。項6保健体育費、目5地域スポーツセンター費の420万3000円増の主なものは、スポーツセンター管理のための消耗品104万8000円。光熱水費309万円でございます。

款11災害給付費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費の200万円の増は、農業用施設の調査測量設計費を計上するものでございます。

款14予備費、項1予備費、目1予備費は前年度歳計剰余金等を含む1億2339万8000円を計上しております。

6ページにお戻り下さい。第2表繰越明許費補正の説明ですが、追加といたしまして、款2総務費、項5財産管理費、固定資産台帳整備事業1388万9000円については調査する固定資産数を踏まえて2カ年事業として実施するため翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、認定こども園整備事業3億2537万3000円については設計業務に時間を要し、年度内完了が困難となることから翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款8土木費、項5住宅費、災害公営住宅整備事業（幾世橋地区）35億628万3000円については、用地取得や実施設計に時間を要し、年度内完了が困難となることから翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、浪江町小中学校整備事業（浪江東中学校改修）7億2163万3000円については、耐震診断業務の追加などにより設計業務に時間を要し、年度内完了が困難となることから翌年度に繰り越すものでございます。

続いて変更といたしまして、款8土木費、項5住宅費、福島再生賃貸住宅整備事業におきましては、工事費の増により変更前の17億810万5000円に新たに9956万円を追加いたしまして、18億766万5000

円とするものでございます。

7ページでございますが、第3表地方債補正につきましては歳入予算で説明のとおりですが、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことにより変更するもので、補正前の限度額2億5429万7000円から2215万5000円を減額し、2億3214万2000円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次に、議案資料をご覧ください。今回の補正予算による基金の運用状況ですが、まず1の財政調整基金については歳出で4億円の積み立て、補正後の残高は13億8270万3000円。

2の浪江町復旧・復興基金は歳入で取崩額を60万円減額し補正後の残高は62億7978万4000円。

3の東日本大震災復興交付金基金は歳入で580万9000円を取り崩し、歳出で560万円を積み立て、補正後の残高は14億8078万2000円。

4の浪江町帰還環境整備交付金基金は歳入で7億272万9000円を取り崩し、歳出で8億7709万1000円を積み立て、補正後の残高は4億3064万7000円となります。

なお、本残高は平成27年度決算による基金残高を元に算出したものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第12、議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を155万1000円とするものであります。

歳入は、繰越金38万円を増額、寄付金10万円を増額するものであります。

歳出は、基金積立金49万円を増額、予備費1万円を減額するものであります。

よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第13、議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。



町長。

○町長（馬場 有君） 議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に7億6542万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4882万6000円とするものであります。

なお、詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 事項別明細書によりご説明を申し上げます。

始めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお開き下さい。款10繰越金7億6517万2000円を増額するものでございます。これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをお開き下さい。款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費1億5344万8000円の増額でございます。これは給付見込みにより算出したものでございます。

次に、款9基金積立金で国保基金に5億円を積み立てるものでございます。補正後の基金残高見込額は13億2398万3000円となります。

8ページをお開き下さい。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金3329万6000円の増額で、これは前年度の事業確定による国等への返還金でございます。

次に、項2繰出金、目2一般会計繰出金542万6000円の増額で、これは前年度事業確定による一般会計の繰出金でございます。

最後になります。款12予備費、7170万1000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に2518万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億4202万7000円とするものであります。

なお、詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは事項別明細により説明申し上げます。

6 ページをお開き下さい。始めに、歳入につきましては款 6 繰越金、項 1、目 1 繰越金 2518 万 9000 円の増、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7 ページをお開き下さい。款 2 医業費、項 1、目 2 医療用機械器具費 1026 万円の増、これは浪江診療所新築に伴う医療用備品の購入費でございます。

次に、款 3 予備費、項 1、目 1 予備費 1444 万 3000 円の増、これは前年度歳計剰余金の一部を予備的経費に計上するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第 15、議案第 78 号 平成 28 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 78 号 平成 28 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に 1664 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 6142 万円とするものであります。

歳入では、繰越金 1664 万 2000 円の増額、歳出では、公共下水道総務管理費 43 万円、予備費 1621 万 2000 円のそれぞれ増額となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 16、議案第 79 号 平成 28 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 79 号 平成 28 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に 975 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8283 万 8000 円とするものであります。

歳入では、繰越金 975 万 7000 円の増額、歳出では、農業集落排水建設費 400 万円、予備費 575 万 7000 円のそれぞれ増額となっております。

す。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に1億5805万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億3763万3000円とするものであります。

なお、詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開き下さい。歳入についてご説明申し上げます。款6繰越金1億5805万9000円を増額するものでございます。これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお開き下さい。款1総務費、目1介護認定審査会費450万3000円の増は、双葉地方広域市町村圏組合による介護認定審査会の前年度事業確定等による追加負担金でございます。

次に、款4諸支出金、目2償還金9306万7000円の増は、前年度の事業確定による国、県等への返還金でございます。

次に、目1他会計繰出金2587万4000円の増は、前年度事業確定による一般会計の繰出金でございます。

最後に款5基金積立金3461万5000円の増は、介護保険事業経営安定のための積立金を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を491万9000円とするものであります。

歳入は、繰越金 2 万 2000 円、歳出は、予備費 2 万 2000 円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7106万8000円とするものであります。

歳入は、繰越金362万6000円を増額、歳出は、一般会計繰出金 2 万 7000 円、予備費 359 万 9000 円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、消火栓修繕のため収益的収入及び支出を増額するものであります。

収入は、受託工事収益で235万9000円の増、支出は、受託工事費 205 万 2000 円の増であります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、議案第84号 工事請負契約の締結について（福島再生賃貸住宅整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第84号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、福島再生賃貸住宅整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付き一般競争入札により、落札者となった安藤・間・泉田組特定建設工事共同企業体代表 株式会社 安藤・間東北支店 常務執行役員支店長 志賀正延と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。まず、契約の目的は福島再生賃貸住宅整備工事でございます。施工場所は浪江町大字幾世橋字斉藤屋敷地内。契約の方法は、制限付き一般競争入札。契約金額は16億3080万円うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億2080万円。契約の相手方は宮城県仙台市青葉区片平1丁目2番32号安藤・間・泉田組特定建設工事共同企業体代表 株式会社 安藤・間東北支店 常務執行役員支店長 志賀正延。工期は議会の議決を得た日から平成29年7月31日でございます。

次に、議案資料をご覧いただきたいと思います。工事概要でございますが、旧雇用促進住宅2棟80戸の内装、外装及び給排水設備ほかを全面改修し、渡り廊下及びエレベーターを増築する工事でございます。建築面積は既存部分に857.76平米を増築し、1866.86平米となります。

次に、平面図をご覧いただきたいと思います。青色の部分が今回改修する既存部分。黄色が渡り廊下等の増築部分となります。次の図面をご覧いただきたいと思います。左側、部屋のレイアウトですが、入り口、階段の部分の通路の一部を居室にすることによりまして、玄関、浴室、トイレ等を広げ高齢者等にも使いやすいレイアウトとしてございます。また右側、図面でございますが渡り廊下及びエレベーターの増築部分について、横から見た図面となっております。

今回提案いたします、工事請負契約につきましては、去る5月に入札を執行し不調になった工事でございます。このたび工事内容を一部見直し、再度入札を執行したものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第22、同意第4号 特別功労者の決定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第4号 特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第44回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、3名の方が該当となります。

松本道夫氏は、昭和25年9月より昭和63年3月までの37年6カ月にわたり県内中学校で教鞭をとり、学校教育の進展に尽力されました。それらの功績により瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

(故) 渡部貞信氏は、平成13年5月より平成25年4月までの3期12年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

(故) 今野孟信氏は、昭和47年6月より平成3年11月までの6期19年5カ月にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日単光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

いずれも表彰条例第3条第1項第6号に該当される方々であります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第23、報告第4号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場 有君) 報告第4号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

本案は、平成25年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る精算について、同法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長(吉田数博君) 復興推進課長。

○復興推進課長(山本邦一君) それでは、浪江町継続費精算報告書によりご説明申し上げます。継続費精算報告については継続費に係る継続年度が終了した時に継続費精算報告書を調整し決算書類の提出とあわせ議会に報告するものでございます。

事業が浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業委託料ですが、継続費として設定した年割り額が平成25年度2500万円、平成26年度3000万円、平成27年度500万円、合計6000万円であり、各年度の支出で実績が平成25年度1213万1604円、平成26年度3805万6211円、平成27年度977万8316円、支出済み額合計が5996万6131円となったところでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉田数博君) 日程第24、報告第5号 財団法人福島なみえ勤

労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成27年度の決算については、事業収入は売上総利益金額、営業外収益で収入が2308万3000円でありました。

販売費及び一般管理費の合計、支出総額が2282万円で、当期純利益金額が26万3000円となりました。

この結果、繰越利益剰余金当期期首残高と当期変動額、当期純利益金額を合わせた繰越利益剰余金当期末残高は1億8491万2000円となっております。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、平成27年度事業報告及び収支決算書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き下さい。事業報告の総括であります。震災後4年目になった平成27年度も浪江町全体が避難を余儀なくされ、休業状態のままであります。収支状況は収入として主に、営業逸失利益賠償金と2308万3000円。支出は主に平成26年度分に対する法人税等2282万円であり、当期純利益は26万3000円でありました。

続きまして4ページの貸借対照表をお願いします。資産の部で流動資産が2億9885万5098円。固定資産が23万9641円。資産の部合計2億9909万4739円となります。

負債の部で流動負債が8268万2859円。負債の部合計で8268万2859円でございます。

次に、純資産の部で資本金3150万円。繰越利益剰余金1億8491万1880円となり、負債及び純資産合計が2億9909万4739円となります。

続きまして5ページをお開き下さい。損益計算書ですが、収益として売上総利益が2304万4927円。営業外収益は3万7775円となります。費用として販売費及び一般管理費2281万9869円。その結果当期純利益が26万2833円となります。

続きまして6ページをお開き下さい。費用として販売費及び一般管理費の内訳書の明細でございます。

続きまして7ページをお開き下さい。株主資本等変動計算書でございます。利益剰余金の繰越利益剰余金当期首残高1億8464万9047円と当期変動額、当期純利益金額26万2833円を合わせた、1億8491

万1880円が繰越利益剰余金当期末残高になります。株主資本金当期末残高3150万円を加えた2億1641万1880円が純資産当期末残高になります。

続きまして8ページをお開き下さい。平成27年度決算監査の報告についてでございます。

以上で財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

質疑については14日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は7日、8日及び9日で各委員長が指定する場所で開催します。また、12日はこの場所で全員協議会を開催いたします。時間はいずれも9時30分からとなります。関係課長等につきましても出席要請があった時には、出席をお願いします。

本日はこれで延会をします。

14日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集下さい。

なお、議会運営委員会を4時20分から開催をいたします。よろしくをお願いします。

（午後 4時09分）



|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 平成 2 8 年 9 月 7 日 (水曜日)   | 委員会   |
| 平成 2 8 年 9 月 8 日 (木曜日)   | 委員会   |
| 平成 2 8 年 9 月 9 日 (金曜日)   | 委員会   |
| 平成 2 8 年 9 月 1 0 日 (土曜日) | 休 日   |
| 平成 2 8 年 9 月 1 1 日 (日曜日) | 休 日   |
| 平成 2 8 年 9 月 1 2 日 (月曜日) | 全員協議会 |
| 平成 2 8 年 9 月 1 3 日 (火曜日) | 休 会   |

9 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成28年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成28年9月14日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1
- 認定第1号 決算の認定について
  - 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
  - 議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止について
  - 議案第74号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第4号)
  - 議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第78号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第79号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)

出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 邊 泰 彦 君 | 2 番  | 佐々木 勇 治 君 |
| 3 番  | 鈴 木 幸 治 君 | 4 番  | 吉 田 数 博 君 |
| 5 番  | 平 本 佳 司 君 | 6 番  | 松 田 孝 司 君 |
| 7 番  | 山 崎 博 文 君 | 8 番  | 若 月 芳 則 君 |
| 9 番  | 佐々木 恵 寿 君 | 10 番 | 山 本 幸一郎 君 |
| 11 番 | 泉 田 重 章 君 | 12 番 | 佐 藤 文 子 君 |
| 13 番 | 紺 野 榮 重 君 | 14 番 | 三 瓶 宝 次 君 |
| 15 番 | 馬 場 績 君   |      |           |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|  |           |                        |           |
|--|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長  | 馬 場 有 君   | 副 町 長                  | 宮 口 勝 美 君 |
| 副 町 長  | 本 間 茂 行 君 | 教 育 長                  | 畠 山 熙一郎 君 |
| 代表 監 査 委 員   | 山 内 清 隆 君 | 総 務 課 長                | 佐 藤 良 樹 君 |
| 復興再生事務所長<br>兼まちづくり整備課長                               | 安 倍 靖 君   | 復興推進課長                 | 山 本 邦 一 君 |
| 町 民 税 務 課 長  | 武 隈 吉 美 君 | 産 業 振 興 課 長            | 岩 野 善 一 君 |
| ふるさと再生課長   | 三 瓶 徳 久 君 | 帰 町 準 備 室 長            | 鈴 木 政 己 君 |
| 健康保険課長兼<br>仮設津島診療所<br>事務 長                           | 居 村 勲 君   | 介 護 福 祉 課 長            | 佐 藤 祐 一 君 |
| 生 活 支 援 課 長  | 清 水 中 君   | 会 計 管 理 者<br>兼 出 納 室 長 | 鈴 木 貞 孝 君 |
| 教育委員会事務局<br>教育次長兼浪江町中央公<br>民館長兼浪江町津島公民<br>館長兼浪江町図書館長 | 大 原 教 知 君 |                        |           |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳 宗

書 記

柴 野 早 苗

次

長

横 山 秀 樹

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

平成27年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 平成27年度の決算議案について何点かお質しをし、また、私の立場からいくつか提案もさせていただきたいと思えますので町長はじめ、答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に主要な施策の成果29ページです。浪江町民生委員協議会補助金で、219万6000円の決算であります。ここに説明されておりますように、全町避難の中でそれぞれが相談活動及び見守り活動をされた。住民の福祉向上のために民生委員が一生懸命働いたという評価と説明であります。私も全体としてそのとおりだと思いますが、正直こういう状況ですからあまり民生委員の活動状況について把握しておりません。避難活動の現状から民生委員の活動は非常に困難であると思えます。その上で、仮設自治会がこれまで31ありました。しかし、そのうち11が解散をしております。この7月末でも仮設住宅に入っておられる方は1616戸。その後、若干少なくなってきましたけれども、2898人という状況です。そういう仮設住宅の問題だけに限るわけではないんですけれども、こういう避難の現状から民生委員の活動はどう展開されたのかと。立場上、社協との連携もあったかと思えます。社協と連携があったとすれば、どのような連携活動が行われてきたのかということについてお尋ねをしておきます。

続いて29ページ、社協に対する1800万の補助金であります。本当に朝早くから数人で出かけて、それぞれ班を編成して出かけて夕方

帰って来るといふ状況を私も分かっております。それで社協に働く人たちの雇用形態がどうなっているんだろうなと私は心配しているところでありまして。雇用の形態についてお尋ねをいたします。

それから、決算書の115ページ。115ページには備考欄、B型就労継続支援運営補助金400万があります。これも民生費です。主要な施策と成果には示されておられませんけれども、この事業の内容についてお示しをいただきたいと、お尋ねをしたいと思っております。

それから、続いて主要な施策の成果30ページで、地域生活支援事業1460万7000円、そのうち国庫支出金が672万7000円、一般財源が788万ということで、去年の決算書では911万4000円だったんですね。それが大きく増額になっていると。これは下にいろいろな事業が書いてあります。介護保険制度も様々、改正というか改悪。制度そのものが後退するという状況にあつて、地域生活支援事業も担当課としては極めて重要な事業として位置づけているということは理解できるわけですが。例えば、去年は911万4000円だったと。大きく500万を超えて増額しているという理由はどのような理由なのか。もし、要支援1・2の通所介護が介護保険サービスから外されたということなども関連しているのかどうかについてもお尋ねをしますので、事業の内容についてお答えをいただきたいと思っております。

それから、同じく地域生活支援事業の下から2行目に、移動支援事業ということで10人で延べ利用が421回。この言葉どおりに解釈をすれば、介護タクシーなども含めた移動支援事業かなとも考えられるわけですがけれども、移動支援事業の中身。それからこの方々の介護認定はどうなっているのかということについてお尋ねをいたします。

それから、その下の相談支援事業136人、3205回。これは平成27年度の新しい事業なんです。新規事業に入った理由、あわせて成果についても端的にお答えをいただきたいと。

それから、主要な施策の成果33ページです。訪問介護安心サービス事業で、決算書ではここに書いてあるように119ページです。決算額は75万9000円と少ないです。それで昨年度は11名だったんですよ。それで82万2000円。今年は9名なんです。この事業の総額が75万9000円。この事業が、サービス事業の対象が減ったのはどういうことかと。別な角度からお尋ねしたいんですけれども、ここに書いてあるように、概ね65歳以上の単身世帯というふうに書いてあります。一般論としては、一般的な見方としては65歳以上の一人暮らしの老人が増えているのではないかと思います。そこで、一人暮らしの65歳以上の老人は、浪江町ではどれぐらいいるのかということに

ついてお示しをいただいて、この事業との関連についてまた判断をしたいと思いますのでお答えをいただきたい。

それから、一般財源が9000円ということですが、事業費そのものも小さいんですけど、これも別な角度からこの事業に対する自己負担はあるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、訪問介護安心サービス事業にかかわって、大きく帰町・帰還の問題が町民の中でも、議会の中でも、町当局の中でも大事業として議論され検討を進めておられます。そこで、訪問介護安心サービス事業が今現在浪江で開所できる、そういう見通しがあるのかどうかということについても関連でお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、主要な施策35ページです。医療費助成事業で決算額は1077万7000円です。これも前年度決算は697万6000円。700万だったんです。この事業で内容をちょっと比較してみましたら、登録件数が昨年より10件減っている。それから助成件数が倍以上に増えているんですよ。助成件数は去年は1652件です。3350件に増えている。

それから、助成費が今言ったとおり700万から1000万に増えている。事業全体のボリュームが大きくなったわけだから、事業費が嵩むということは率直に理解できます。その上で、こういう変化の背景には何があるのかということについて、決算内容からこれだけでは理解できないのでご説明をいただければと思います。

それから、この事業に関係してですけど、まるまる一般財源なんですね。事業としては震災関連の事業だと。医療費助成事業様々あるわけですけども、国・県に負担をお願いすることが出来ないのかと。そういう角度からこの事業を検討されたのかということについてお尋ねをしたいと思えます。

それから、この35ページの数字。大した金額の差ではないんですけど、この事業の決算額は枠の中では1077万7753円です。この事業の助成費として一番下の欄に書いてありますけど、1060万6711円です。この枠の中の決算額と助成費の決算額の違いは何かということについてお尋ねをいたします。

それから、主要な施策の38ページ。教育委員会の所管で子ども医療費助成事業です。私から敢えて言うまでもありませんけれども、福島県は2014年10月1日から18歳以下の医療費を無料にしているわけです。原則自己負担1割があるということですが、これも医療費助成になるということなので、ここに示されている一般財源495万1000円の一般財源の負担はどういう理由なのかということについてご説明をいただきたいと思えます。



それから、同じく教育委員会所管ですけれども保育助成事業。説明欄にあるように県内60名、県外32名で92名。様々な事情で住民票を異動しているという人もあるから単純に92名では少ないという見方は出来ないかもしれませんが、この92名というのは、浪江町民の保育料助成の対象児童100%把握されているのかどうか。もし200名がいて92名の助成であるということであれば、それではそのほかの人たちは申請がないからとか、あるいは町としての教育委員会としての何らかの対応の不備があるのかとも考えられますので、対象児童についてお答えをいただきたいと思います。

それから、主要な施策の51ページ。51ページでふるさと再生課ガンマカメラ購入事業。これは決算書では139ページ、除染対策費に計上されております。決算書の141ページにガンマカメラ購入費が載っていると。事業内容としては、東中、丈六公園、酒田町営住宅、10施設、14地点の線量測定をしたと報告されておりますが、ガンマカメラ測定値10施設、14地点の測定値をお尋ねしたいと思います。その上で、再除染の問題やガンマカメラによる測定と情報公開についてこれまで度々いろんな議会・議案の度に求めてきましたけれども、ガンマカメラを再除染に役立つような活用をしているのか。宅地・農地の測定に活用しているのか。

それから、これも平成28年度に繋がってくる事業ですので、現在の業務の成果についてもお示しをいただきたいと思います。とりあえずそこまでにしておきます。

次に53ページ、内部被ばく検査です。内部被ばく検査で、実施状況が一覧表で示されております。ここには実施状況ということで縦横年代別、それから対象事業主体というその縦横の関係で書かれてありますけれども、甲状腺検査の結果はどうであったのかという肝心要のことが示されていないんです。これは甲状腺検査ではないからね、失礼しました。

甲状腺検査は54ページですね。53ページについて言えば、この結果が大まかに言ってどういう結果だったのかということをお示しいただきたい。実施した数や期間は分かりますけれども、検査結果については示されておられません。

主要な施策の成果ということであれば、それも書き込むというのがやっぱり行政のあるべき立場ではないのかと思いますので、ご説明をいただきたい。

それから、ちょっとだぶりましたけど54ページです。甲状腺検査について、一次検査で492名が受検して判定別の数も出ております。そこで最近の情報では、これは9月10日の地方紙、前後して民報・

民友にも報道されましたけど。9月10日の民報新聞には二巡目が終了したということで、浪江町の二次受診者は22名うち悪性の疑いが2名という報道されております。これは去年の結果ですから必ずしもこの報告に入れなくても良いのかもしれないけれども、ことは甲状腺癌、二次受診者22名がいて、そのうち2名が単純に計算すると1割が疑いありも含めて、そういう症状が確認されたと、病態が確認されたということです。悪性なのか、あるいは疑いなのかということについてお示しをいただきたいと思います。

それから、更に最近の動きで重大だと思っているのは、この事業のこれまでと現在と今後に関わる問題です。お尋ねしますが、数字で言うと27万人がこれまで受診をして131名が癌の確定と判断されたと、疑いが42名。172名です。このことに対してここ一年ほど関係団体や機関で議論されてきたことではあるけれども、特徴的な意見としては県の小児科医会が過剰検査ではないかと、過剰という表現は使っておりませんが、検査の見直しをすべきだと総会声明を出しております。県民健康調査委員会の星座長はこう最近言っているんです。

科学的な証明の為にだけ検査を無理強いするのは正しくない。県の小児科医会が言っている検査の一部見直しと符合する見解を示しているわけです。全町避難で、しかも高線量地区に避難をして、しかもヨウ素剤が配布、服用されなかったという経過からすると、少なくとも浪江は県に対して、もし過剰診断だと考える人は受けなければ良いのであって、この甲状腺検査自体は、福島第一原発の事故と直接的な因果関係があるかどうかは証明はされておられませんけれども、継続すべきだという立場に立つのが本来の立場ではないかと思えます。

従って、去年の甲状腺検査の結果、それから現状の動きを踏まえて甲状腺検査、県に対して町は継続を求めるべきだと思います。このことについて大きな政策判断でもありますので、町長に答弁を求めておきたいと思えます。

それから、主要な施策の57ページ、緊急雇用対策事業。先ほどの社協の雇用形態とも関連するかもしれませんが、この説明では必ずしも社協の職員の雇用とはなっていないし、別な事業だと。産業賠償が所管してありますけど。延べ80名の雇用を図ったとありますが、実雇用者数は何名で、雇用期間はどの程度であったのか。あるいは再雇用の実態はどうかということについてお尋ねをいたします。

59ページ、農林水産業・農業振興事業です。一つは白丸の1番目

に書いてあります、避難農業者一次就業支援事業100万円1件ということですから、畜産は150万円限度。その他耕種園芸農家の場合は100万が限度。これが今の制度では一回ポッキリだと。避難者一次就農支援でこういう制度が出来たこと自体は良いんですけども、初年度のみということでは、尻切れトンボというか、避難者の就農再開支援には不十分ではないかと思います。不十分だという立場からこの事業の拡充を求めているかどうかというのが一つ。その上で、避難先で就農をしている人。

それから、避難先で就農を希望している農家。こういう状況を把握しているのかどうかということについてもお尋ねをしておきたいと思います。

それから、この事業について拡充するというのであれば、一つの考え方としては。これは別ですね、別です。

園芸産地と復興支援事業についてですけども、1220万の決算です。その上で、所管では審査されているかもしれませんが、園芸農業再開に必要な資材や種苗の助成ということで支援対象は例えば農協であるとか、農業法人であるとか、グループであるとか極めて限られていると。浪江町の場合は1件で1220万。上手く使えば大いに役に立つなと思ったんです。園芸と復興支援事業ということであれば、浪江町の農地の有効利用、あるいは浪江町の復興支援に如何に役立たせていくかと考えた場合、一つの検討作物としてデントコーンなどを対象にしてはどうかと。これは今イノシシ対策も非常に重要ですけど、そういう対策も十分講じながら、ある程度機械作業も出来ると、農地の保全にも役立つと、一定規模面積で農地の保全も出来ると。場合によってはこれをバイオマスとして活用すると。こういうことで1件で1220万ですから、かなりの事業ですよ、これ。

従って、グループ、あるいは団体という窓口を生かすとすれば、そういう栽培作物や浪江の農地の有効利用、復興再生という角度から取り組む必要があるんじゃないかと。こういうものに対して大いに町でもバックアップしていくと。こういうことが求められていると思います。そういうことは、私は検討に値すると思うんですが、町としてはどうお考えになるのか。

さらに、バイオマスに限らずいろんな作物があると思うんだけど、一部専門機関と連携して既に事業展開されている市町村もありますけど、浪江でもこの園芸産地と復興支援事業を窓口にして大学とか研究機関。こういうところと連携をして農地の復興・再生を図っていくと。こういう取り組みが大事ではないかと。農業振興、まさに

今でもやれる、やらなければならない。そういう内容ではないかと思ひまして、提案も含めて決算審査で答弁を求めておきたいと思ひます。

それから69ページ、まちづくり計画整理業務委託。151万2000円です。説明欄に書いてありますけど、中心市街地のまちづくり計画図の作成を行い、復興計画等の基礎資料を作成したと。既に成果品があると判断できるわけです。私の記憶では成果品の配布説明はなかったなと思ってるんですけど、この事業の成果品に示されている事業内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

それから72ページです。浪江町防犯見守り隊事業で1163万9783円の決算です。この成果の説明にもありますように、1班6名、7班42名から、1班9名、5班45名、パトカー3台に増やして文字通り全町避難の浪江町の安全を守っているという、ある意味では極めて崇高な事業です。事業の成果そのものは敢えて聞く必要もないと思ひますけど。私の記憶では見守り隊の報酬・費用弁償が一日5000円だったと思ひますけど、話を聞くと遠方から浪江の本庁舎に行く。あるいは二本松の事業者に集まってくると。弁当持ちで夕方までかかると。やっぱり見直しをする必要があるのではないかと思ひます。

○議長（吉田数博君） 15番、発言中ですがご存じのように決算審査であります。その内容が予算審議のような形になりつつありますので、簡潔にお願いいたします。

○15番（馬場 績君） ということで、この防犯見守り隊について活動の現状からすると、ここに書いてあるように大きな成果が上がっております。この決算内容からやっぱり報酬の見直しも検討すべきではないかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

以上、何点かお尋ねしましたので、順次ご答弁をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 主要な政策の54ページの甲状腺検査事業についてのお質しでありますけれども、議員お質しのとおり、先般、県民健康調査検討委員会が甲状腺検査については見直しを図っていくという見解を述べられております。私ども低線量の被ばくと言えどもやはり被ばくをしたという事実はございますので、やはりこれからもこの検査については継続すべきだということを主張してまいりたいと思ひます。県は様々な意見を踏まえて今後の県民健康調査委員会で議論していきたいということを発言しているようでありますので、是非、私ども浪江町の見解を継続すべきだと、健康管理につい

ては徹底的に調査をしていただきたいということで申し述べていき  
たいと考えております。

○議長（吉田数博君） 質問順に回答・答弁をお願いします。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため、暫時休議をいたします。  
（午前 9時44分）

---

○議長（吉田数博君） 答えられる部分を継続して答弁をしていくとい  
うことにしますので、再開をいたします。  
（午前 9時44分）

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をします。  
（午前 9時44分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
（午前 9時46分）

---

○議長（吉田数博君） 休議というか、再開をして答えられる部分だけ  
答えて議事進行を図りたいと思います。  
答弁者、教育次長。

○教育次長（大原教知君） 成果の38ページでございます。子ども医療  
費でございますが、補助が二分の一となっております。小学校1  
年生から小学校3年生までは補助対象外ということで、この部分が  
一般財源になってございます。その下の保育料助成事業でございま  
すが、広報・ホームページ等により申請をいただいているところで  
ございます。対象児童は保育園、こども園に通う子供さんでござい  
ます。

今後とも、あくまでも申請主義ということで広報等に今後とも力  
を入れてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 施策成果の51ページのガンマカメ  
ラについてお答えいたします。

測定値でありますけれども、丈六公園辺りですと3 $\mu$ 程度の数値  
が出ておりました。現在、除染検証委員会を立ち上げてやっており  
まして、そこで線量の高いと思われる地区をガンマカメラで測定し  
まして、検証委員会にデータとして上げまして除染後の数値と照ら  
し合わせて再除染ということで環境省にお願いをしている状況であ  
ります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

まず施策の成果の57ページでございますが、緊急雇用の実人員と再雇用の関係はどうなっているのかということでございますが。

まず、延べ人数についてはここに記載されていますように80名の雇用という形で、実人員につきましては42名でございます。雇用期間は町の臨時職員ですので、6カ月ごとの雇用という形になっておるところでございます。

続きまして、施策の成果59ページ。農業振興事業の避難農業者一時就農等支援事業の件で、これは単年度補助という立て付けになってますが、議員お質しのとおり、町では県に営農再開支援に関する要望等を今後、営農再開支援事業の継続を求めること。更には実証栽培に関する支援の拡大ということで、先日行われた浪江町地域再生協議会においても、総会において決定されてますので、これは強く国・県に要望してまいる所存でございます。

それから、避難先で何名くらいやっていて、今後そういう方の農家の営農意欲をどう把握してるんだということでございますが、避難先での営農形態については町で色々な支援等をしております。数的には十数件の例えば二本松とか、他県であると埼玉県嵐山町とかございます。という形で十数件、15件以上は実際営農しているところでございます。

それから、希望する農家の実態をどう把握してるんだということにつきましては、町と県、双葉農業普及所等々と毎月営農相談等をやってまして、その実態に向けて農家の意向を取り組んで営農の再開に取り組んでおるところでございます。

続いて、この園芸産地等復興支援事業の補助金の関係で色々なご意見がございました。これからの作物としてデントコーンはどうだというお質しでございます。町といたしましては、これから浪江町農業再開プログラムというのがございます。これは浪江町地域再生協議会で今後、解除に向けての営農再開に向けて大きな柱づくりをしたところでございます。

例えば、農地の保全管理、地力回復はこれ当然でございますが、その後営農再開に向けて例えば地域ごとに地域の営農計画の策定、それから実証栽培等の継続・実施、あと私たちが地域に入って地域との懇談会、それから関係団体。これは復興組合とか、それぞれの地域の団体との営農計画の計画策定を行います。そしてその上で、戦略作物・振興作物の策定をしていきます。そこでデントコーンも一つの検討材料に入ればこれから戦略作物として将来、議員のお質

しのようにバイオマスまで行くのかどうかも検討されるのではないかと考えているところでございます。それがバイオマスとなれば、そういう研究機関でバイオマスの試験・調査等も入ってきますので、自ずからどういう流れになるか。これから私たちが営農再開までの地域に入って色々な取り組みを行います。その中でそういう形、地域にあった作物は何かというのが検討されるのではないかと判断しているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは施策の成果69ページにあります、まちづくり計画整理業務委託でございます。

こちらにつきましては、施策の成果に記載のとおりでございますが、まちづくりに関する情報。これに関して整理・分析を行いまして、復興計画二次、特に中心市街地の再生業務等の検討に基づく基礎資料を作成したということでございます。今現在、今年度まちづくりににつきましては、検討委員会等を立ち上げ検討してございますので、ある程度計画がまとまり次第議会にはお示し出来るものとは考えております。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 72ページ、浪江町防犯見守り隊でございますが、記載のとおりパトロールの強化をしてきたところでございます。

今後、特例宿泊・準備宿泊が開始されますことから、町民の皆様が町内に帰還していただきます。そういうことで、防犯に更なる力を入れていかななくてはならないと考えているところでございますのでよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでははじめに、主要な施策の成果の35ページ。医療費助成事業についてお答えをいたします。

この事業につきましては、平成26年の6月から始まった事業でございます。その中で平成27年度において、平成26年度に登録を出来なかったということで、平成27年度遡って20世帯ほど登録しております。傾向といたしましては、やはり皆さん通院する回数が増えているという内容でどうしても医療費がかかっているという状況でございます。

次に、国・県の負担はということでございますが、これは国・県の協議の場で私も出席しまして要請をしておるんですけども、中々町独自の事業だということで、この負担金の対象には今まだなっていないということでございます。

先ほどの記載する金額が事業費と違うということですが、この総事業費1077万7753円にはこの助成費と需用費の1万5522円と委託料の15万5520円が入った目の合計額ということになります。

続きまして、主要な施策の53ページの内部被ばく検査の内容ということになりますけれども、この結果につきましては、測定者全員預託実行線量1 mSv以下という結果でございました。議員お質しのようには今後は分かりやすく結果を記載いたします。

次に、甲状腺の中で主要な54ページです。甲状腺の中でご質問あった9月4日の新聞の内容で…。

よろしいですか。では、以上です。

**○議長（吉田数博君）** 介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤祐一君）** 施策の成果29ページの民生委員協議会補助金に関しまして、民生委員はどのように活動してきたかということですが、民生委員を中通りの3班、いわきと相双の全部で福島県を5方部に分けまして、その地区に避難している民生委員が一月から二月に一度、65歳以上の独居の高齢者の方の世帯を訪問したり、個別に電話をしたりして出た案件を対処できる機関へ繋げていただいております。

続きまして、その下の社会福祉協議会補助金に関しましてですが、社協の生活支援相談員は仮設中心に回っております。

雇用形態でございますが、社協本体の正職員は3名、ケアマネージャーが3名、臨時職員が27名という形になってございます。

続きまして、決算書の116ページの下段のB型就労継続支援運営補助金でございますが、こちらはアクセスホームとコーヒータ임は震災後避難先で再開をしているわけなんですけれども、遠方からの利用者が多くなっているということで、その分の負担が嵩むということで町で事業者に200万円ずつ、送迎の費用を負担をいたしております。

続きまして、施策の成果の30ページの地域生活支援事業でございます。去年から大きく増えた理由はということですが、こちら地域生活支援事業の関係で相談支援事業を去年までこの欄に計上しておりませんので、平成27年度のこの主要な施策の成果から付け加えた形になっておるため増えた形になっております。こちらは障がい者が地域でいきいきと生活出来るための様々な施策でございまして、基本的には介護とはまた別な制度になってございます。

移動支援のことですが、移動支援は屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児について、地域における自立生活及び社会



参加を目的とした外出の際に介助見守りなどのサービスを提供いたします。こちらは所得に応じて一定の負担がございまして原則1割になってございます。こちらの表はございますので、後程もしご要望があればお知らせいたしたいと思っております。

主要な施策の成果の30ページの一番下、相談支援事業でございですが、こちらは新しい事業ということではなくて。

33ページの下段の訪問介護安心サービスでございですが、こちらは二人減った理由ということでございますが、要介護認定を受けた方が1名、転居をされた方が1名という理由になっております。一人暮らしの65歳以上の高齢者は何人いるかということでございますが、こちらは1997人でございます。この訪問介護の自己負担はあるかということでございますが、この部分は自己負担はありません。訪問介護は浪江で受けられるのかというご質問に対しましては、一応浪江町では社協で訪問介護を再開していただいてサービスを提供する予定となっております。

○議長（吉田数博君） 15番、答弁終わりました。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 再度、何点かお尋ねをいたします。

民生委員の活動の実態については分かりました。分かりましたけれども、仮設に訪問したりそれから独居老人に電話をしたりと、こういうお答えでしたけれども、あとの質問でも構わないんだけれども、あと問題でも構わないんだけど。実は仮設の一人暮らし、特に男性の一人暮らし、時々お昼の時間に行くことがあるんですけど、本当にご飯とみそ汁、そういう生活をされております。それが全員だとは言いません。一人暮らしの老人に対する施策の成果33ページの訪問介護安心サービス事業とも関係するんですけど、やっぱり安心して生活している状態ではないと。町でも情報はあがってるかもしれないけれども、今年に入ってどこの仮設かということ分かっちゃうからどこの仮設とは言いませんけれども。80歳を超えた82ぐらいの人だったんですけど。男子の一人暮らしです。再入院をした。入院するまでは集まってお茶を飲んだり話をしたりしてたんですよ。ところが入院して3日目で亡くなっちゃったのね。だからこれは、そこから先のことは私は分かりませんから軽々なことは言いませんけど。一人暮らしの老人もギリギリまで我慢しているということも考えられます。だから33ページにある訪問介護安心サービス事業、1997人で今年は9名だからね。全てが全てということではないけれども、これでは実態が掴めないのではないかと思うんですよ。かと言って民生員にお任せするというか、何とかしてくださいとい

うこともかなりしんどいと思うんですよ。だから町は、一人暮らしの老人が2000人いるとすれば、その人たちの訪問介護生活支援をどうするかと、あるいは生活の実態はどうかということをやっぱり把握しなければならない立場にあると思うんですよ。敢えて65歳以上の一人暮らしの老人を聞いたのは、はたして町長がよく言うどこにいても誰でも生活再建の応援はしますよ。ましてや一人暮らしの人がこういう状況だとすれば、この決算結果からは深刻な事態だなと考えるを得ないんです。だから民生員、あるいは社協、あるいは訪問介護安心サービス事業。これは深く関わってくるわけだから、もっともっと厳しく言えば1997人の独居老人の餓死の実態は手のひらに乗せてというところまで酷かもしれませんけど、実態を把握して必要なサービスを提供していくということが求められていると思います。

今度の決算でも、大きな指摘事項だと考えていますので、現状と今後の対応についてお答えください。

それから、社協の雇用の形態については正職員が3人、ケアマネージャーが3人、臨時が27人。圧倒的に臨時ということですよ。しかし、仕事は肉体的に精神的にきついと思うんです。こういう事業に対しては一般財源を使わなくても、ご支援とか様々な企業があると思うので正職員化を図っていくと、あるいは待遇改善を図っていくということが避難町民一人一人に対する精神的なバックアップ、生活再建のバックアップに繋がっていくと私は思うんですよ。そのことも十分社協の事務局長とも検討して、改善する必要があると。まして、あとでふれようとは思ってたんですけど、浪江での介護サービスの再開については、社協が再開を検討しているというんですよ。そうするとなおのこと、負担は大変だということですから、待遇の改善を図っていく必要があると。身分の保証をしっかりと図っていく必要があると、改善に着手すると、今度の決算を踏まえて改善に着手するというお立場に立つのかどうかお答えをいただきたい。

それから、B型支援については分かりました。地域生活支援事業についても増額した理由は相談事業が今年からここに入ったので、そのまま増えたということですので、これは了解いたしました。

移動支援事業、10人の介護認定はどうなっていますか。原則1割負担ということだから、介護認定者かと思いますが。支援事業10人ですから。もっとこれを広げていくということも大事だと思うし、介護で原則1割ということであれば現在のところは免除ということになってますから、本人負担は結果的にはないと考えられるんですけど、実態はどうなっているかお答えください。

それから、訪問介護安心サービス事業については一人暮らしのと

ころで、先ほどふれましたのでお答えください。なお、浪江での事業再開は社協だけなのかどうなのかということについても現在どう検討されているのかお答えください。

それから、主要な施策の成果35ページの医療費助成事業、これは平成26年の8月から始まって申請漏れの人が遡って早急に請求したということで、平成27年度決算では増額になったということですから、了解をいたしました。

それから、教育委員会の主要な施策の成果38ページ。子ども医療の助成については、小学校・中学校は対象外ということですがけれども、従ってこの分、町で申し出しているということになるのか、18歳以下医療費無料ということに福島県の場合そうなっていますので、小中対象外という答弁との整合性が理解できないんですけど。ちょっと今一度お答えください。

それから、保育料の助成事業で、対象児童100%把握しているかと。92名というのは全体の中の何名なんだとお尋ねしました。ホームページで広報してるし、申請主義だし全体像を把握していないと。これを言葉はきついんだけど、私的に言わしてもらおうと極めて突き放した答弁ですよ。そういう行政の対応で良いんですかね。教育長でも町長でも先ほどの答弁を受けてこの問題について現状把握をどうするかと。担当部課長にどういう姿勢で町民に接するか、仕事を100%とは言わないけれども、ホームページに頼らないでなるべく町民に温もりのあるような行政を進めてきたと思っていますけれども、そのほかのこと全体掴んでませんけど。町長、あるいは教育長としてそういう対応をしてきたことについてはどう反省をし、今後どう改善されていくのか。職員に対する指導も含めてお答えいただければと思います。

それから、139ページの除染対策、あるいは決算書141ページ。主要な施策51ページのガンマカメラの問題で、事業の成果報告としては東中学校や丈六公園、酒田町営住宅など10施設、14地点で測定をしましたと。じゃあ全部言わなくても良いけれども、課長のお答えでは丈六公園で3 $\mu$ でしたと。こういう答弁しかありませんでした。東中学校では何カ所測定しました。丈六公園では何カ所測定しました。酒田町営住宅では何カ所測定しました。高い数値と低い数値、測定の結果について特徴的な内容について再度お尋ねをしますのでお答えください。

それから、課長は重要な答弁をしたんだよ。検証委員会で高いところを測定し、再除染を環境省にお願いしていると。そのとおりだと思います。検証委員会で、高いという基準はどのような基準で判断

をしているのか、これまで再除染を環境省に求めてきたと。何カ所求めてきたのか。お答えをください。これはやっぱり安心して戻れるかどうかという極めて重要な仕事なんですよ。除染の問題は。ガンマを活用した再除染の実行、極めて重要な問題ですよ。率直にお答えください。除染のところでガンマとの関係もあるんだけど、宅地とか森林とか除染後のガンマ測定に再除染しているのかどうか。先ほどの再質問との関係でこのところもお答えください。

それから、内部被ばくの検査については、全員預託線量が1 mSv以下だということでした。ただ、町として広報・啓蒙してもらいたいのは、やっぱりそろそろ寒くなってきたから津島では松茸採れる季節なんですよ。あるいはいはいのはな採れる季節なんですよ。それぞれ自分の城もってるもんだからそろそろ行ってみようかなと、そっとう行ってそっと採って。正直、食べたという人もいます。そこまで、止めるわけにはいかないと思うんだけど、キノコ類は特に線量が高いので、町民の健康を守るという点からも内部被ばくの結果はこうであったけれども、キンタケと食用については採ってきて測るのは良いけれども、これを食するという事は極めて健康上心配なのでそういうことは絶対ないようにという広報・啓蒙を強めていく必要があると思います。これは答弁を求めなくても、その必要性についてはお分かりいただけると思いますので、今求めてだけおきます。

それから、甲状腺検査で、県に対しても健康管理の問題で継続検査を求めていくという町長の答弁がありました。これは町としても非常に心配される動きと私は見てます。だから町長名で先ほど言ったように浪江でも癌、または癌の疑いありという町民も出ておりますので、是非、長期的に本人の意思・判断で甲状腺検査を受診出来るように継続してもらいたいと強く求めていただきたいと思います。町長としてそういう対応をされるかどうかお答えください。

先ほど、浪江町では22名が二次受診をされました。そのうち2人が悪性、悪性の疑いありという判断をされたんですけども。何れも悪性なのか、その内訳が分かればお示しをいただきたいと思えます。

それから、緊急雇用事業についてはこれも事業の性格上、雇用期間は6カ月だと、だから42名の人たちが継続雇用かどうかは分からないけれども。仮に、継続雇用ということであっても42名。実雇用が42名ということだと思います。これから更にそれぞれの部署で復興再開支援事業、それぞれの部署で新たな事業が入ってくると思います。全て緊急雇用で対応するかどうかは別にしても、この事業大

枠で言うと5年過ぎたから予算を減らすという国の対応ですよ。去年から自治体これやられてきてます。しかし逆に、これからですよやっぱり。職員の皆さんも様々な負担を強いられているということですから、出来るだけ緊急雇用による被災者支援、あるいは職員との連携等も図れるような雇用拡大を進める必要があると思います。お答えください。

それから、農業振興費の継続を要望しているということです。これは私はやっぱり畜産で150万、耕種園芸農家で100万ということだけれども、避難先で農業やりたいという人が少なくとも町のレベルで15件以上把握しているということです。それぞれまた避難先住居を構えるという方が私の知っている範囲でも増えてきております。

従って、この事業一年限りということではなくて、一回限りということではなくて継続できるように是非、制度化を図っていく必要があるのではないかと。予算措置、だから場合によってはこういうのは文字通り特例措置ですよ。そういうものとして求めて制度改善を図っていくということがこの決算から明らかになったと思うんです。担当課長がこれまでの取り組みでは継続を県に求めていると、実証栽培にも該当するように求めていると。しかし結果としては実現してないということですので、これも町長、改めて国・県に対する要望事項として、もちろん町に帰るという対応も大事だけれども、避難者が一次就農すると。こういう支援事業も避難先で元気でその展望を持ちながら生きていくことが出来るということであれば、制度化を求めていく必要があると、拡充を求めていく必要があると思うんです。町長の対応についてお答えください。

それから、就農している人は大体町では15件以上、それから希望する人についても普及所や営農担当と相談をしながら状況把握をしているということですが、やっぱり希望者を増やしていくという意味でもこういう制度の改善が非常に重要だと思います。それから担当課長、今後の取り組みについて従来の延長戦でやっていくのか新たな取り組みをするのかお答えください。

それから、農地取得の問題についても避難者一次就農支援事業、100万ではどうでしょう。大玉でさえも畑200万だと言ってますからね、避難先で再開したいという場合、土地の取得の際にも該当するようなそういう制度創設も求めていく必要があると。この避難先一次就農支援は100万円の範囲ではそういうことも活用出来るのかなとは考えたんですが。課長、土地取得にも活用出来るのかどうか。それから、一次就農支援との関係で土地取得対策について制度があるのかどうか、その上で制度の創設を求めるかどうかというこ

とについてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、園芸産地の事業でありますけれども、デントコーンなどの栽培についても検討していくというお答えでした。私は今の状況からすれば、イノシシ対策。これは極めて重要な問題だから、有害鳥獣であるの決算審査でまとまってからも出てくるかもしれませんけれども。他の作物栽培の場合でも有害鳥獣が非常に大事です。デントコーンを農地保全という意味から、あるいは一定規模農地を管理することが出来る。あるいは次の段階で第二次というのか、第三次というのか、そのバイオマスとして利用も出来ると。こういうことであれば、実証栽培の対象品目も含めてデントコーンは一つの例に挙げましたけれども、大いに検討していく必要があるのではないかと。これももちろん現場の人が事情を一番よく分かっていると思うんですが、あわせてやっぱり地域農業の再生という立場からは、大学・研究機関と連携すると。それこそ浪江町を復興の拠点にしていくということが大事ではないかと。そういう姿勢で取り組まれるかどうか。

それから、主要な施策69ページ。中心市街地のまちづくりについて検討したものだと。この報告だと成果品が出来ていると読み取れるんです。119ページには、中心市街地のまちづくり計画図の作成を行い検討の基礎資料を作成したということで、今後、具体的な事業展開について今検討委員会で検討中ということなのかどうなのか。じゃあ、平成27年度決算を踏まえて現在も継続しているとすれば、検討委員会での結果はいつ頃出るのかということについてお尋ねをしていきたいと思います。

それから、防犯見守り隊については、報酬の見直しを求めたわけですが、担当課長からはしっかりパトロールしてもらっているというお答えで、私の質問にはお答えになりませんでした。お答えをいただきたいと思います。

---

○議長（吉田数博君）　ここで10時45分まで休憩といたします。  
（午前10時34分）

---

○議長（吉田数博君）　再開いたします。  
（午前10時45分）

---

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場有君）　再々質問にお答えをいたします。  
まず、主要な成果の。

〔「再質問」と呼ぶ者あり〕

○町長（馬場 有君） ごめんなさい、再質問。失礼いたしました。再質問にお答えをいたします。

まず、29ページのご質問にお答えをいたします。これまで健康保険課、さらには介護福祉課、そして社協、それから一部については生活支援課、そういう課で連携をしながら町民の皆さんの安全・安心の立場をつくって来るということで、現在行政を執行しております。特に保健師も毎日訪問活動しておりますし、それから日赤等を中心としたボランティアの方々も訪問をしております。ただ、残念なのは個人情報保護ということで緊密な連携がとれてるかということとちょっととれてないところがあります。そういうことがありますので、是非、これはやっぱり2000人近くの方、県外を含めて2000人近くの方が独居してるということでもありますので、是非、県外については復興支援員も自宅を訪問しておりますので、そういう状況を情報共有しながら今後の健康活動を強化していきたいと考えております。

それから、雇用形態の件での質問でありますけれども、正職員に採用してはどうかというようなお話です。これは財政的な問題もあります。現在改革したのは賃金等が若干低めでありましたので、賃金等も含めて若干増額したといいますか、値上げをしたということもございます。そういう意味でこれから浪江町に帰っても安定した雇用形態をつなげていかななくてはならないと考えてますので、その待遇改善については財政とにらみながら、今後検討してまいりたいとこのように考えております。

それから、38ページの保育料の助成事業の件です。これは課長が答弁しましたように、行政側の申請主義でありますけれども、やはり申請主義といっても、うっかり忘れていたあるいは申請の仕方が分からない、そういうこともあると思います。例えば、車の免許証を更新する場合、安全協会等に入れば免許更新時期ですよというような案内が来ます。そういうことを踏まえながら遺漏のないように、先ほど課長が答弁したように広報等はもちろんでありますけれども、いろんなツールを使っていきたいと思っております。例えば、出産の祝い金を町では継続してやっております。この平成27年度は20件ほどありました。それは子供さんが生まれたということですから、その子供さんが大きくなれば、認定子ども園あるいは保育所に入っていくだろうということが想定されますので、そういう情報は町としてもっていて、そういう時期が来たらこういう保育料の助成がありますよというようなことを改めて通知していく方法もあるん

ではないかと思っております。それから県内では母子保健事業をやっております。この決算でも出てますけども、やはりこれだけの人数が保険事業に携わりながら町民の方が検診を受けてますので、それも情報だと思っんです。そういう方々についても就園等の時期にすればこういうことが申請できますよという行政としての丁寧な扱い、これが必要だろうと思っておりますので、その辺は教育委員会とも話し合いをしながら徹底をしていきたい、このように考えております。

それから、甲状腺検査事業について、検査については継続すべきということで、これは強力に私から、県民健康調査委員会に強く要請をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、57ページの雇用の関係でありますけれども、これも避難先での就労への支援をできるだけハローワーク等を通じながらやっておりました。その件についても広報等での丁寧な説明をしながら就労に困ってる方々、県内外の方々についてきっちり支援をしていくというようなことは明らかにしながら徹底していきたいという考え方でおります。制度のあり方、制度についての考え方を導入したらどうかというようなお話でありますので、この件、国との関係も出てまいりますので制度等の設計については、今後検討してまいりたいと思っております。

私からは、再質問については以上答弁させていただきます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 主要な施策の成果30ページの移動支援事業でございますが、移動支援事業のこちらの利用している10人の介護認定の実態はということでございますが、こちらは一応身体に障がいのある方の事業でございますが、この10人の方の介護認定を調べましたところ、実態は0でございます。あと、浪江町で訪問介護を再開する事業者は社協だけかというご質問につきましては、今のところ社協だけでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 38ページの子供医療費助成事業でございます。18歳まで無料ということで、小学1年生から小学3年生までが補助対象外単費でございます。0歳から小学1年生までが県補助が2分の1。小学校3年生から18歳までが県補助10分の10でございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 主な施策の成果51ページ、ガンマカメラ購入事業に関する質問でありますけれども、測定値について申し上げます。浪江東中学校0.25から0.1μSv/h。丈六公園3.15から



0.83 $\mu$ Sv/h。酒田町営住宅0.51から0.22 $\mu$ Sv/hとなっております。再除染を求める際の数値基準ということでありましたけれども、除染検証委員会に参加された町民から指摘された箇所、高いという指摘を受けた箇所につきまして、ガンマカメラなどで測定をして、それをもって環境省に再除染ということをお願いしているのが実態であります。

また、再除染につきましては、環境省独自で計画書をつくることとなっております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果54ページの甲状腺検査につきまして、県が行いました2次検査結果について受診者が22名、悪性、悪性の疑い2名の内容についての情報提供はございません。

〔「悪性が2名」と呼ぶ者あり〕

○健康保険課長（居村 勲君） ただいま申し上げたように新聞で示されているのが受診者が22名、悪性または悪性の疑いという方が2名という情報ですけれども、その内容についての情報提供は浪江町にはございません。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご答弁申し上げます。先ほどの答弁で一次就農で私避難先の関係で埼玉県の「あらしやまちょう（嵐山町）」と言ったんですが、埼玉県の「らんざんちょう（嵐山町）」というのが正しい自治体の名前なので、まずそれをご訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの再質問でございますが、農地の取得の関係ですが、一次就農等支援は、あくまでも一次取得での関係の経費でありますので、農地を購入してという形の対象とはなりません。

それからもう一つは、園芸産地等復旧支援事業というかこの中で、デントコーンの対象品目がどうなんだという形で最終的にはバイオマス作物が園芸品目とまらないかということでございますが、あくまでもこれは対象品目として、デントコーン、バイオマスという捉え方でやるとこれは対象にならないという整理でございますので、そういう形でご答弁させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 施策の成果69ページにありますまちづくり計画についてでございますが、平成27年度は基礎資料の整理を行いまして、具体的な計画づくりについては今年度検討して

まいりたいということを考えてございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 72ページ浪江町防犯見守り隊事業でございしますが、報酬につきましては、特別職としての日額5000円と、集合場所である二本松事務所と役場本庁舎までの費用弁償を各隊員に支払っておりますことから、その件につきましてはの見直しは、現在考えておりません。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

なお、お願いを申し上げますが、これから質問予定をされている方がたくさんおられますので、一つ簡潔に議事進行よろしく願います。

○15番（馬場 績君） 何点か、保育児童の対象の総額と行政の親切丁寧な対応について求めたわけですけれども、これも内部で検討して改善できるのであれば、改善していただきたいということで再度お尋ねいたしますけれども、町長がいうようにいろんな事業部門と連携すると、これは大変良いことだし、必要あるいは今までもやってきているかもしれない。その上でなんですけどね、住民生活課では住民登録1万8841人だっけかな、1万8800人余の住所、町民の所在は把握されてるわけね。子供についても台帳から今のシステムですぐピックアップできるかどうかは分からないんだけど、システム上は可能ではないかと、従って避難先でついうっかりも含めて申請してないという人がいる可能性もある。従って縦横の関係で十分行政の対応をお願いしたいと思います。

それから、再除染とかガンマのところ町民から再除染について、どういう基準でやってるんだといったら、町民から指摘されたところを環境省にお願いしてるということです。それではガンマカメラを買った意味がないと、これでは、1300万、それから業務委託してるわけけれども、せっかく、高性能の機械を導入したわけ、今それぞれの町村でなぜ帰還が遅れているのかといえば、医療介護の生活環境の整備も含めて今ひとつ線量に対する不安なんですよ。除染してもらったけれども、屋敷周り測ったらば4あったと、あるいは去年だったかな、また立野の人なんだけども、住宅と農地の境のところ3.2だったかな、あったと。その人だけではないと思うんです。従って除染終わったところはガンマカメラできっちり測定すると。それを公表して、これでは安心して戻って生活できないと。ガンマカメラを120%活用すると。ただ再除染といったって説得力がないわけだから。そういうことでガンマカメラ購入を求めてきたわけ。今後の活用についてガンマカメラで除染終わったところについ

てはきっちり測定すると。職員もそれぞれの地域の除染後の線量について把握すると。再除染を求めるということが大事ではないかと思えます。そのことを検証委員会で検証して対策を求めるということでなければ、頼まれた仕事をやってたんではだめですよこれは。町民の問題は課長自身の問題であるわけだから。課長自身の問題は町民の問題なんだから。町民の問題は町全体の問題なんだから。そういう立場で購入した機械の威力を最大限発揮していくと、そういうことで除染検証委員会とも議論して今後の対応で決めるということをお求めおきたいと思えますが、いかがでしょうかお答え下さい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎） 先ほど子供の保育料助成事業に関連しての今後につきましては、町長からご答弁いただきましたので、そのほか再々質問でお尋ねいただいたことについてお答えいたします。

私どもの住民基本台帳を用いまして、就学前の子供たちの数は把握してございます。ちなみに平成27年度ですと545世帯713人です。こういう中でその制度上対象者が絞られてるもの、あるいはこの子供たちは幼稚園もおれば、先ほどご説明しました認定子ども園もありますし、保育園もありますし、あるいは自宅にいます。こういう被災状況ですのでいろんな特殊な状況がありますので、一律にこの数字を中々見通せないという状況もございます。そういう中で、これまで私どもからすれば比較的丁寧に仕事をしてまいりました。ちなみに、今申し上げた幼稚園ですと、この主要な施策の77ページに幼稚園の奨励の数がここに出てございます。こんな形でやっておりますが、せっかくのご指摘ですのでどんなやり方がこういう状況の中で住民の方のためによろしいのか検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） ガンマカメラのことでございます。この1台で買ったカメラだけでは足りないの、今年度事業ですが、決算ではなく今年度事業ですが、委託してそれぞれの家を測るということをやっております。佐々木議員に一般質問でお答えしたとおり、個々の住宅について測ってそれで除染の安心の確認とか、理解を促進することを目的としておりますので、もしそういう中でここが心配だという声がありましたら、それは町としても環境省に再除染についていってきますし、検証委員会では地区ごとにやっているわけですから、地区ごとにやっていって地区全体の中でここ心配だというところも環境省に言っていくと、そういう両面でしっかり安心確保するように追加除染をみていくという取り組みをしてまいります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 主要な施策で申します。61ページ。有害鳥獣の対策費で644万1679円となって、イノシシの捕獲が262頭で471万6000円ということで、たくさんのイノシシを捕獲していただいているとは思いますが、今の現況を見ると浪江に行くたびにイノシシと遭遇します。それで今年度も捕獲隊の人数を多くされたということは聞いてますが、私去年の一般質問の時にイノシシ自衛隊に捕獲させてはみたいなことも言いましたが、やはり狩猟の免許をとるのに助成かなにかを町で考えてはというようなお話ししたら、検討するようなことを町長は答弁したんですけども、今年度にもちょっと予算に入ってませんでした。それでこの辺のイノシシ対策を誰もがこれからの帰還に向けて苦にしていると思うんですが、その辺に対しての割り振りの増減というのは捕った金額ではなくて、やはりその固定金額というか1年中捕獲隊みたいな方が、週に2回捕獲していると思うんです。その辺の考えがもともと違うんじゃないのかなと思うんですが、予算つかないからかどうかは分からないんですけど、この予算等含めて捕った金額で幾らで決算がこうだという仕組みがもともと違うんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと、これは町長に聞きたいんですけど、金額ではなくて、もう分かんないけど10人1年中隊員で臨時職員で雇いますよとかそういう方向にはいかない、今年もいってないんですけど、する予定はないかということなんですけど。決算の金額ではないんです。もともとの考え方がそうならないのかなということなんですけども、毎回皆さん言っているんですけど、実情を言いますと、今浪江町の権現堂内にたくさんイノシシ出るんです。そうすると、今除染できれいになってきて田畑がなっているんで人家に入っているんですね、今のイノシシは。そうすると罾にもかからないんですよ。それなので今の現況を含めたやり方ではちょっとないように、このお金の使い方が思うんですけどその上でお願いします。

あとは、その次のページのブランドイメージ回復支援事業で個人事業主に14件、317万9000円払ってますと言ってますが、これは1件にいくらなのかそれとも何回も行っての方に1回幾らなのかどうかをお願いします。

あとは64ページ。町道橋脚の維持管理で道路維持管理委託7549万2000円。これは帰還困難区域以外たぶん2回除草のお金かなと思ってます。それであとのにもできるんですけど、この帰還困難区域以外は2回除草していただけるんです。それで次のちょっと飛ぶんです

けど、73ページの防火帯事業は帰還困難区域なんですけども、年に1回除草なんです。帰還困難区域だから1回なのちょっと理解がつきにくいと思います。普通の帰還困難区域以外は2回で、なぜ防火帯の帰還困難区域は1回、それも秋口にかけて事業の名称のとおり防火帯だからなんでしょうけども、わざわざ万が一、草が燃えるのであれば大きくしてから切る必要ないんですよ、燃える量増やすと思うんですよ。だったらこの防火帯事業も小さいうちに草刈れば夏場のは草が腐るんで秋口まで伸びた部分はそれほどないと思うんですけど、今114号線から行くとすぐ検問所、過ぎた瞬間もう2mぐらいの草なんで、たぶん車が交差すると草にさわるような状況になってるのは、今職員の方も多く浪江の庁舎に行かれるんで、よく分かってるなとは思いますが、わざわざ大きくしてから刈る必要ないですよ。その辺はこの防火帯事業で夏場1回とか、秋口1回とかに使う予算には該当しないのかどうかをお聞きします。これ前のとちょっとあわせてなんですけど。

あとは71ページの仮設防火水槽設置事業で、今年度も平成27年度も10カ所追加したとあって、たぶん今年度ぐらいになりますと水道がたくさんあれで、消火栓が使えるように徐々になってくれば、もしかしたらこの施設は移動できるんで違うところに使えるようにするために水槽を購入したと、その当時の平成26年の説明だったんで。平成27年度の決算で購入したのは分かるんですけど、いまの状況になってくれば、火事になったら危ない帰還困難区域に移動を実際進めているのかどうか、もしかしたら平成27年度も購入したけども、移動はしたのかどうかお願いします。

あとは72ページ、防犯カメラシステム事業で多額の1億2100万円相当のお金をついでこの防犯カメラ設置してるんですけども、決算書を見たときにこれ賃借だったんです。それで多分今年度もこんなにお金かかっているのかとは思いますが、安全対策のために必要だとは思いますが、以前の状況みたくバリケードが全部ないんで、ほんとにあれば便利かなとは思いますが、もしかしたらこれで犯人見つけましたよとか、なにか実際にあったのか、防犯のために役立ったのかどうか。毎年毎年1億2000万円の出費だとかなり多いような気がしてそれとの防犯のお金で物事精査するわけではないんですが、ちょっとこれは、いや3年度のリースまで含めてこの値段だとか、決算書見ただけでは分かんなかったんでこれをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 有害鳥獣対策事業の件であります。これは福島県内の市町村で有害鳥獣の対策に頭を悩めているというのが事実で

す。今議員お質しのとおりに、我が浪江町も相当被害を被ってるという状況は認識をして大変なことだとは思っています。そういう状況の中で先進地的なところでどういうことをやっているのかということの研究をまいりましたけども、これといった妙案がないというのが実状です。

従って、これは捕獲隊の皆さんには大変なご足労をおかけしてますけれども、是非退治をしていただいて、帰還帰町できるように整備をしていきたいなと思っています。

今ご提案ありました、固定金の捕獲隊に対する導入を考えたらどうかというようなご質問がありました。これは補助金の関係等もありますので、その辺を含みながら若干検討させていただくようお願いしたいと思っています。あとは議員から良い駆除の方法があればご提示をお願いしたいなど、私ども行政も一生懸命勉強しておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。

それから、最後の防犯カメラ設置の件、これは私どもがやはり帰還帰町するために安全・安心、これが一番必要だということで全ての行政区から要請もございました。そして私ども町の安全・安心を守るために、一つの防御策にもなると考えてますので、そういうことで大変な金額を出費、国と県にお願いしてますけども、是非これは続けていただいて、これから帰れる方のために町の中を安全・安心をやっていきたいなど。これはもちろん先ほど色々お話ありましたように、防犯関係の方々と連携強化をしながら、カメラの設置についても同時に指導しながら町をきちっと守っていきたくて考えてますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 施策の成果の62ページ、ブランドイメージ回復支援事業の補助金のこれは1回限りなのかというご質問でございますが、この事業については出展事業各々の出展実績によりまして補助金を交付しているところでございます。

ですから、1回で終わる事業者もいれば、数回にわたる事業者もいるということでございます。ただ、定額が決まっているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 71ページの仮設防火水槽設置事業でございますが、現在のところ上水道が復帰したことに伴いまして、今までは設置してありましたが、設置したということでそれを活用すると。余分なものといいますか、それは移動したいと考えているところでございます。

あと、73ページの防火帯整備事業でございますが、そもそも事業としまして防火帯の整備ということで、草が枯れた頃に刈って火を防ぐということでございますので、年1回の事業となっているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 64ページにございます、道路維持につきまして、道路維持管理委託料7500万円は議員お質しのとおり、町道草刈り2回分ということで、帰還困難を除く居住制限と避難指示解除準備区域の春秋2回ほどやらせていただいております。帰還困難区域については、今回の補助対象外といたしますか、この交付金の対象外でございますので、防火帯の事業でやらせていただいております。こちらについては、今答弁あったように防火という意味で秋口の年1回ということでございます。先ほどでました114号につきましても、国道でございますので、県管理ということで、通常お盆前に1回ほど草刈りをしている状況でございます。なお、交通支障があるような都度、町からも富岡土木ですけれども、要請いたしましてある程度草刈り等の対応はしていただいております。これについては、そういったご要望も多々寄せられるものですから年1回というよりは、さらに細かく草刈りをするようには要望はしてる状況でございます。

○議長（吉田数博君） 山本君。

○10番（山本幸一郎君） 始めに防火帯事業でなんとなく言ってるのは理解もともとしてます。しかし先ほど私言っているとおり、枯れて草刈っても火がついたら「ぼーん」といっていきから全然意味ないように思うんですよね。大きくして枯らしてるもので。安全対策には、火事にはなるんでしょうけども、まずもって交通のことを考えるともう少し早い時期にくどいようですけども、防火帯事業で草がなければ火事にならないわけなんで、考え方かえれば、始めに夏場刈って秋口にもう1回除草すれば、本当の防火対策のような気がするんですけども、国との説明の認識が違うだけだと私は思うんですが、そういう発想が全然ないのかなと。あえていうなら、このお金の中で多分帰還困難区域の草刈りは農地10mの山林2mだと思うんで、面積あえば良いような気がするんですけども、どこの様式を真似したかは分かんないんですけども、改善する余地があるのかと思うんですけど。あえて事業の趣旨は分かりますが、考えようによってはそういう考え方が十二分にとおるのかと私自身思って、また帰還困難区域の人にはかなり喜ばれるのかと思いますのでその辺ちょっとお願いします。

それで次にいきまして、仮設防火水槽設置事業も同じで今から移動しますと、だったら早く移動してくれよと。なんでならばあるところに水の復旧するところあるのにもかかわらず置いてても意味ないんですよ。もともと水が出ないからということで、この仮設水槽置いてるんですね。私も帰還困難区域なんですけども、前は堤があったんで、火事になればそこからすぐに放水できるような状況だったんですけど、堤体がみんな震災で壊れて、今水を貯めてません。万が一火事になれば、というところがたくさんあるんですね。やはり初期消火だと思うんで、そういうのがあればたまに帰った住民の人も、「あー、なにかあったら安心できるな」というように思われるんで、設置して買ったんですから使ってないとこのは有効活用を早期にさせていただくのが行政なのかと思います。

この2点お願いします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 71ページの仮設防火水槽設置事業でございますが、水路の状況を確認させていただきまして、移動を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、73ページですか。防火帯でございますが、現在国と要望というか事業として実施できるか協議してございますので、少しお待ちいただければと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重です。

財政の中の債務についてお伺いをいたします。債務、災害前の平成22年度の浪江町の債務残高は約133億円でありました。平成27年度は88億円ですので5年間で約45億円減りました。昨年の平成26年度に比べると約16億円返済されました。大変な苦勞に感謝をいたします。今後避難解除のことを考えますと財政は厳しくなると思ひます。さらにどのようにして債務を減らすのか、また町民にどのように協力していただくのかお伺いをいたします。

それから次に、主要な成果の60ページ。地域農業活性活力再生事業ですか、これが9941万円内花のまち実現化事業1865万円であります。事業内容は浪江町の花弁振興のための計画策定業務委託となっておりますが、内容説明と今後このことをどのように生かされるのか、お伺いをいたします。

主要の成果70ページ。福島再生賃貸住宅整備事業4520万円。この



金額は主に施設改修工事設計費用であります。雇用促進住宅の買い取り2230万、それに改修工事この後になってきますけど16億円かかるということで、大変な金額になるわけでありませうけども、入居される方々の対象、見込みはどのように考えているのかお伺いをいたします。

最後にもう1点、主要な成果72ページで、浪江町防犯見守り隊事業ですけれども、このことは馬場さんから質問ありましたけれども、防犯見守り隊事業1163万円この事業によって町民にとって非常に安心・安全を与えていただいていると思います。今後の方向なんですけれども、特例宿泊、準備宿泊と宿泊に対しての対応が求められると思います。現在のこの日中に加えて最悪あるいは夕方の対応を考えるべきではないかと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、1番目の質問で債務をどのように今後減らすのかというご質問でございますが、主要な施策の成果の例えば13ページを見ていただきますと、現在、将来的な負担比率については決算時点での将来負担額なんですけど、93億円ほどあるんですけども、充当可能となる財源が今のところは復旧・復興基金とかございますので、そちらが多くなってますので将来負担比率というのが算出されてないということで、現時点では将来の償還には対応できるものと考えております。例えば、加速化交付金とか帰還環境整備交付金というのは基金にはありますけれども、用途が限定されてて現在その復旧復興事業に直接使ってるという状況でございます。

従いまして、浪江町の復旧・復興基金や財政調整基金なども有効に活用しながら町債の償還には充てていきたいと考えております。現時点では町債の償還には対応できるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 施策の成果の60ページ、地域農業活力再生事業の花のまち実現化事業のこれからどのような形で進めていくかということでございます。これにつきましては、平成27年度においてこの花のまち実現化事業という形で今後浪江町が花のまちとしてどういうふうにして確立していくかということを定めた基本計画でございます。それによりますと、一つは花卉栽培の確立という形で帰町後自立した生活が可能となるために花卉栽培を主に行うと。また新たな収入源として営農スタイルを確立しますという形があります。それを帰町した営農者、花のまちに賛同する営農者が一

一つこの花卉栽培の営農スタイルを確立して収入源として自活していただくという形が一つでございます。

二つ目は、これも構想の中に謳っているんですが、今後建設される復興記念公園との連携ができないかということで、その計画の中に盛り込んでるところでございます。

もう一つは、花卉を用いた観光ルートの確立という形で、それぞれ営農者が花のまちで花卉栽培のハウス等を作るとそういう形で花卉栽培の補助や復興記念公園等を有効利用しまして、そういうフラワーアレンジメントとか販売会、またそういう形で観光資源として有機的な連携を模索して花のまちという形で水稻その他に頼らない浪江町の振興作物で花卉を全面的に風評にとらわれない花卉を栽培して営農の柱にするという形で現在事務を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは70ページでございます、福島再生賃貸住宅整備事業、入居者でございますが、対象は一定所得制限がございますが、町民あるいは町へ移住される方を対象としてございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 72ページ、浪江町防犯見守り隊事業でございますが、今後町内に宿泊する方が増えるということで、夕方の見守りも検討してはどうかということでございますが、現在避難先から町内まで来ていただく隊員の負担も考慮していただきまして、今後町内に居住する方にもお願いできないかということを考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 財政のことでは現時点では色々地方交付税、国庫支出金、復興交付金そういうものをいただいておりますので、色々大丈夫だと思いますけども、やはり今後のことを考えれば、浪江町では5000人の町づくりということを目指しているわけで、そして収入というものも固定資産税であれなんであれそれは中々徴収できる体制ではないと思います。そういう中でできるだけ早く返せるものは返すようなこの債務を早く返せるような方法でやっていただきたい。

それから、福島再生賃貸住宅整備のことですけども、一応は町内の方々を対象としているということでもありますけども色々復興住宅等も余っているということも聞く中で、あるいはまた浪江の町に造るのはもう少し早く造れば入るんだったのにといい方々も多くおら

れますので、やはり色々アンケート等を取りまして、そして入るどうい入居状況になるか見通してそして町外の方にも利用してもらい、そういう方法が必要ではないかと思っておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご指摘のとおり町債の償還というのは、今後大きな負担になるものとは考えております。それで今いろんな基金がございますが、復旧・復興に直接使うのか、町債の例えば繰上償還に使うのかというのも基金の運用状況、それぞれの基金の運用状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 福島再生賃貸住宅でございますが、議員お質しのように町外から転入される方、この方についてももちろん対象としてございますので、町の広報というわけにはいきませんが、町のホームページなりで募集時期になりましたら広く募集をかけたいとは思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 11 時 38 分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 11 時 38 分）

---

○議長（吉田数博君） 続いて、平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 主要な施策の99ページに、決算一覧表がのっております。浪江町の介護認定者は801人であったものが1460名ぐらいい、1.7倍ということで介護保険サービスの利用対象者が増えていると。まして先ほどから色々議論になったように、独居老人も含めて介護サービスを求めているのが実態ではないかと。99ページの前年対比の歳入歳出決算を見ますと、歳入では前年対比で5559万円の減。それから歳出では8239万5000円。認定者も増えてるということは、介護利用者も増えてるということだと思います。それなのに前年対比で歳入で5500万円、歳出で8200万という決算になった大きな理由、これをちょっと理解できるようにご説明をいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 介護の認定者につきましては、前年対比で43名増ということで3.1%伸びてございます。決算で平成26年度と平成27年度で歳入が5500万円、歳出が8200万円と減額になったということでございますが、大きくはやはり施設関係の利用者が減りまして、居宅に移っているということがあると考えております。あと、歳出の主な減の理由は諸支出金で1億5800万円の差額があるわけでございますが、こちらは会計上、国・県や支払基金への返還金、この部分が伸びたということでございます。歳入につきましては、繰越金が3億400万円から1億3300万円ということで大きく減額になったということでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） ご苦労さんです。まもなくお昼です。多分お腹も空いてるから中々思考がまとまらないということもあるのかと思いますけど、要するに歳入では繰越金が前年より1億7100万円減ってるんですよ。結果歳入で5500万円の減少ということになってますけど、介護認定者が3名4名増えたということだけの影響ではなくて、介護保険給付では1億2000万円ほど増えてるわけですね。歳出合計では8200万円減ったと、そうすると今の課長の説明を整理させていただくと諸支出金、国・県への支払が前年より大きく減ったので歳出そのものも大幅減少になったと、従って給付の伸びを上回る諸支出金の減少があるので、決算では歳出8200万円の減額決算になったということだと思います。私も十分審査してないというか所管でないからその中身までは承知してないんですけど、介護保険給付が増えて歳出の分の諸支出金が減ってるということは償還金かなにかがあって、ここで減ったというならば分かりますが、1億5000万円の諸支出金の減少についても介護保険給付との関係でいえば比例的に、多少支出も増額されるということになるので会計の中身が調査不足ですから分かりませんが、いずれにしても介護保険特会で歳入の減少については分かりました。繰越金が大幅増になったと、繰越金が減ったということで歳入そのものも大きく減ったと。一方で歳出の8200万円の減少の大きな理由になってる諸支出金がなぜこんなに増えているのかということの説明してもらえば、決算の中身としては理解できると思います。よろしいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 少し答弁調整を。

---

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため、暫時休議をいたします。  
（午前11時48分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
（午前11時52分）

---

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） こちらは国・県への返還金になりますので、内訳といたしまして介護給付費の償還金が国庫負担金が1947万5495円、県負担金が1515万6466円、地域支援事業償還金の国庫負担金が12万4186円、県負担金が6万2093円、支払基金負担金が50万6958円、災害臨時特例補助金償還金が1393万4000円となっております。こちらが前年度に対しまして増額となっております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 分かりました。こういうことなんだ。私も勉強不足だったんだけど、介護保険特別会計の決算説明で下から二段目、なお、介護保健サービスの利用者負担については免除となっており、特例補助金により諸支出金として負担をしたということで諸支出金が減額になったとこういうことでしょ。書いてあるんだ。従って特例補助金として利用者負担金が免除になっており、その分特例補助金として諸支出として負担した金額そのものが減少したと、結果歳出決算については前年比8200万円の減額決算になったと。決算書を素直に理解すればよかったんだ。失礼をしました。というふうに書いてありますし、そう理解しましたので分かりました。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号決算の認定についての質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 平成27年度決算認定に対して、異議ありの立場から討論をさせていただきます。

決算の概要の報告の最後に1ページというか、震災から5年が経ち本格的に復旧・復興実現してく段階となってまいりましたと、引き続き町民の生活再建とふるさと浪江の再生に向けて、さらに復旧・復興事業に取り組んでいきますという町の姿勢と決意が表明されております。そういう意味では、今日までの事業の取り組みあるいは今後を展望した様々な事業が計画されてると、ご苦労の上に平成27年度決算があったということについては理解をいたします。しかしながら、幾つかの理由で浪江町の復興・復旧、町民の生活再建という角度から吟味した場合、幾つかの問題があると思っておりますので、それを指摘して反対の討論にさせていただきます。

一つは、有識者検証委員会の事業費に947万4000円ほどの支出決算報告がなされております。有識者検証委員会の立ち上げそのものに異論があるわけではありません。しかし、検証の結果どういう報告がなされたかという、避難解除の線量基準20mSv以下、長期的には1ミリというのが避難解除の第1の要件になっております。これも基本的には様々な問題が内在している政府の避難解除3要件のコピーであるといわなければなりません。若干このことについて深めておきたいと思うんですけども、一つは、一般質問でも議論したように、20mSv以下で避難解除ということは、要するに2007年にICRPが緊急時の被ばくの下限として示した数値そのものであります。何を言いたいかという、20mSv以下というのは緊急時における数値であります。従って、我々が20mSv以下ということは緊急事態の元で避難解除になるとこういうことであって、それはありえないという問題であります。

今一つは、1mSv以下の問題についてもICRPは1990年に一般公衆の被ばく限度の実効線量年間1ミリと定められて、それがいろんな法律に反映されていると、これが日本の国内法なわけですね。政府自ら決めた法律施行に政府自らが違反する形で避難解除の3要件をだしてると、20mSvを出してるとこういうことであります。我々としてはやはり実効線量年間1mSv以下、一般公衆の被ばく限度をあくまでも求めるべきだと思います。

そういう問題が有識者検証委員会の報告として出されて、3月末にそういう検証委員会の報告が出されて、新年の事業において住民懇談会が開かれて様々な町民からの批判がでたと。それは懇談会における町民の批判だけではなくて、既に解除してる檜葉町、9月5日で1年になりましたけれども、もちろん浪江と同じ問題を抱えてるわけではありませんけれども7350人の町民の内831人、わずか9.2%しか帰還してないと。南相馬においては1万4000人の内930人しか帰還してないと、数字でいえば9%であると。これは何を物語っているかと、帰還の条件、生活環境の整備も含めて、安心して戻れる状況ではないということだと思います。線量との関係では極めて重大な有識者検証委員会の報告がなされたということでもあります。

二つ目の問題としては、除染がどうなっているんだと、建物の解体はどうなってるんだと、先ほども決算審議で議論になりましたけれども、浪江町の災害公営住宅はどうなってるんだということを考えた場合、これはやはり一言でいえば遅れに遅れていると、上ノ原では、全員協議会に対する報告でもこれからだと、あるいはその他の行政区でも田尻、立野、谷津田そこで遅れてることはいうまでも

ありません。建物解体についても1421件が受け付けされていて、解体終了したのは445件だと、果たして有識者検証委員会が示した平成29年3月解除まで間に合うのかどうかという問題も大いに懸念されると。

それから、災害公営住宅については入札の不調など福島再生住宅改修事業では平成29年7月に完了すると、あるいは災害公営住宅については平成30年3月ということで帰りたいといっても住める状態ではないということなのに、住環境の整備が遅れてるということについては、まさに大きな問題だと。

それから、先ほどの議論でも介護サービスで帰って事業再開できるその見通しはどうかということについては、社協以外に今のところ再開を見通せる状況にないと、あるいは浪江町に診療所はできませんけれども、果たして十分な医療体制が確保できるのかということについては、甚だ不安材料が大きいと、こういう問題があるということでもあります。

三つ目には、マイナンバーの問題であります。マイナンバーについては、今度の議会でも所管委員会で審査をしました。実態としては1万8847件を町民に書留郵便で送ったと、しかし今現在158件が届いていないと、4800万円ほどの事業費を投じてカードの申請した人は、わずか1569件。発送件数の8%しかない。これを国の社会保障あるいは税管理ということで昨年から強引に導入されたと、こういう年度であったということでもあります。

最後に、町民共同による支援事業については24団体が申請して549万1000円。これは5名以上のグループに50万円限度で支援するということでもありますけれども、絆事業と言われてる事業ですね。主要な施策の成果でいうと24団体に549万1000円支給したという、助成したという決算報告がなされております。その中で問題だと思うのは、皆さんも見ていただきたいんですけど、浪江自衛隊父兄会に対する支出が行われていると、委員会審査でも補助金支出の要項があるのかと、補助金として活動助成費として交付するからには、なんらかのルールが必要ではないかと、しかしそれが一切ないと、絆事業ということで親睦と交流を深めるということで申請があった事業に対しては100%交付をしてると、こういうことでもあります。果たして町民共同による新事業として浪江自衛隊父兄会に支出した助成金は、果たして正当なものなのかどうなのかと、個人的な親睦ではないかと、そういうことになれば、なんらのルールもないと、要綱もないということでこの事業を継続してくということになれば、修正をすれば、たとえ話、兄弟会で申請してもそれはこの事業



の対象になると、果たしてそれが公金の公平公正な支出にあたるのかどうかということでもあります。そういう点では私は今回の支出は個人的な親睦会であり不適切なものであると、このことについては要綱の制定を求めておきたいと思います。

以上、幾つかの決算を認定できない理由をあげましたけれども、そういう立場で、一方では一生懸命やってるというのは分かるけれども、決算内容においてあるいは今後の復興・再生において重大な障害を持ち込む幾つかの問題が明らかにされた決算であったという立場から決算を認定できない討論に書いておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重です。平成27年度一般会計決算書に対する賛成の立場で討論をいたします。

東日本大震災原発事故災害発生から5年6カ月となりました。未だ避難生活が続く厳しい状況ではありますが、ようやく復興が目に見えるようになってきたと思います。平成27年度の決算は一般会計140億5500万円、特別会計100億3300万3000円と震災前の約3倍の大型予算の執行でありました。厳しい状況の中でも復興に向けて予算執行にあたり、ご苦勞も多々あったと思います。特に評価したいのは浪江町の債務残高が年々減少していることでもあります。平成26年は約98億円でありましたが、平成27年度約86億円、約16億円少なくなりました。避難指示解除後自主財源がますます減少していくことを想定し、債務いわゆる借金を少なくすることが大事かと思えます。健全財政であります。予算執行にあたっては、各所に誠心誠意頑張られたことを感じられます。

よって、平成27年度決算承認の件は、承認することに対し、賛成するものであります。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため午後1時30分まで休憩といたします。

（午後 0時11分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

---

**◎認定第2号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第72号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第73号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第73号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第74号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第74号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第74号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
-

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。  
(午後 1時34分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 1時35分)

---

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第75号 平成28年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第76号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第77号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第77号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第78号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第78号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第78号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第79号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第79号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第79号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第80号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第80号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第81号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第81号 平成28年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第82号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第82号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第83号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第83号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算  
（第1号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎延会について

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。  
本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
- 

#### ◎延会の宣告

- 議長（吉田数博君） よって、本日はこれで延会することに決定しました。  
本日はこれで延会します。  
明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。  
なお、この後、1時50分から議会運営委員会を開催します。委員  
の方は、中会議室2にご参集下さい。総務課長も出席願います。  
(午後 1時43分)



9 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成 28 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 28 年 9 月 15 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 84 号 工事請負契約の締結について (福島再生賃貸住宅整備工事)
- 同意第 4 号 特別功労者の決定について
- 報告第 4 号 浪江町一般会計継続費精算報告書について
- 報告第 5 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第 2 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（15名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 渡邊泰彦君  | 2番  | 佐々木勇治君 |
| 3番  | 鈴木幸治君  | 4番  | 吉田数博君  |
| 5番  | 平本佳司君  | 6番  | 松田孝司君  |
| 7番  | 山崎博文君  | 8番  | 若月芳則君  |
| 9番  | 佐々木恵寿君 | 10番 | 山本幸一郎君 |
| 11番 | 泉田重章君  | 12番 | 佐藤文子君  |
| 13番 | 紺野榮重君  | 14番 | 三瓶宝次君  |
| 15番 | 馬場績君   |     |        |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|  |       |                |        |
|--|-------|----------------|--------|
| 町長   | 馬場有君  | 副町長            | 宮口勝美君  |
| 副町長  | 本間茂行君 | 教育長            | 畠山熙一郎君 |
| 代表監査委員   | 山内清隆君 | 総務課長           | 佐藤良樹君  |
| 復興再生事務所長<br>兼まちづくり整備課長                               | 安倍靖君  | 復興推進課長         | 山本邦一君  |
| 町民税務課長   | 武隈吉美君 | 産業振興課長         | 岩野善一君  |
| ふるさと再生課長   | 三瓶徳久君 | 帰町準備室長         | 鈴木政己君  |
| 健康保険課長兼<br>仮設津島診療所<br>事務所長                           | 居村勲君  | 介護福祉課長         | 佐藤祐一君  |
| 生活支援課長   | 清水中君  | 会計管理者<br>兼出納室長 | 鈴木貞孝君  |
| 教育委員会事務局<br>教育次長兼浪江町中央公<br>民館長兼浪江町津島公民<br>館長兼浪江町図書館長 | 大原教知君 |                |        |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

### ◎議案第84号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第84号 工事請負契約の締結について（福島再生賃貸住宅整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） 本件については、不落で再入札という案件であります。しかも契約の方法が一般競争入札に変わったということですが、まず、一般競争入札に参加した業者をお知らせ下さい。

それと契約金額が16億3000万円ということですが、予定価格との関係で落札率は幾らなのかと。

それから、前回の入札と今回の入札で再入札ということになったわけですが、町として期待したというか、契約までこぎつけるところにきたわけですから、発注できるところまできたわけですから、それはそれで前回とは違うということだと思いますけれども、入札に参加した指名業者との関係と一般競争入札に切り替えた成果はあったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 答弁、まちづくり整備課長。

- まちづくり整備課長（安倍 靖君） それではご質問にお答えいたします。まず今回の応札業者については、2社ほどございました。

2番目の落札率でございますが96.6%でございます。

今回入札方法を切り替えた成果といいますか、前回も同じような制限付き一般競争入札でございます。若干条件的には前回はJVのみということでございましたが、今回はJVと単体でも良いというようなそういった意味での制限つき一般競争入札でございます。前回も応札2社ほどございました。今回も2社ということで広く公募した結果、結果的には2社ということでございましたが、ある程度の競争性は保たれたと考えてございます。

- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 予定価格は、落札率も出ているからですけれども、予定価格は幾らだったのかということ再度お尋ねいたします。

それから、前回2社、今回2社ということで前回の2社、今回の2社についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、まず予定価格でございますが、予定価格につきましては15億6390万5000円。落札額が、入札でございますので税抜きで15億1000万円。落札率は96.6%ということでございます。

業者名ということと実際に応札になった業者の氏名ということでございますか。

〔「参加者」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 今回は落札になった安藤・間・泉田組特定建設工事企業体ともう1社は鴻池組でございます。前回については同じように、今回の落札業者である安藤・間・泉田組特定建設工事企業体ともう1社、すいません、前回の入札資料は持ち合わせてございませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時07分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時09分）

---

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） すいませんでした。前回の2社につきましては、1社は安藤・間・泉田組特定建設工事企業体でございます、もう1社は日本国土・横山建設特定建設工事共同企業体JVでございました。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 今回の契約内容は分離発注ということで、外構は別ということ。前回の金額は私手持ちに資料がないんですけれども、一般競争入札にして分離発注にして今回落札をしたということですが、案件の早期発注ということからすれば、契約が成立したということについては評価はできると思うんですけど、入札業者は前回も安藤・間共同企業体。それから今回も安藤・間の共同企業体。結果として安藤・間が落札をしたと。経過からすると安藤・間

にしてみれば私は素人ですが、この工事の設計図もどこまで把握されていたかどうか分かんないけども、安藤・間にしてみれば前回も参加、今回も参加、しかも分離発注して今回の契約が前回より間違いなく高くなってるということで、安藤・間にしてみれば再入札という業者側からの成果があったのではないかと思います。そこで今後の復興・復旧にかかわる発注についてですけども、一つは分離発注も地元の企業が参加できるような形での分離発注を検討するということが大事ではないかと、ある程度大手でない今回工事については中々難しいという見方もあるかもしれませんが、共同企業体等組めば地元でもやれる。あるいは分離発注ということであれば、地元の業者も参加できるとこういうことになってくるのではないかと。

従って、今後地元の業者も参加できるような分離発注の形態を検討されるかどうかということと、結果としては前回参加した安藤・間が今回落札したということについては、一般競争入札ですから別にそれでどうだということではないけれども、落札率も96.6%高止まりという見方もできるのではないかとということで、分離発注も含めた発注の形態、公共事業の公平公正な入札・発注・工事の進め方等を十分検討して、今後、公共事業の発注に生かす必要があるのではないかと思います。担当課長から一度お答えいただいた上で、その後町長から今後の考え方も含めてお答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今後の考え方ということのご質問でございます。

やはり地元の業者さんを育成していく、そして地元の業者さんが技術を磨いていく、そういう観点からすれば、地元の業者さんが参画ができるようなそういう状況をつくっていきたいと考えてますが、先ほど議員お質しのとおり、今こういう震災間際の非常時の状況でありますので、作業員の確保であるとか、あるいは資材の確保であるとか、色々諸々の要因がありまして大手さんといいますか、そういう方々のご協力もいただかなくてはならないというような状況であると思っております。

従って、今後も地元企業の育成という意味で参画できるような状況は競争性を保ちながらつくっていきたいと、そう考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第84号 工事請負契約の締結について（福島再生  
賃貸住宅整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎同意第4号の質疑、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、同意第4号 特別功労者の決定につ  
いてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより、同意第4号 特別功労者の決定についてを採決します。  
採決は個別に起立により行います。  
まず、松本道夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求  
めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、松本道夫氏について同意することに決定しました。  
次に、（故）渡部貞信氏について同意することに賛成の諸君の起  
立を求めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、（故）渡部貞信氏については同意することに決定しまし  
た。  
次に、（故）今野孟信氏について同意することに賛成の諸君の起  
立を求めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、（故）今野孟信氏については同意することに決定しまし  
た。  
以上で、同意第4号について原案のとおり同意することに決定し  
ました。
-



#### ◎報告第4号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第4号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第4号を終わります。

---

#### ◎報告第5号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第5号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第5号を終わります。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の星大子氏が平成28年9月30日で任期満了となることから、後任の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める半谷正彦氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。浪江青年会議所の役員を務める傍ら、避難先においてお子さんが通われる学校の学年委員長を務められるなど、3人のお子さんの子育てに奮闘されており、子育て世代を代表する委員として適任であり、本町の教育振興にご尽力いただくため、教育委員に任命したいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第5号については原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第6号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の四條賢清氏が平成28年10月31日で任期満了となることから、後任の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める大浦泰夫氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。昭和55年に浪江町役場に入庁され、平成27年3月の退職されるまで、要職を歴任され、また、平成4年度には菟野幼稚園保護者会長を務めるなど、高潔な人格で教育に関し識見を有していることから適任であり、本町の教育振興にご尽力いただくため、教育委員に任命したいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、同意第6号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。  
(午前 9時22分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前 9時26分)

---

○議長（吉田数博君） 資料の差し替えを行います。  
暫時休議いたします。  
(午前 9時27分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前 9時28分)

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。  
以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月6日の本定例会開会以来、

熱心にご審議をいただき、追加議案を含め、提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました、貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行及び被災者支援に十分生かして参りたいと考えておりますので、更なるご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

特に、議案第74号 一般会計補正予算には、浪江東中学校改修及び認定こども園に関する予算が計上されており、町民の皆様が帰還を判断する上で欠くことのできない、教育環境の整備を推進する重要な予算であります。本予算の成立、さらには、議案第84号 福島再生賃貸住宅整備工事請負契約の締結などにより、今後さらに帰還に向けて生活環境の整備を加速させてまいりたいと考えております。

さて、9月1日より開始しております、特例宿泊でございますが、これまで目立ったトラブルもなく順調に実施されており、宿泊されております町民の方を個別訪問し、現在、課題、要望などを聞いております。尚、引き続き防犯や自然災害への対応など、町内に滞在される皆様の安全・安心の確保に万全を期し、今後予定される準備宿泊のステップにつなげていきたいと考えております。

次に、合併60周年記念式典が来る10月9日に開催されます。町全体が避難指示という困難な状況での開催となりますが、これまで並々ならぬご苦勞された、先人たち偉業を称えるとともに、広域分散避難している町民の皆様の、絆の維持や町のアイデンティティーが発信できるような式典にしたいと考えておりますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、昼夜の寒暖の差が激しくなってくる季節でありますので、議員各位におかれましては、健康には特に留意され、今後の町政発展、住民福祉向上のため、一層、ご活躍いただきますよう、お祈り申し上げます、閉会のあいさつといたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年9月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午前 9時32分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 佐々木 恵 寿

署名議員 山 本 幸 一 郎

署名議員 泉 田 重 章